

2 開戦後の諸情勢

289

昭和14年9月1日

在独国大島大使より
阿部外務大臣宛(電報)

波蘭への武力発動をヒトラーが全国防軍へ命令したとの発表について

ベルリン 9月1日後発

本省 9月1日夜着

第八九一號(大至急)

「ヒ」總統ハ九月一日早曉左記命令ヲ全國防軍ニ發シタル旨發表サレタリ

波蘭ハ余ノ平和的提案ヲ拒否シ之ニ答フルニ暴力ヲ以テセリ波蘭ハ獨逸國境ヲ尊敬スル意思ナキハ屢次ノ國境事件ニ依リ證明セラレタリ今ヤ右暴力ニ力ヲ以テ對抗スルノ已ムナキ秋至レリ獨逸將士ハ獨逸ノ名譽ト生存權ノ爲ニ起チ其ノ義務ヲ遂行センコトヲ期待ス

290

昭和14年9月1日

在独国大島大使より
阿部外務大臣宛(電報)

ダンチヒの独領復帰をヒトラー承認について

ベルリン 9月1日後発

本省 9月1日夜着

第八九三號(大至急)

「ダンチツヒ」自由市黨地方部長「フオルスター」ハ「ヒ」總統ニ對シ電報ヲ以テ往電第八九二號ノ通り「ダンチツヒ」ノ獨逸復歸ニ關スル國家根本法ヲ制定シタル旨報告シ總統ノ承認ヲ求メタリ之ニ對シ「ヒ」總統ハ折返シ電報ヲ以テ右根本法ヲ承認シ同時ニ「フオルスター」ヲ同地方行政長官ニ任命スル旨返答セリ

在歐各大公使、壽府、米へ轉電セリ

291

昭和14年9月1日

在独国大島大使より
阿部外務大臣宛(電報)

対波開戦に当たつてのヒトラー演説について

ベルリン 9月1日後発

本省 9月1日夜着

第八九六號(大至急)

九月一日午前十時獨逸議會召集セラレ議長「ゲーリング」元帥開會ヲ宣シタル後十時十分「ヒ」總統ハ要旨左ノ通りノ演説ヲ爲シタル後「ダンチツヒ」併合ノ法律(内容ハ往電第八九二號ト同シ)ヲ滿場一致ニテ可決シ十時四十五分閉會セリ

余ハ「ダンチツヒ」及「コリドール」問題ヲ解決シ及獨波間ノ恆久的平和ヲ確保シ得ヘキ事態ヲ持來スヘキ決意ヲ爲シタリ余ハ現在ノ波蘭政府若クハ他ノ波蘭政府力之ヲ認ムル迄ハ最後迄戰フノ決意ヲ爲シタリ獨逸ハ戰鬪員ニ對シテノミ戰ヒ婦女子ニ對シ戰フコトヲセサルヘシ余ハ此ノ目的ニ從ヒ空軍ニ對シ命令ヲ出シタリ然レトモ若シ波蘭ニシテ獨逸婦女子ヲ攻撃スル場合ハ余ハ斷然之ニ答フル所アルヘシ余ハ六年間國防充實ヲ爲シ之ニ費シタル經費九億馬克ニ上ル余ハ自ラヲ全部犠牲ニ供スヘシ國民ニ對シテ余カ自ラ拂フ犠牲以上ノモノヲ求メス余ハ今日曾テ大戰當時着シタ

ル一兵卒ノ軍服ヲ着シタリ戰捷ヲ獲得セサル限り余ハ此ノ軍服ヲ再ヒ脱クコトヲセス余ノ生命ニ事起ラハ「ゲーリング」ヲ後繼トシ「ゲーリング」ニ事アラハ「ヘッス」ヲ後繼トス余ノ念願ハ唯獨逸國民ノ復興ニ在リ幸福ノ言葉ハ余ノ知ラサル所ナリ獨逸ハ一九一八年十一月ノ歴史ヲ再ヒ繰返スコトナシ余ノ生死ノ如キハ問題ニアラス重要ナルハ獨逸國民ノ興亡ナリ諸君ハ黨員トシテ夫々擔任地方ノ國民ノ精神作興ニ對シ責任ヲ負フヘシ吾人ノ意思ニシテ如何ナル困難モ搖カシ得サル程強固ナラハ吾人ノ意思及劍ハ又困難ヲ克服スヘシ

在歐大使、米、壽府ニ轉電セリ



292 昭和14年9月1日 在独国外務大臣宛(電報)

独軍の波蘭進撃開始に関するラジオ放送について

ベルリン 9月1日後発
本省 9月2日前着

第八九七號(大至急)

一日午前十一時四十分「ラヂオ」放送ニ依レハ一日早朝獨逸軍隊ハ全獨逸國境ヲ越エ空軍ハ同時ニ波蘭ニ向ヒ出發シ海軍ハ「オストゼー」ヲ確保シタル趣ナリ
英、佛、伊、波、蘇ニ轉電セリ

293

昭和14年9月1日
在ポーランド酒匂大使より
阿部外務大臣宛(電報)

独軍の対波侵攻開始を波蘭外務省東方部長が
通報について

ウルシャワ 9月1日後発
本 省 9月2日前着

第二四〇號(至急)

一日東方部長カ井上ニ語レル所ニ依レハ獨逸軍ハ午前五時何等ノ豫告ナク東「プロシヤ」、「ボスチナ」、「シレジア」、「スロバキア」ノ四方面ヨリ一齊ニ進撃ヲ開始シ「カトビツチ」、「チェンストホワ」、「クラコー」、「グルージョンズ」、「プツク」ヲ爆撃セリ波蘭軍ハ午前七時行動ヲ起シタリ「ワルソー」ハ獨機三機三回襲撃セルモ撃退セラレタリ
在歐各大使、壽府へ轉電セリ

294

昭和14年9月1日
在ポーランド酒匂大使より
阿部外務大臣宛(電報)

独軍侵攻を受けて対独交戦を決定した旨ベツ
ク説明について

ウルシャワ 9月1日後発
本 省 9月2日前着

第二四二號(至急)

一日正午「ベツク」外相ハ往訪ノ本使ニ對シ遂ニ決戰トナレリ三十一日午後六時半「リプスキ」大使ヲシテ「リツベン」外相へ直接交渉ニ應スル旨申入レシメタルモ「ヒツトラ」ハ開戰ヲ命セリ此ノ上ハ飽迄交戦ノ覺悟ナリト決然トシテ語リ既ニ敵飛行機約八臺ヲ射落セル模様ナリト決戰況ヲ述ヘタリ
在歐各大使へ轉電セリ

295

昭和14年9月1日
在スイス天羽公使より
阿部外務大臣宛(電報)

スイス政府の中立宣言について

第一三五號

往電第一二七號ニ關シ

ベルン 9月1日後発
本省 9月2日前着

瑞西政府ヨリ公文ヲ以テ中立宣言ヲ通知シ在東京瑞西公使ヨリ日本政府ニモ傳達方訓令シタル旨申越セリ他ノ大公使ニ對シテモ同様ノ措置ヲ執リタル趣ナリ公文郵送在歐各大公使、壽府へ郵送セリ

296 昭和14年9月1日

在英国重光大使より
阿部外務大臣宛(電報)

独波戦争の成りゆきにつき観測報告

ロンドン 9月1日後発
本省 9月2日後着

第一〇三五號(極秘)

戦争ノ成行ハ豫想ヲ許ササルモノアルモ差當リ「ヒットラー」ノ鞏固ナル決意ト蘇聯ノ意圖ノ複雑ニシテ其ノ影響スル所重大ナルハ想像以上ト思ハル獨蘇取極ハ歐洲ノ緊迫セル形勢ヨリ生起セルモノナルカ(右ハ日獨伊軍事同盟締結

セラレ居タリトスルモ矢張り同様ノ形勢トナリタルヘシ)獨逸ハ恐ラク西方國境ニ於テハ純然タル防禦姿勢ヲ取り(尙努メテ米國ヲ刺戟スルコトヲ避ケ之ヲ戦争ニ参加セシムル口實ヲ得シメサルコトニ注意シ)且伊國ヲ寧ロ戦争ノ渦中ニ置カスシテ蘇聯トハ益々深く結ヒテ巴爾幹ノ處分ニ直進スヘク見ラル尙波蘭ノ分割、「ベツサラビア」ノ處理ハ勿論恐ラクハ海峡問題ニ付テモ獨蘇間ニ默契存スルニアラスヤト推測スル者アリ他方蘇聯ハ歐洲大戰ヲ勃發セシムルコトニ成功シテ此ノ上ハ成ルヘク多數ノ國力之ニ加入シテ戰禍ヲ廣クセシメ其ノ間ニ自國トシテハ黑海ヨリ地中海ニ進出シ得ル緒ヲ附ケントスル意圖ヲ藏スルニアラスヤト思ハル節アリ何レニシテモ獨蘇關係ノ及ホス影響ハ益々廣汎ナルモノアルカ如シ

297 昭和14年9月2日

在伊國白鳥大使より
阿部外務大臣宛(電報)

英仏両國が参戦しても伊國は中立を保持する
旨を伊国外務省言明について

ローマ 9月2日前発
本省 9月2日後着

第二六九號(至急)

外相多忙ニシテ面會叶ハサリシ爲本一日「ユー」次官ヲ往訪シ往電第二七〇號伊閣議ノ「軍事的ニハ「イニシアチブ」ヲ取ラス」トハ戰爭力獨波間ニ止マラス英佛ノ參加ヲ見ル場合ニ於テモ然ルヤト尋ネタルニ彼ハ之ヲ肯定シ伊太利トシテハ好意的中立ヲ守リ自ラハ手出シヲセヌ方針ナリ地中海ニ於ケル伊太利ノ地位ハ頗ル困難ニシテ我々カ當初ヨリ參戰スルモ獨逸トシテハ何等利益ヲ受クルコトナク從テ此ノ政府ノ決定ハ勿論獨逸ノ全幅ノ同意ヲ得テ爲サレタルモノナリト言ヘルカ同次官ハ最早全般的戰爭ハ避ケ得サルヘク伊太利ノ中立ト云フモホンノ當座ノ問題ニ過キサルヘシト述ヘタリ

在歐各大使へ轉電セリ

298 昭和14年9月3日

在独国大島大使より
阿部外務大臣宛(電報)

英仏伊各国の動向に関するスターマー内話に

ついで

ベルリン 9月3日前発
本省 9月3日後着

第九〇九號

二日時局ニ關シ「スターマー」ノ本使ニ内話セル所左ノ通り

一、英佛兩國政府ハ一日夜獨逸政府ニ對シ軍ノ戰鬪行爲即時中止及獨軍ノ撤退ヲ要求セルカ獨逸ハ右要求ニ應スル意思ナシ英國カ對波援助義務ヲ守ラントスル限り英佛ノ參戰ハ免レサルヘク獨逸トシテハ之ヲ豫期シ居ルモ他方英國政府カ獨逸軍ノ波蘭侵入ト共ニ直ニ參戰セサリシコト奇妙ニシテ一部ニ於テハ英佛カ今尙參戰ノ義務回避ノ方法ヲ考ヘ居ルニアラスヤトノ感ヲ抱ク者アリ

二、伊太利ノ態度ニ付テハ一日午前「ヒ」總統ヨリ「ム」首相ニ對シ英佛參戰ノ場合ニ於テモ地中海ヲ利用スルコトカ獨逸ノ爲有利ナルヲ以テ伊太利ハ直ニ參戰スルヲ要セサル旨ヲ申送リタル結果伊太利トシテハ自ラ何等「イニシアチブ」ヲ執ラサル旨ノ發表トナリタル次第ナリ(右ニ對シ本使ハ獨逸カ波蘭作戰ヲ終リ全兵力ヲ西方ニ轉用

シ得ル迄伊太利ヲ英佛ニ對シ孤立セシメサル考慮ニ基ク
モノニアラスヤト質問セルニ「ス」ハ明答ヲ與ヘサリ
キ)

三、波蘭ノ戰況ニ付テハ獨逸内ニテハ餘リ多ク發表セラレサ
ルモ右ハ政治的考慮(外國ニ對スル反響)ニ基クモノニシ
テ實際ハ天候ノ良好ニシテ機械化部隊ノ活動自由ナル爲
豫想以上ノ戰果ヲ改メ居レリ

英、佛、伊、蘇、波ヘ轉電セリ

299

昭和14年9月3日

在英国重光大使より
阿部外務大臣宛(電報)

独国政府に対し波蘭よりの撤兵を求める最後
通牒を發出した旨を英国首相公表について

ロンドン 9月3日後1時20分發

本省 9月4日前3時25分着

第一〇三八號(大至急)

在獨英國大使ハ本三日朝獨逸政府ニ對シ最後の公文ヲ手交
シ同日午前十一時迄ニ獨逸政府ヨリ直ニ波蘭ヨリ撤兵スル
旨ノ回答倫敦ニ接到セサルニ於テハ戰爭狀態ニ入ルヘキ旨

ヲ申入レタル旨本三日午前十一時十五分英國首相自ラ閣議
室ヨリ放送セリ

同日正午ヨリ開催ノ議會ニ於テ宣戰布告ヲ見ルヘシ

在歐各大、公使、壽府、米、加、伯ヘ轉電セリ

300

昭和14年9月3日

在英国重光大使より
阿部外務大臣宛(電報)

英國の対独開戰宣言について

ロンドン 9月3日後2時14分發

本省 9月4日前3時20分着

第一〇三九號(大至急)

往電第一〇三八號ニ關シ

首相ハ正午議會ニ於テ定刻迄ニ満足スヘキ回答接到セサリ
シヲ以テ英國ハ獨逸ト三日午前十一時ヨリ交戰狀態ニ入レ
ル旨ヲ宣言セリ

前電通り轉電セリ

301

昭和14年9月3日

在仏国宮崎臨時代理大使より
阿部外務大臣宛(電報)

独国政府が波蘭よりの撤兵に応じない場合は
対独参戦するとの仏国の対独通告について

パリ 9月3日後5時25分発

本省 9月4日前3時45分着

第五六四號(至急)

三日午後二時過「ハバス」發表

三日正午佛大使ハ獨外務省ニ赴キ獨逸政府ニ對シ一日午後
十時佛國政府ノ申入レタル戰闘中止及波蘭ヨリノ撤兵ニ關
スル要求ニ對スル回答力來ラサル場合或ハ拒絕ノ回答アリ
タル場合ニハ佛國政府ハ三日午後五時ヨリ波蘭ニ對スル約
束ヲ履行セサルヲ得サルニ至ルヘキ旨通告セリ

~~~~~

302 昭和14年9月3日 在オランダ石射公使より  
阿部外務大臣宛(電報)

オランダ政府の中立宣言について

ハーグ 9月3日後発

本省 9月4日前着

第一〇六號

三日正午當國政府ハ官報號外ヲ以テ今次國際間戰爭狀態ニ

對シ蘭國ハ中立ヲ嚴守スル旨宣言セリ  
在歐各大公使、「バタビヤ」へ轉電セリ

~~~~~

303 昭和14年9月3日

在米國堀内大使より
阿部外務大臣宛(電報)

中立保持を言明した米國大統領演説について

ワシントン 9月3日後発

本省 9月4日前着

第九三九號

三日午後九時(華府時間)ノ米國民ニ對スル大統領ノ放送ハ
概要同盟電ノ通りナル處不取敢注意スヘキ點左ノ通り
一、米國ハ中立國ノ地位ヲ保ツヘク余ノ米國力戰爭ニ捲込マ
レサルコトヲ希望シ且信シ之カ爲政府ハ總ユル努力ヲ爲
スヘキヲ約言スヘシト言ヘル點

二、政府ハ目下中立宣言ヲ起草中ナルカ右ハ國際法竝ニ米國
ノ政策ニ基クモノニシテ國內法タル中立法ニ基ク布告ハ
然ル後ニ行ハルヘシト言ヒ其ノ時期ニ言及セサリシ點
三、米國民ハ苟且ニモ歐洲出兵ヲ口ニスヘカラスト警告セル
點

四、獨ノ波蘭侵入ニ言及セル外特ニ獨ヲ誹議シ又ハ英佛二同情スル文句ヲ避ケタル點

五、南北兩米ノ安全ノ爲戰禍ノ波及ヲ避ケタキ旨ノ希望ヲ強調セシ點

六、臨時議會召集期限ニ言及セサル點

七、之ヲ要スルニ全體ニ極メテ慎重穩健ナル調子ニテ先ツ以テ國民ノ冷靜自重ヲ促シタルモノト認メラルコト

英ヘ轉電セリ

~~~~~

304 昭和14年9月3日

在独国大島大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

独国政府が英国の最後通牒を拒絶した旨のラ

ジオ放送について

ベルリン 9月3日後発

本省 9月4日後着

第九一七號

三日午後一時半「ラヂオ」放送ハ左ノ通り發表シタリ

本日午前九時「ヘンダーソン」英大使ハ獨逸政府ニ對シ英國政府ノ通告ニ對シ午前十一時迄ニ獨逸政府ノ回答ナキト

キハ英國ハ獨逸ト戰時狀態ニ入ルヘシト英國政府ノ最後通牒ヲ傳達シタルカ獨逸政府ハ之ニ對シ對英覺書ヲ手交シ獨逸政府及國民ハ斯ル英國ノ要求ハ受理シ又滿タスヘキ何等

ノ意思ナク之ヲ拒絶スルモノナリ事態今日ニ到リタル責任ハ總テ英國ノ負フヘキ所ニシテ英國カ總ユル手段ヲ以テ攻撃ヲ爲スニ於テハ獨逸ハ同様ノ方法ヲ以テ反撃スル決意ヲ

有ス云々ト獨ノ態度ヲ通告セリ

蘇、伊、瑞典、壽府ニ轉電セリ

壽府ヨリ英、佛ニ轉電アリタシ

~~~~~

305 昭和14年9月4日

在英国重光大使より
阿部外務大臣宛(電報)

英国政府が対独参戦を通報について

付記

昭和十四年九月四日着在英国重光大使より阿

部外務大臣宛電報特情倫敦第一一〇号

対独参戦に当たつての英国国王演説

ロンドン 9月4日前発

本省 9月4日後着

第一〇四二號

英國皇帝ハ本三日午前十一時ヨリ獨逸トノ間ニ戰爭狀態ノ存在ヲ宣言セル旨外務省ヨリ同日附公文ヲ以テ通報越セリ
(公文寫送付ス)

(付記)

ロンドン 發

本省 9月4日前着

特情倫敦第一一〇號

遂ニ對獨開戰カ宣セラレタ三日英帝「ジョージ」六世ハ午後六時「バッキンカム」宮殿カラ「ラヂオ」ヲ通シテ親シク全英帝國ノ國民全部ニ呼ビ掛ケ英國カ對獨開戰ヲスルノ已ムナキニ到ツタ理由ヲ縷述スルト共ニ全國民カ蹶起シテ自己ノ義務ヲ盡ス様要請サレタ放送内容左ノ通り

恐ラクハ英國ノ歷史上最モ宿命的ト思ハレル此ノ重大ナ時機ニ余ハ國內及海外ニ在ル各戸ノ英國々民ニ對シ此ノ「メッセージ」ヲ送ル余ハ恰モ余カ自ラ各戸ノ闕ヲ越エテ諸君ニ親シク呼ビ掛ケテ居ル様ニ諸君ノ一人々々ニ向ツテ同様ノ深イ感動ヲ以テ語ツテ居ル

我々ノ内ノ多クノ者ハ生涯ニ於ケル二回目ノ戰爭ニ際會シ

テ居ル我々ハ今ヤ我々ノ敵トナツタ人々トノ間ノ對立ノ平和的解決ヲ幾度カ試ミタカ總テハ空シク水泡ニ歸シタ彼等ハ世界ノ文明的秩序ニ取ツテ致命的トナル様ナ原則的ノ問題ヲ以テ我々及我々ノ同盟國ニ對シ挑戰シ來ツタノテ我々ハ余儀ナク參戰スルニ至ツタノテアル夫レハ主權及獨立ニ對スル武力ノ行使或ハ武力ノ脅威ヲ禁スル條約上ノ嚴肅ナ誓約ヲ無視シテ權力ノ利己的追求ヲ許ス様ナ原則テアル凡ユル粉飾ヲ去レハ之ハ「力ハ正義ナリ」トノ原始の原則ニ過キス若シ此ノ原則ニシテ世界ヲ風靡センカ我々ノ自由我々ノ尊シトスルモノ而シテ世界ノ秩序ト平和ハ崩レ去ルテアラウ

左レハ我々カスル挑戰ニ應セヌコトハ考ヘラレス所テアル余カ現ニ海ヲ越エテ英國民ニ呼ビ掛ケテ居ルノモ此ノ至高ノ目的ニ副フ爲テアリ余ハ諸君カ我々ト運命ヲ共ニサレルコトト信スル余ハ諸君カ此ノ試鍊ノ時期ニ於テ一致協力シテ冷靜ニ毅然タル態度ヲ保ツヤウ要請スル我々ノ任務ハ困難テアリ前途ニハ暗澹タル日モアラウ戰爭ハ最早戰場ノミニ限ラレナイタカ我々ハ唯我々カ正シイト信スル所ノモノヲ貫徹シ神ノ加護ヲ祈ルハカリテアル若シ我々カ一丸トナ

リ固キ決意ヲ以ツテ神ノ加護ニ忠實ヲ誓ヒ神ヨリ要求サレ
ル凡ユル奉仕ト犠牲ヲ甘受スルナラハ我々ハ神ト共ニ榮エ
ヨウ神ヨ我々總テニ祝福ヲ賜ランコトヲ

306

昭和14年9月4日

在独国大島大使より
阿部外務大臣宛(電報)

英国の対独参戦に際してのヒトラー演説報告

ベルリン 9月4日前発

本省 9月4日夜着

第九二八號

「ヒ」獨總統ハ三日獨國民ニ對シ大要左ノ如キ檄ヲ發シタ
リ

今日ノ事態ニ導キタル責任ハ一ニ懸ツテ英國ニ在リ獨逸ハ
常ニ英國トノ協調友好關係ノ爲努力シ來レルニ英國ハ終ニ
聽カス吾人ヲ攻撃ノ目標トセリ吾人ハ決然之ニ對抗スヘク
最早幸福ナル奴隸的國民タルコトナシ吾人ノ拂ハントスル
犠牲ハ過去ノ如何ナル犠牲ヨリモ大ナルヘク兵士力戦線ニ
戦フ時銃後國民モ戦時利得ヲ爲スヘカラス擧ケテ其ノ義務
ヲ果スヘシ之ニ背ク者ハ何等容赦セサルヘシ歴史ヲ見ルニ

獨逸國民カ一致團結セル時曾テ制壓セラレタルコトナシ國
民ノ團結ニ背ク者ハ公敵トシテ處斷セラルヘシ獨逸國民カ
自ラ其ノ最高ノ義務ヲ果ス時神ハ獨逸ヲ助クルナラン余ハ
本日戦線ニ赴ク云々

英、佛、伊ニ轉電セリ

307

昭和14年9月4日

在仏国宮崎臨時代理大使より
阿部外務大臣宛(電報)

参戦直後のパリ市内の状況報告

パリ 9月4日後発

本省 9月5日前着

第五七四號

眞暗闇乍ラ空襲警報モナク戦争第一夜ヲ過シタル巴里ハ快
晴ナレトモ街ノ人通り車ノ數開戦前ニ比シ著シク少ク通行
人ハ多ク瓦斯「マスク」ヲ携ヘ居レリ停車場工場等爆撃目
標附近ノ商店ハ締切リタルモノ多シ新聞ハ戦争状態ニ入ル
迄ノ経緯、英國及佛首相ノ國民ヘノ聲明、波蘭戦況トシテ
獨逸軍ノ非人道的行爲ナルモノ多數及「アテニア」撃沈、
日本其ノ他多數國ノ中立等ヲ報シ又「ガムラン」總司令官

「ウイルマン」空軍「ダルラン」海軍司令官「コルソン」陸軍參謀總長ノ寫眞等ヲ掲クルモ戰爭勃發ノ際ノ我國新聞トハ全ク逆ニ號外ハ出ス紙數ハ四頁ニ減シ「ニユース」ハ當局ヨリ當テカハレタルモノノミトナリ極メテ淋シクナレリ尙獨佛間軍事行動ハ全ク報セラレス四日正午頃公表第一號トシテ陸海空軍全般ニ亘リ行動開始セラレタリト「アバス」カ報シタルノミ又避難民列車顛覆等々種々ノ噂立チ始メタリ

(四日午後一時)

英、伊、蘇ニ轉電セリ

308 昭和14年9月5日 在ソ連邦東郷大使より
阿部外務大臣宛(電報)

伊国中立保持に関するギリシャ公使の観測について

モスクワ 9月5日前発ス
本省 9月5日後着

第一〇七四號

四日當地希臘公使ヨリノ聞込左ノ通り

一、英佛ハ伊ノ中立ニ却テ當惑シ居レル趣ナリ即チ伊カ參戰セハ(イ)英佛ハ「エチオピア」、「トリポリ」等ヲ左シタル困難ナク占領シ得ルノ利益アルノミナラス(ロ)伊ヲ封鎖シテ獨ニ對スル物資供給ノ途ヲ斷チ又(ハ)伊ヲ早日ニ屈伏セシメ獨ニ精神的打撃ヲ與フルヲ得ルニ反シ伊ノ中立ニ依リ英佛ハ伊太利方面ニ相當兵力ヲ割キテ萬一參戰ノ場合ニ備フルヲ要スルヲ以テナリ獨モ此ノ間ノ事情ヲ知り伊ニ中立ヲ求メタルモノノ如シ(往電第一〇五〇號及第一〇六二號御參照)

二、巴爾幹ニ於テ獨伊側ニ立ツ國アリトセハ「ユーゴ」ト勃牙利ナルヘキ處「ユーゴ」ハ内心獨伊ヲ好マス其ノ今後ノ歸趨ニハ多大ノ疑問アリ唯勃ノミハ獨伊側ニ相當深入リシ居ルヲ以テ伊カ參戰セハ必スヤ勃モ參戰スヘク其ノ場合巴爾幹協商國タル羅、希、土ハ勃ニ對シ開戰スヘシ要スルニ目下ノ形勢ニテハ伊カ中立ヲ守ル限リ戰亂ハ先ツ巴爾幹ニ波及セサルモノト思料ス

英、獨、伊ニ轉電セリ

309

昭和14年9月5日

在米国堀内大使より
阿部外務大臣宛(電報)

米国の中立宣言について

ワシントン 9月5日後発
本 省 9月6日前着

第九六五號(至急)

米ノ動向(五日)

午後一時三十分大統領ハ米國ノ中立ヲ宣言セリ

~~~~~

310

昭和14年9月5日

在アルゼンチン内山(岩太郎)公使より  
阿部外務大臣宛(電報)

中南米諸国の中立保持に関するアルゼンチン

外相の観測について

ブエノスアイレス 9月5日後発  
本 省 9月6日前着

第三一七號

五日外相ニ會見歐洲戰ニ對スル帝國ノ態度ヲ説明セル處日  
本力道義ト理性ニ從ヒ中立ヲ維持スルコトナレハ戰禍ヲ  
局限スル上ニモ眞ニ喜ハシキコトニテ支那問題ノ解決モ世

界平和ノ爲急速ナランコトヲ望ムト述ヘタルニ付戰爭將來  
ノ見透及米亞兩國ノ態度ニ付尋ネタルニ余ノ私見ニ依レハ  
獨力蘇聯邦ト結ヒ英佛ノ戰意挫折ヲ期待シタルカ如ク今頃  
獨ノ内訌ニ望ヲ掛クルカニ見ユル英國モ見當違ト言フヘク  
結局ハ英獨二大國ノ決闘ナレハ勝負ハ容易ナラサルヘシ又  
米亞兩國ノ態度ニ付テハ昨年末里馬ニ於テ米國務長官ト會  
見ノ際同官ハ歐洲大戰ノ不可避ヲ信シ全米軍事同盟ノ締結  
ヲ希望シ余ハ極力之ニ反對シタル結果御承知ノ里馬宣言ト  
ナリタル經緯アリ今回戰爭勃發ニ際シ中南米諸國何レモ中  
立宣言ニ異議ナカリシカ「ブエノスアイレス」及里馬宣言  
ニ依リ今後ノ態度ニ付協議ノ必要アリ地理的二巴奈馬ヲ好  
適地ト認メ不日同地ニ會合ノ豫定ナルカ本大臣ハ出席セス  
別ニ代表者ヲ派スヘキ處本大臣ノ見ル所南米諸國ハ何レモ  
中立維持ニ努力スヘシ若シ北米カ歐洲トノ交通ヲ斷タルル  
カ如キ場合ハ米ノ參戰ハ免レス其ノ際ト雖玖馬ノ如キ特殊  
國ハ別トシ「ウルグアイ」其ノ他ノ南米諸國ハ一帯ニ中立  
嚴守ニ傾クヘク素ヨリ亞國トシテハ飽迄獨自ノ見解ニ基キ  
重大ナル國家ノ利益ヲ害セラレサル以上最後迄中立ヲ維持  
スル所存ナリト述ヘタリ

昭和14年9月7日

在英國重光大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

## 波蘭における戦況など情報報告

ロンドン 9月7日後発

本省 9月8日夜着

## 第一〇六六號

## 一般的情報

一、波蘭ニ於ケル戦況ハ開戦一週間ノ成績ヲ見ルニ大體獨逸ノ計畫通りニ進行シ東「プロシヤ」「ポメラニア」及「シレジア」「ニンロバヒア」方面ヨリスル攻撃ハ進行シ北部「コリドール」ハ遮斷セラレ「テツセン」上部「シレジア」「ロツズ」地方ノ工業地帯ハ全部獨逸軍ノ占領ニ歸シ「クラカウ」ハ六日陷落シ「ロツズ」ノ運命モ迫リ「ワルソー」ハ一兩日中ニ攻略セラルヘキ情勢ニテ政府ハ南方百哩ノ「ルブラン」ニ移轉ス

波蘭軍ノ抵抗ハ挫折セルモノト見ラレ獨逸ノ豫定ト稱スル四週間内ニハ東方線上ハ大體片付クモノト認メラレ「ウクライナ」民族ノ動向ハ蘇聯邦ノ態度ト共ニ注意セラル

二、波蘭戦況ニ鑑ミ英佛ハ頻リニ積極的ニ軍事行動ヲ發表シ四日ニハ英國飛行機ノ獨逸「キール」運河地方攻撃ヲ宣傳的ニ報道スル外連日飛行機ヨリ對獨宣傳「ビラ」ノ撒布ヲ報シタルカ六日佛國軍ノ「ザール」地域攻撃前進ヲ大々の二報ス尙獨逸指導者ト國民トノ離間ヲ目的トスル凡ユル宣傳ニ着手セリ

南阿ノ參戰ヲ以テ自治領ハ愛蘭印度ヲ除キ主ナルモノ加奈陀、濠洲、新西蘭、南阿ノ參戰ヲ見同盟國ハ埃及ノ參加ヲ見タリ其ノ他ノ諸國ノ輿論ノ英國ニ有利ナルヲ報スルニ努メ居レリ英(佛)人ノ對獨反感及決意ハ益々強固トナレルヲ認ム

三、獨逸ハ西方戦線ニハ何等ノ積極的軍事行動ニ出テ居ラス飛行機モ偵察位ノモノニシテ海上モ同様ナリ(「アセニア」號カ獨逸潛水艦ニ撃沈セシメラレタル報道ハ疑問ノ余地アリ)斯ノ如クシテ頻リニ伊太利ヲ通シテ平和の空氣ヲ英佛ニ起サントシ居リ六日ハ最後ノ外交經過ヲ白書トシテ發表シ佛國カ最後迄躊躇シタルニ拘ラス嫌々乍ラ英國ノ爲ニ戦争ニ引摺リ込レタルヲ述ヘ獨逸ハ佛國ノ攻撃スル迄ハ攻撃セス佛獨國民百年來ノ鬭爭ヲ繰返スノ愚

ヲ爲ササルヘキヲ高調シ戦争ノ責任ハ英國ニ在リトシ英  
佛ノ離間ニ努ム

佛、伊、蘇、土、壽府、米、伯へ轉電セリ

壽ヨリ獨へ轉電アリタシ



312

昭和14年9月9日

在独国大島大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

### 優勢に戦局を進めつつあるとの独国外相の戦

#### 況説明について

ベルリン 9月9日後発

本省 9月10日前着

第九六三號(極秘)

<sup>(1)</sup> 往電第九四五號會談ノ際「リ」外相ハ戦況其ノ他ニ關シ  
種々説明シタルカ其要旨左ノ通り

一、戦況ハ豫想以上ニ獨ニ有利ニ進展シ居レリ波蘭兵士ハ  
個々ニ勇敢ナル者アルモ軍士氣及武裝貧弱ニシテ殊ニ最  
高統帥部ノ戰鬪指導ハ全ク支離滅裂ナリ波蘭ニ新政府ヲ  
樹立スル等ノ方法ニ依ル政治的處理方モ考慮セラルルモ  
獨逸トシテハ波蘭軍ノ組織ヲ徹底的ニ破壊シ將來ノ憂ヲ

除クコトニ重點ヲ置キ居リ對波作戰ハ尙數週間ヲ要スヘ  
シ

獨軍ハ極メテ優勢ニシテ開戦幾何モナクシテ波蘭上空ノ  
制空權ヲ完全ニ掌握セルヲ以テ爾後ノ地上作戰頗ル容易  
ナリ殊ニ獨逸ノ高射砲ハ今次戰鬪ニテ豫期以上ノ好成绩  
ヲ示シ居レリ

東海ハ獨海軍ヲ以テ完全ニ制壓シ敵ノ一艦ノ姿ヲモ見ス  
ニ、獨ノ西方要塞ハ極メテ堅固ニシテ波蘭作戰終了後軍ノ主  
力ヲ西方ニ向クル迄充分持ち堪ヘルコト確實ナリ獨ハ後  
日西方ニ於テ猛攻撃ヲ執ルヘク即戰即決ヲ期シ居ルモ勿  
論長期戦トナル場合ノ準備ハ完全ニ整ヒ居レリ

而シテ長期戦トナリタル場合ニ於テモ獨ノ國力優勢ナリ  
ト判斷スル要素左ノ通りナリ

(イ) 波蘭ハ歐洲ノ穀倉ニシテ其ノ農業ヲ組織的ニ經營セハ  
農業品ノ供給ハ大ナルヘク右組織的經營ノ爲ニハ今日  
ヨリ第一線配置ニ「アルバイツデーインスト」ヲ動員  
シ復興及耕作ニ從事セシメ居レリ(本使之ヲ目撃セリ)  
尙波蘭ヨリハ錫、鉛、石炭等ヲ多量ニ獲得シ得ヘシ

(ロ) 蘇聯ヨリノ原料供給モ満足スヘキ状態トナルヘシ

(ハ)羅馬尼ハ獨蘇不可侵條約ニ大イニ威嚇セラレ獨ニ原料供給ヲ應諾セリ

(ニ)<sup>2)</sup>土耳古ハ親獨ノ旗印ヲ掲ケサルモ獨ノ得タル情報ニ依

レハ英土相互援助條約ヲ忠實ニ實行スル意思ナシ

要スルニ巴爾幹ノ情勢ハ獨有利ニ進展シ居レリ

(ホ)彈藥ハ世界大戰全期間ニ使用シタル彈藥類ノ數倍ヲ準備シ居レリ獨逸ハ英國トノ長期戰ニ對シ凡ユル準備ヲ

整ヘタルモノニシテ必勝ノ自信アリ英國ハ獨逸國內ニ於ケル政府國民間ノ離間延イテハ反政府革命ヲ狙ヒ居

ルモ空頼ミニ終ルコト確實ナリ

三、本使ヨリ佛伊間ニ話合ノ途繋カレ居レリトノ說傳ヘラルルカ事實ナリヤト質問シタル處「リ」ハ之ヲ肯定シ實ハ獨逸トシテ佛國カ獨逸ニ對シ參戰シタリトハ今尙見居ラス佛國ハ波蘭ニ對スル援助(assistance)ノ義務ヲ守ルヘシト言ヒタルモ援助ニハ種々ノ意味アリ「ヒ」總統ノ演說ニテモ御承知ノ如ク獨逸ハ成ルヘク佛國ヲ刺戟スルコトヲ避ケ飽迄英國攻撃ヲ主トシ居レリト答ヘタルヲ以テ更ニ本使ヨリ然ラハ獨ハ波蘭作戰終了シタルトキ西方ニ於テ和解ノ行ハルル可能性ヲ考フルモノニアラスヤト質問

シタルニ「リ」ハ明答セス獨逸トシテハ長期戰ニ備フルコトヲ第一義ト爲シ居レリト述ヘタリ

編 注 『日本外交文書 第二次欧州大戰と日本』第一冊第101

文書。

~~~~~

313

昭和14年9月9日

在伊国白鳥大使より
阿部外務大臣宛(電報)

和平達成に関する伊国外相の見解について

ローマ 9月9日後発

本省 9月10日前着

第二九三號

九日「チ」外相ト別レノ會見ヲ爲ス其ノ際彼ハ歐洲政局ニ付次ノ如キ意見ヲ述ヘタリ

英佛側ハ獨逸カ波蘭ヲ始末スルニ六箇月ヲ要スヘシト考ヘタルニ僅六日ニシテ大體片付キタリ此ノ上ハ獨逸トシテモ茲五、六日中ニ平和ノ提議ヲ爲スコトト思ハルルカ成否ハ固ヨリ豫斷ヲ許サス佛國ハ上下頗ル戰爭ヲ嫌ヒ殊ニ「ボネ」外相ノ如キハ平和ヲ熱望シ居レルカ之ニ反シ英國ハ頗

ル强硬ニシテ寧ろ戦争ヲ欲スルノ情スラアリ伊太利トシテハ此ノ際出来得ル限り平和ノ爲盡力スル積リナルカ確タル成算ハナシ不幸ニシテ平和成ラサルニ於テハ此ノ戦争ハ極メテ長期ニ亘ルヘク今後ハ獨逸モ味方カ多キ故持久力ハ前ノ戦争ヨリモ遙ニ大ナルヘク軍事的ニハ英佛トシテ手ノ下シ様ナカルヘシ平和會議トナレハ當面ノ問題ノミナラス世界全體ノ平和ヲ打チ樹ツルノ要アルヘク米國、日本、蘇聯邦等ノ大國ノ参加ナクシテハ無意味ナルヘシ
在歐各大使、米へ轉電セリ

~~~~~

314

昭和14年9月11日

在スイス天羽公使より  
阿部外務大臣宛(電報)

### 赤松武官の情勢判断報告

第(脱)號

赤松ヨリ參謀次長、陸軍次官へ  
(編注)

歐洲戦亂ニ對スル情勢判断

一、判決

ベルン 9月11日後発  
本省 9月12日前着

獨ハ波ニ對スル軍事行動一段落ヲ期トシ和平ヲ企圖スルヲ有利トスルモ目下ノ處戦果擴大ノ傾向多シ  
二、理由ノ骨子

イ、獨ハ波ノ孤立ノ間ニ之ヲ撃碎シ得ヘキモ更ニ軍ヲ反轉シ英佛軍ニ對スル場合ニ於テ短時日ニ戦爭目的ヲ達成スルハ困難ナリ然ルニ獨ノ現状ハ未タ經濟的二長期自給自足ニ堪ヘストハ現地實業界ノ稱スル處(一例一九一四年ニ於ケル獨ノ金準備ハ二十九億六千萬ナリシモ本年ハ一億七千萬ニシテ埃太利ノ現金二億七千萬、「チエコ」ノ現金三億七千萬、「ダンチヒ」ノ銀行ノモノ三千萬ヲ合スルモ八億四千萬ニ過キスト云ヘリ)又獨蘇不可侵條約ハ獨國民ニ不滿ヲ與ヘ今次ノ開戦ハ更ニ其ノ民心ヲシテ離反セシメ目下權力ヲ以テ少クトモ約半數ノ國民ヲ抑ヘ居レリトハ獨國旅行者ノ見聞セル事實トシテ云フ所ナリ而シテ獨今次ノ開戦ノ目的カ「ダンチヒ」及廻廊問題ノ解決ヲ主トシ爲シ得レハ波ヲ其ノ勢力下ニ置クニ在リトセハ其ノ目的達成ノ見込立タハ更ニ國力ヲ<sup>(略カ)</sup>賭シテ迄戦争ヲ繼續スルコトハ目下ノ獨トシテハ過重ト云ハサルヘカラス



ロ、然レトモ英佛ニシテ飽迄戦争ヲ行ハントセハ獨モ蘇カ不可侵條約ニ依リ足止ニセラレ伊亦獨側ニ加擔スル

カ中立ヲ保ツヘキ好條件ヲ利用スルト共ニ前述不利ノ條件必スシモ打開ノ途ナキニアラス而モ大戦亂ノ結果カ前大戦ノ結果以上ニ悲惨ナルモノアルニ鑑ミテ獨ハ其ノ精銳ヲ以テ既ニ波ヲ葬リタル餘勢ヲ利用シ英佛軍ニ對シ迅速ニ戦争ヲ收メントスルハ已ムヲ得サル所トス

佛ハ昨年九月〔チエツコ〕問題以後ノ軍備充實ノ實況、今次ノ動員狀況、國民ノ決心等ヨリ察シテ戦争遂行ニ對スル決意堅キモノアリ而シテ今ニシテ獨ヲ撃滅セサレハ後難大ナリトハ皆考ヘ居ル處唯自力ヲ以テ之ヲ完遂スル充分ナル實力ナキ爲若シ英カ飽迄獨ヲ撃タント決意シ居ルトキハ之ト同行動ヲ執ルハ明カナリ

編 注 赤松貞雄在スイス駐在武官。

315

昭和14年9月11日

在ソ連邦東郷大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

西方国境方面でのソ連軍動向につき内査方関  
係公館へ要請について

モスクワ 9月11日後発

本省 9月12日前着

第一一二八號

本使芬蘭、「ラトヴィヤ」、羅馬尼亞電報

合第一五二號

蘇聯邦ハ八月末以來蘇波國境ニ一部軍隊ノ移動ヲ開始セルカ數日前ヨリ技術者一八「クラス」六十歳迄ノ豫備將校等ノ動員及自動車、馬匹等ノ徵發ヲ開始シ目下頻リニ西部國境方面ニ集結中ノ模様ナリ其ノ目的ニ關シテハ國境防備強化ノ爲ト言ヒ或ハ「バルト」諸國乃至波蘭等ニ對スル積極的行動ノ爲ト言フ者アリ就テハ貴任國國境方面ニ對スル蘇聯邦軍ノ動靜等御内査ノ結果ハ當方ヘモ轉電相成様致度シ大臣ヘ轉電セリ

316

昭和14年9月11日

在トルコ武富大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

欧州戦争に関する中立国外交官の觀察について

第二七二號

アンカラ 9月11日後発  
本省 9月12日後着

中立國外交官二、三同僚ノ觀察ヲ綜合スルニ

一、今次ノ獨波戰ニ至ル迄ノ經緯殊ニ最後ノ二、三日ノ遣方ニハ「ヒットラー」ノ強引の分子多分ニアリテ遂ニ英佛ノ參戰トナリタルカ恐ラク「ヒットラー」ハ最後ノ瞬間迄英ノ參戰ヲ信セサリシナルヘク獨側ニ手違アリトセハ之カ最大ノ手違ナリト見テ可ナルヘシ

二、伊カ英佛起ツモ猶參戰セサルハ伊ノ爲ニ援助スル煩ヲ避クル獨ノ註文ニ依ルト言フモ一説乍ラ伊ハ時ハ懸リテモ飽迄平和ヲ攪亂セスシテ獨伊互ニ所期ノ目的ヲ達成セントシ獨ハ之ニ反シ事ヲ急クノ結果武力解決猶辭セスト固執シ「ザルツブルグ」會談後ハ獨伊間ニ氷解セヌ何物カカ残り居レリトノ見方モ首肯セラル何レニスルモ獨伊樞軸ノ結束力ハ開戦前トハ異ルモノアルハ事實ナリ事態ノ推移ニ依リ再ヒ水モ漏ラサヌ結束ヲ來スヤ否ヤハ今後ノ成行ニ徴スル外ナシ

三、羅馬尼、勃牙利カ中立ヲ標榜スルモ其ノ中立ハ何日迄續

ケ得ルヤ疑問ナリ伊モ戰爭カ永ク續ケハ其ノ欲スルト否トニ拘ラス現在ノ態度ヲ棄テネハナラヌ羽目ニ陷ラストモ限ラス土耳其ノ心配モ茲ニ在リ土耳其政治家中ニモ伊トノ間ニ何等カノ外交工作ヲ以テ事前ニ困難ヲ打開セントノ論者アルハ確カナルモ機會ハ未タ熟シ居ラス

四、獨逸カ此ノ際全力ヲ舉ケテ英ト戰フハ獨逸國民力決シテ戰爭ヲ好マサル情勢ニ在ル際ナルヲ以テ不利此ノ上モナシ「ムツツリーニ」モ此ノ言ヲ「ヒットラー」ニ呈シ「ナチ」ノ幹部中ニモ此ノ注意ヲ爲シタル者アリト謂フ英ハ此ノ獨ノ内狀ニ力ヅケラレ今ヤ宣傳「ビラ」撒布戰ヲ開始シタルカサウナレハ獨ノ國民性トシテ反潑心ヲ起スノミニテ效果ノ程疑ハシ左リトテ英モ「ヒットレリズム」打倒ヲ戰爭目的トシ聖戰三年以上ヲ呼號シ居ル次第乍ラ何トシテモ獨逸及獨逸民族ノ強大性ハ英政治家最モ良ク承知シ居ル筈ニテ「ヒットラー」假ニ倒ルルモ「ゲーリング」繼クヘク「ヒットレリズム」假ニ崩壊スルモ期年ナラスシテ再ヒ再興スヘク徹底の二獨ヲ打倒スルハ不可能事ナリ故ニ英佛共ニ何時カハ妥協ニ達スルコトニ兩國政治家同士ノ間ニ熟議スヘシ要ハ英獨ノ對抗ハ一

「ダンチヒ」ノ爲ニアラスー「コリドール」ノ爲ニアラス將又一波蘭ノ興廢ノ爲ニモアラス世界政策ノ分ルル所ナルヲ以テ輕々ニ判斷出來ス殊ニ勢ノ赴ク所ハ理論ヲ超越スル場合多キヲ以テ今後ノ事ハ逆睹シ難シ唯九日ノ「ゲーリング」ノ演説ヲ以テ今後和戰ノ決ト見ル説ハ遽ニ首肯シ難シ寧ロ該演説ハ獨ノ弱點ヲ示シタリトノ見方多ク英力之カ爲何ノ經緯モナク直ニ平和論ニ轉向スルトハ餘リニ早計ニシテ英ノ開戰決意ヲ見縊リタル説ナラン在歐各大使へ轉電セリ

317

昭和14年9月11日

在ソ連邦東郷大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

ソ連軍動員の目的に関する英国武官の観測に

ついて

モスクワ 9月11日後発

本省 9月12日後着

第一一二九號(極秘)

往電第一一一四號ニ關シ

十一日在當地英國大使館附陸軍武官ヨリノ聞込左ノ通り

一、蘇ハ技術部隊及豫備將校ノ外歩兵、砲兵各五「クラス」宛ヲ動員シ動員總數凡ソ百萬人ト推定セラル又「モスコ」防空設備モ動員セリ

二、右目的ニ關シテハ

(イ)獨逸カ波蘭席卷後殊ニ英佛ト講和シテ蘇領内ニ侵入シ來ルヲ惧レ之ニ備フルモノナルコト

(ロ)獨蘇祕密協定ニ依リ獨ハ蘇ニ白露人居住地域タル東部波蘭ヲ與ヘ獨カ波蘭擊滅ノ機會ニ之ヲ占領スル爲ナルコト

等ノ推定ヲ爲シ居ル處自分ハ蘇カ英佛トノ軍事交渉ニ當リ(イ)ノ場合ヲ常ニ心配シ居リタルコト及莫斯科ノ防空設備動員ノ事實等ニ鑑ミ前記(イ)ヲ信スルモノニシテ蘇カ進ンテ參戰スルカ如キコトハアリ得スト思考ス

318

昭和14年9月15日

在ソ連邦東郷大使より  
阿部外務大臣宛(電報)

波蘭制圧後の独軍動向等に関する独大使館筋からの情報について

第一一六二號(部外極秘)

モスクワ 9月15日前発  
本省 9月16日前着

一、十三日在當地獨大使館側ヨリノ聞込左ノ通り(出所部外極秘)

(イ)獨ハ波征服後波ノ西南方ノミヲ領有シ中部ハ波領トシテ特別ノ政府ヲ樹立シ波領「ウクライナ」及白露人居住地域ハ獨立ノ自治共和國ト爲スニ至ルヘシ(右「ウクライナ」ト白露人居住地域ハ追テ蘇聯ノ勢力範圍乃至蘇聯ノ合併ニ委スルコトトスルニアラスヤトノ質問ニ對シ否定セサリキ)

(ロ)獨ハ最初ヨリ波ノミヲ目標トスルモノニシテ英佛ト好シテ戰フノ意思ナキヲ以テ波問題解決後ト雖英佛側ノ攻撃ニ對シ適當ノ反撃ヲ加フルニ止メ進ンテ之ヲ攻撃スルカ如キ態度ハ執ラサルヘシ英ハ極力戦局ヲ擴大シ米ヲ引入ルルニ努ムルヲ以テ獨ハ逆ニ戦局ヲ成ルヘク極限スル方針ニテ伊ニ中立ヲ求メタルモ右目的ニ出ツルモノナリ

(ハ)獨ハ大戰ノ苦キ經驗ヲ繰返ササル爲本年度收穫ノ外滿

一箇年收穫分ノ穀物ハ既ニ密ニ貯藏シアリ從テ今後全然穀物輸入不可能トナルモ滿二箇年間ハ持つ次第ナルカ別ニ巴爾幹及蘇聯等ヨリ穀物入手ノ途アリ旁々食料ノ心配ハ全クナシ又原料品及一般物資ハ瑞典、丁抹間ノ海峡ヲ封シテ北海、「バルチック」海カ獨ノ領海同様トナリタル爲從來ノ北歐「バルチック」諸國ト英トノ貿易ハ完全ニ獨ノモノトナリ從テ一般原料品等ニ於テモ不安ナシ

(二)「アテナ」號擊沈ハ英カ米ヲ戰爭ニ引入ルル爲自ラ之ヲ擊沈シタルモノナルコト判明セリ

ニ、尙獨蘇經濟協定ノ交渉ニ當リタル「シユヌフエオーレ」ハ獨蘇經濟關係強化ノ爲近ク來莫ノ豫定ナル趣在歐各大使へ轉電セリ

319

昭和14年9月26日  
在米国堀内大使より  
野村外務大臣宛(電報)

パナマでの汎米会議における米国务次官の  
演説要旨について

第一一六九號

往電第一一五九號ニ關シ

ワシントン 9月26日後発  
本 省 9月27日後着

汎米會議米代表「ウエルズ」國務次官カ二十五日ノ同會議ニ於テ爲セル演說ノ要旨左ノ如シ

一、平和ノ維持及再建ニ關スル協約ノ諸原則「ブエノスアイレス」及里馬兩宣言ニ基キ米洲諸國ハ其ノ平和カ脅威ヲ受ケタルヲ認メ之カ對策協議ノ爲參集セル本會議ニ於テ現下ノ緊急狀態下ニ於ケル平和の方策實現ノ爲中立國ノ權利及義務ノ問題ヲ檢討シ中立確保手段ニ付協議スヘク進ンテ今次戰爭ヨリ受クヘキ經濟的衝擊ヲ緩和シ全米諸國間ノ經濟的、金融的及商業的交通ノ崩壞ヲ指示スヘキ方策ヲ攻究シ且商業及經濟上ノ協力ニ關スル長期計畫ヲ議題トスヘシ

二、今次戰爭ノ結果經濟的方面ニ於テハ需要ノ減退ノ爲生産過剩トナル商品アルヘク他方戰時需要増加ニ依リ價格騰貴ヲ來スモノモアルヘキ處全米諸國ハ之カ調整ノ爲適當ノ措置ヲ講スルノ要アルヘク米政府ハ中南米諸國トノ運

輸交通ヲ制限セサルノミナラス必要ニ應シ之ヲ強化スヘク現下非常事態ヲ克服シ一時のニ不振トナレル生産部門ニ關シテハ之ヲ保障スル新ナル領域ヲ開拓スル目的ヲ以テ「ラテン、アメリカ」諸國ニ對シ公私兩金融機關ヲ通シテ一般消費資材ニ對シテハ短期「クレヂツト」ヲ又鐵道、紡績及重工業等ノ施設ニ關シテハ長期「クレヂツト」ノ設定ヲ承認スルト共ニ米洲諸國間ノ爲替變動カ貿易上ニ及ホス惡影響ヲ助成スル爲ノ何等カノ協定成立スルコトヲ希望ス

三、吾人ハ生産及商業カ軍事上ノ目的ノ爲ニアラスシテ公共ノ福祉ノ爲ニ爲サルヘキヲ信シ現在歐洲諸國ハ本末顛倒ノ事ヲ敢行シ居レリト認ムルモノナルカ弱肉強食ノ慘事ヲ目ノ當リ見ル(ヲ)以テ國防充實ノ爲總ユル努力ヲ爲スト共ニ今次歐洲戰爭ニ依リ阻害セラレタル吾人ノ利益ヲ擁護セサルヘカラス云々

320

昭和14年9月28日

在米國堀内大使より  
野村外務大臣宛(電報)

米國政府が汎米會議を招請した目的につき観

## 測報告

ワシントン 9月28日後発

本省 9月29日夜着

第一一九〇號

今次米政府カ巴奈馬政府ヲシテ汎米會議ヲ招請セシメタル魂膽ハ二十五日ノ「ウエルズ」米代表ノ演述及提案竝ニ巴奈馬及玖馬代表等ヨリノ提案ニ依リ漸次明カトナリツツアル處主要目的ハ

一、歐洲戰爭ヲ契機トシテ米洲諸國ノ所謂連帶責任ヲ強調シ「モンロー」主義ノ擴張(往電第一〇八二號)現實化ニ資シ西半球擁護ノ各ノ下ニ米ノ盟主タルコトヲ確保スルコト

二、共同的ニ中立措置ヲ講シ戰禍ノ波及ヲ避ケ間接ニ獨側ノ英佛通商破壊工(作)ヲ防止スルコト

三、此ノ際交戰國殊ニ獨ノ通商權益ヲ中南米ヨリ一掃シ米ヲ以テ之ニ代ヘシムルコト

四、英獨等ノ中南米方面ニ於ケル海運ノ衰頹ニ乘シ米ノ航權ヲ計ルコト

ニ在リト認メラルル處今後之カ具體化ノ爲ニ

(一)中南米諸國別々ノ中立宣言ニ代フルニ米洲二十一箇國ノ

共同宣言ヲ爲シテ米洲諸國ノ中立的立場ヲ強調スルコト

(二)米洲諸國ノ通商交通カ交戰國軍艦ノ活動ニ依リ阻害セラ

ルヲ防キ且戰時禁制品目ノ不當擴大ニ對抗スル措置ト

シテ米洲諸國ノ領海ヲ從來ヨリ著シク擴張シ米海軍ニ依

リ右領海ヲ警備シ間接ニ英佛ヲ援助スルコト

(三)米洲沿海ノ英獨海運ノ退却ヲ米ノ海運強化及米ヨリ南米

諸國ニ賣込ム船舶ノ就航ニ依リ補填シ其ノ航權ヲ米ノ統

率下ニ置クコト

(四)交戰國殊ニ獨カ「バーター」協定及封鎖馬克制度ニ依リ

樹立シタル中南米市場ヲ米商品ノ制覇ノ下ニ置クコト

(五)中南米諸國產品ノ價格カ戰爭ノ影響ニ依リ變調ヲ來シ之

等諸國ノ經濟ニ多大ノ影響ヲ與フル惧アルニ付米トノ通

商協定締結ニ依リ之カ調整ヲ計ルコト

(六)米ヨリ中南米諸國ニ生産資材及建築材料ノ供給ヲ爲スニ

當リ輸出入銀行等ヲ通スル方法ニ依リ長期信用ヲ許與シ

テ經濟開發ヲ援助スルト共ニ米ニ對スル主要軍需資源ノ

供給地タラシムルコト

(七)中南米諸國ノ爲替及通貨ノ不安定狀況ヨリ蒙ムル米ノ損

害ヲ減センカ爲金融援助ヲ與フルカ爲替協定ヲ結フコト

(八)中南米諸國ノ各種企業ニ於ケル獨ノ資本及技術者等ヲ締出スコト

(九)中南米ニ於ケル獨逸側「ニユウス」ノ流布ヲ抑壓スルコト

等ノ諸項目ヲ種々ノ提議ノ下ニ達成セントスルニ努ムヘシ之ニ對シテハ中米及「カリビア」海沿岸ノ南米諸國ハ概ネ右米側提議ニ贊同スヘキモ伯、亞、智、「ボ」等ノ諸國ハ斯ク簡單ニ米ノ思フ壺ニ嵌ラサルヘキニ付結局今次會議ニ於テ何ノ程度迄成功スルヤ多大ノ疑問ナキ能ハサルモ今後歐洲戰爭ノ永引クニ伴レ米カ平素抱懷スル對中南米制覇政策ヲ機會アル毎ニ相當露骨ニ遂行セント試ムルコト豫見ニ難カラサルカ特ニ

第一、米洲沿海ニ從來ノ國際法理念ヲ遙ニ越ユル擴大領海ヲ事實上設定シ中立國ノ權利ヲ著シク擴張セントノ底意アルコトハ最近大統領カ二、三百哩沿海巡邏說ヲ仄カシ(往電第一一〇二號)又米政府當局カ戰爭遂行ノ様相及條件ノ變化ニ應シ交戰國カ交戰權ヲ擴大スル傾向アルニ對抗シ中立國モ場合ニ依リ此ノ權利ヲ舊來ノ法規以上ニ解釋スルヲ

妨ケストノ意嚮ヲ表示シ(往電第一一五五號)タルニ徴スルモ明瞭ニシテ甚タ注意ヲ要スヘク

第二ニ中南米ノ後見ヲ米ノ手ニ收メ一部分ハ米船舶ノ中南米諸國ヘノ讓渡ニ依リ是等諸國ノ活動ヲ促シ本邦船舶ノ進出ニ備ヘントシ居ル點ハ最近伯刺西爾及智利ニ對スル米船讓渡ニ關スル報道(往電第一一五一號及第一一七七號)モアリ又米洲海關ノ物資輸送ニ當リテハ米船ニ依ルコト交戰國軍艦ノ臨檢捕獲等ニ關スル紛議、損害ヲ避クルニ最モ好都合ナルヘキ旨ヲ米カ仄カシ居ル事情ニモ鑑ミ我方ニ於テ看過シ得サル所ニシテ

第三ニ米品ノ中南米市場擴張及經濟開發ノ爲ノ生産資材賣込ニ當リ輸出入銀行等ヲ通シ長期「クレデツト」ヲ供與シ又必要ニ應シ爲替協定等ヲ締結、商權確定ニ愈々積極的ノ措置ヲ執ラントシ居ル點モ我方トシテ充分警戒シ適切ナル對策ニ出ツル要アルヘシト存ス

墨、伯、亞、智、祕、巴、玖、「サンサルバドル」、古倫比亞、「ベネズエラ」へ暗送セリ

321

昭和14年9月30日

在ソ連邦東郷大使より  
野村外務大臣宛(電報)

# モスクワでの独ソ交渉に関する独国外交官の報告について

モスクワ 9月30日前発

本省 9月30日後着

第一三二八號(極秘)

往電第一三一五號ニ關シ

在當地獨逸大使館員來訪ノ際「シユーレンブルグ」大使ヨリ詳細説明シタシトノコトナリシニ依リ本二十九日同大使ヲ往訪シタル處夕刻同大使本使ヲ來訪シ再度會談シタルカ右ニ於テ同大使ノ語ル所大要左ノ通り

一、波蘭ニ於ケル獨蘇兩軍ノ占領地域ニ付テハ過日御話シタル次第ナル處(往電第一二二二號及往電第一二五〇號御參照)其ノ後右軍事的境界以上ニ獨蘇間國境ヲ明確ニスルコト適當ナルヘシトノ議起リ其ノ交渉地點ニ付テモ折衝アリ結局蘇側ニ於テ「リツペントロップ」ヲ莫斯科ニ招待スルコトニナリタル次第ナルカ右ノ交渉ニ於テモ當初兩國間ニ種々ノ意見アリタルモ「スターリン」ニ於テ

ハ白露及波蘭内ノ「ウクライナ」人地域以外ニハ何等希望セスト述ヘ獨逸側ニ於テモ「ヒトラー」ト打合ノ後之ニ同意シ今後ノ國境ヲ定ムルコトナリタル次第ナリ右獨逸領域内ニ於ケル純波蘭人地方カ現下ノ「チエツコ」人地域ノ如ク獨逸ノ保護領トナルヤ又ハ之ニ類スル制度ヲ有スルニ至ルヤ目下ノ處確定案ナキモ兎ニ角獨蘇ノ間ニハ共有國境ヲ持ツニ至レル次第ナリ

二、<sup>(2)</sup>「バルチック」諸國ニ付テハ獨逸トシテハ何等直接ノ利害ヲ有セサルコトハ今次交渉ニ於テモ之ヲ明カニシタル次第ナルカ蘇側ニ於テハ「エストニア」及「ラトビア」ニ付興味(芬蘭及「リシアニア」ハ然ラス)ヲ示シタルカ「エストニア」ニ付テハ既ニ事態(往電第一三二三號御參照)判明セル處「ラトビア」ニ付テモ蘇側ニ於テハ不凍港ヲ欲スル關係上今以上ノ進展ヲ豫想セラレサルニアラス

三、土耳其トノ關係ニ付「スターリン」ハ會談中土耳其外務大臣トノ折衝ハ之ヲ延期セル處土耳其ハ英、佛、獨及蘇聯ト多面的友好關係ヲ維持シタキ模様ナルモ結局或點ニ歸着スヘシト述ヘ自信アル模様ニテ土耳其ト英、佛トノ



關係ハ相當ノ變調ヲ見ルニ至ルヘク他方羅馬尼ニシテ無謀ノ舉ニ出ツルニ於テハ洪牙利及勃牙利等モ拱手傍觀セサルヘキカ羅馬尼ニ於テ斯カル暴舉モ豫想セラレサルニ依リ巴爾幹地方ニ於テハ差當リ動亂ヲ見ルニ至ラサルヘシト思考セラル

四、蘇聯間經濟關係ニ付テハ蘇聯ノ對西歐諸國トノ貿易關係殆ト斷絶セラレタルニ鑑ミ獨逸ヘノ輸出増大セラルルコト當然ニ豫想セラルル次第ニテ本件獨逸側代表團ノ入露スルニ於テハ交渉ハ圍滿ニ進捗スヘシト思ハル

五、<sup>(3)</sup>本日發表ノ獨蘇兩政府ノ共同宣言中戰爭終結セサル場合更ニ協議スヘシトノ點ニ付未タ充分ナル協議ヲ爲シ居ルモノニアラス又獨逸ハ直ニ蘇聯ノ軍事的協力ヲ求ムルモノニアラサルモ英佛ニシテ平和提議ヲ峻拒スルニ於テハ蘇聯ハ土耳其ヨリ東方或ハ印度地方ニ動クコト必スシモナシト限ラレサルヘシ

尙獨、蘇ノ結合鞏固ヲ加ヘ且戰爭目的タル波蘭既ニ消滅セル今日英、佛カ尙戰爭ヲ繼續スルヤ否ヤハ「リツペン」ニ於テモ何等確言シ得サル所ナリシモ會談中「スターリン」ハ英、佛カ平和提議ニ應諾スヘキ可能性アリト

述ヘタリ尙「スターリン」ノ眞意ニ付諸種ノ臆測アルハ之ヲ承知スルモ會談中同人ハ今次戰爭ノ急速終結ヲ希望スル旨ヲ度々述ヘタル次第ナルカ右ハ蘇聯トシテハ既ニ波蘭及「バルチック」諸國ニ於テ略々其ノ目的ヲ達成セル關係上或ハ然ランカトモ思考セラルル儀ナリ

六、今次會談中「リツペン」ヨリ「モロトフ」ニ對シ今次取極批准交換ノ際來伯セラレテハ如何ト勸誘セルニ對シ「モ」ハ「夫レモ結構ナリ」ト述ヘタリ

七、今次會談中極東ニ付テハ「リツペン」ヨリ「スターリン」ニ日蘇關係ヲ更ニ良好ナラシムル爲蘇聯ヨリ更ニ何等カノ友好的「ゼスチュアー」ヲ示スコト然ルヘキカト思考スト言ヘルニ對シ「スターリン」ハ原則的ニハ日本トノ關係ヲ今以上良好ナラシムルコトニハ贊成ナルモ御話ノ如キハ好マシカラスト述ヘタル次第ニテ右ハ不可侵條約ニ付蘇聯ヨリ更ニ「イニシアチブ」ヲ執ルコト出來兼ストノ意味ト了解セラレタリ

八、<sup>(4)</sup>右會談中「リツペン」ヨリ獨逸ニテハ滿洲國ヨリノ大豆輸入ヲ重要視スルモノナルニ依リ蘇聯ニ於テ其ノ西北利亞鐵道輸送ニ付便宜ノ取計ヲ希望スト言ヘルニ對シ「ス

ターリン」ハ出來得ル限り右ノ便宜ヲ供與スヘシト述ヘ  
タリ

右第八ノ點ハ在滿大使ヘ轉電セリ

~~~~~

322

昭和14年9月30日

在独国大島大使より
野村外務大臣宛(電報)

独ソ境界線などモスクワ交渉の結果に関する

独側説明振りについて

ベルリン 9月30日前発

本 省 9月30日夜着

第一〇九八號

⁽¹⁾二十九日宇佐美「ヴェーアマン」次官補ヲ往訪シ今回ノ莫斯科協定等ニ付質問シタル處「ヴェ」ハ「リ」外相只今歸伯シタル許リニシテ自分ハ莫斯科ニ於ケル交渉ノ内容ヲ聞知シ居ラサルニ付充分ノ説明ハ爲シ得スト前提シ要領左ノ通り述ヘタル趣ナリ

一、今次決定セル獨蘇境界線ハ先般決定セル軍ノ占領區域ノ境界線ト異リ居ル處大體露西亞系民族ノ住居シ居ル區域ヲ蘇側トスル趣旨ニテ波蘭人ノ住居區域ハ大體獨逸側ニ

入り居レルカ此ノ新境界線ハ獨蘇兩國ノ國境ヲ意味スルモノニアラス右ノ線内ニテ獨逸ハ恐ラク何等カノ形ニ於テ波蘭國ヲ作ルコトナルヘシ蘇聯側地域ニ於ケル組織カ如何ナルモノトナルカニ付テハ何等知リ居ラス又「ヴェイルナ」地方ヲ「リスアニア」ニ與フルコトハアリ得ル所ナルモ之ハ主トシテ蘇聯ノ決定スヘキ問題ナリ

二、今回ノ共同聲明ハ一種ノ和平ノ「オツフエンシーヴ」トモ言フヘク此ノ共同聲明ニ基キ獨蘇兩國カ和平ノ爲如何ナル措置ヲ執ルカ或ハ又友邦諸國トノ了解ヲ如何ニスルカ等ニ付テハ自分ハ承知シ居ラサルモ英佛ノ態度ニ付テハ佛ハ和平ヲ希望シ居ルモノノ如キモ英國ハ恐ラク之ヲ承諾セサルヘシト思ハルルニ付和平ノ成立ハ至難ナリト考フ又現在ノ處和平ニ付伊太利等ノ仲介ニ依リ話合行ハレ居ルカ如キコトモナシ

⁽²⁾三、土耳其ノ態度ニ付テハ蘇土間ニ何等カノ協定成立スヘシト思ハル或ハ蘇ノ援助條約ナリトモ言ハレ居リ又黑海ニ付テモ兩國間ニ何等カノ協定出來ルニアラスヤト思考ス唯羅馬尼及勃牙利ノ加ハラサル以上之ヲ黑海「バクト」ト稱スルコトヲ得サルヘキモ結局英佛ノ軍艦ヲ黑海ニ入

ラシメサル趣旨ヲ含ムモノカト思考ス土耳其ハ他方英佛
トモ相互援助條約ヲ締結スル考ノ如ク殊ニ佛トノ條約ハ
最近成立スルカ如ク傳ヘラレ居ル處情報ニ依レハ土耳其
ハ土耳其カ攻撃サレタル場合ニノミ右條約カ適用サルル
趣旨ニ制限セントシ居ル趣ナリ何レニセヨ土耳其ハ中立
ノ態度ヲ維持スル様努力シ居ルモノト思ハル尙蘇聯カ
「ベツサラビア」ヲ要求スヘシトノ噂頻リニ傳ヘラレ居
ルカ今日迄ノ處右問題ハ提起セラレ居ラス恐ラク此ノ問
題ハ急ニハ提起サルルコトナカルヘシト思ハル

四、獨伊蘇關係ハ最モ緊密ナル狀態ニアリテ何等ノ間隙ナシ
將來伊カ何日迄モ中立ノ態度ヲ執ルヤ否ヤニ付テハ自分
ハ何トモ申上ケラレス

五、今次獨蘇間ノ經濟協定ニ付テハ獨逸ハ多大ノ希望ヲ囑シ
居リ之ニ依リ英ノ對獨經濟封鎖ハ實效ヲ失フコトトナル
譯ナリ本件ノ擔當者「シユヌレ」ハ一旦外相ト共ニ歸獨
シタルカ來週再ヒ莫斯科ニ赴キ本交渉ヲ始ムル筈ナルカ
今回ノ協定ノ趣旨ニ依レハ蘇ノ對獨原料供給ニ對シ獨ハ
長期間ニ亘リ工業製品ヲ送りテ決濟スルコトトナリ居リ
其ノ結果ハ實質上蘇カ獨ニ對シ「クレヂツト」ヲ與フル

コトトナル次第ナリ

波蘭ヲ除ク在歐各大使、壽府へ轉電セリ
壽府ヨリ英、佛へ轉電アリタシ

~~~~~

623 昭和14年10月6日

在独国大島大使より  
野村外務大臣宛(電報)

波蘭處理および欧州和平提案に関するヒト  
ラー演説について

ベルリン 10月6日前発

本省 10月7日後着

第一一三二號

「ヒ」總統ハ六日正午召集セラレタル議會ニ於テ一時間半  
ニ亘ル演説ヲ爲シタルカ同演説ニ於テ波蘭侵略戰ノ經過  
(九月三十日現在調ニ依レハ戰死者一萬五百七十二名、負  
傷者三萬三百二十二名、行衛不明三千四百九名)、波蘭ノ  
歴史及戰爭ニ至ル迄ノ波蘭ノ態度、獨蘇關係發展ノ經緯並  
ニ波蘭ノ處理ニ關シ説明シタル後大要左ノ如ク述ヘタリ  
人口四千六百萬ノ英國カ四千萬平方糎ノ地域ヲ有スルニ鑑  
ミ人口八千二百萬ノ獨逸ハ八千萬平方糎ノ生存圈ヲ要求ス

## 2 開戦後の諸情勢

ルハ妥當ニシテ吾人ハ更ニ植民地ノ返還ヲ要求ス「ヴェルサイユ」條約修正ノ要求ハ極メテ局限サレ居リ且穩當ノモノナリ即チ獨逸ノ要求ハ生存權ノ要求ニ他ナラス獨逸ハ近隣諸國トノ關係ヲ明確ナラシムルコトヲ目的トシ沿「バルト」諸國、瑞典、諾威、丁抹、和蘭、白耳義、瑞西、「ユーゴスラヴ」、洪牙利、「スロバキヤ」、伊太利、佛蘭西、英吉利、蘇聯ノ諸國トノ關係ニ於テ或ハ不可侵條約ヲ締結シ或ハ國境ノ不變ヲ聲明シ又友好關係ヲ維持シ來リ何等紛爭問題ヲ有セス然シテ獨逸ハ「ヴェルサイユ」條約ノ修正ニ依リ歐洲ヲ混亂ヨリ救ヒ恆久的安定ノ基礎ヲ造リ出シ又中歐ノ秩序ヲ回復シタルカ之ニ對シ實行手段ニ於テ不當ナリトノ非難ヲ加フルモノアルモ予カ歐洲ノ不正ヲ矯正シタル事實ハ予本來ノ主張ニ基クモノニシテ何等約束ヲ破リタルニアラス予ハ之ヲ自ラノ榮譽トシ誇トスルモノナリ予ハ秩序維持ノ爲屢々提案ヲ爲シタルカ之ヲ以テ予ノ臆病ト恐怖心ニ出ツルモノト解スルモノアラハ予ハ今後ノ事態ノ經過ニ於テ其ノ然ラサルコトヲ示スヘシ

<sup>(2)</sup>西部戰爭ハ何ヲ目的トシテ行ハレントスルヤ波蘭ハ「ヴェルサイユ」條約ノ形ニ於テハ永久ニ復活スルコトナシ同地

域ノ處理ハ專ラ獨蘇ノ關スル所ナリ英佛カ同地方ノ安寧秩序ヲ回復シ維持スルノ能力ナキコトハ「パレスティン」問題ニ付テ見ルモ明カナリ獨逸ニ新政權ヲ樹立セシメ新ナル「ヴェルサイユ」ヲ造ラント欲シ戰爭ヲ開始センカ數百萬ノ人命ヲ無意味ニ犠牲トセサルヘカラス蓋シ獨逸ハ崩壞スルコトナク第二ノ「ヴェルサイユ」ヲ招來スルコトナシ即チ數年ノ日子ヲ費スモ西部ノ戰爭ニ依テ問題ヲ解決スルコト遂ニ不可能ナリ

茲ニ解決ヲ要スヘキ問題二ツアリ一ツハ波蘭處理ニシテ他ハ不安除去ノ問題ナリ獨逸ハ其ノ利益範圍タル西部波蘭ニ關シテハ左ノ方針ニ從ヒ處理セントス

一、歴史的人種の及經濟的條件ニ從フ獨逸國境ノ設定

二、民族關係ニ基ク全生活圈ノ新秩序ノ設定即チ右地域ノミナラス南歐及東南歐諸國ニモ關係ノ少數民族問題ノ解決

三、右ニ關スル猶太人問題調整ノ試ヲ爲スコト

四、同地域内ノ交通及經濟生活ノ新建設

五、全地域安全ノ保障

六、獨逸ニ對スル紛爭ノ根源トナリ又ハ獨蘇ニ對スル奸策ノ中心トナラサル保障アル波蘭國ノ建設

以上ノ外戰爭ノ影響ヲ除去シ少クトモ慘害ヲ輕減スルノ措置ヲ速ニ講スヘシ

次ニ歐洲不安狀況ニ關スル吾人ノ任務ハ遙ニ重要ニシテ次ノ點ヲ必要トス即チ

一、歐洲諸國ノ外交ノ目的確立

此ノ點ニ付獨逸ノ關スル限リ「ヴェルサイユ」條約ハ最早死文ト看做シ殖民地ニ關スル要求以外ニ同條約ノ修正ヲ求ムルモノナシ吾人ノ殖民地要求ハ實力ヲ以テセントスルカ如キ最後通牒的性質ノモノニアラス政治的正義ト合理的經濟上ノ見地ニ於テ爲スモノニシテ獨逸ニ相應シタル殖民地ノ取得、特ニ舊獨領殖民地ノ返還ヲ求ムルモノナリ

二、新秩序ニ基ク世界經濟ノ發展

三、合理的ニシテ經濟的ニ維持シ得ル程度迄ノ軍備縮少ニ依リ平和ノ確立殊ニ或種ノ近代武器ノ使用制限ヲ必要トス此ノ條件ノ下ニ始メテ歐洲ニ平和ヲ招來シ得ヘク此ノ目的實現ハ歐洲大陸各國ノ協力ニ依テノミ來シ得ヘク此ノ目的國ハ會談ヲ催スコトヲ要スヘシ然レトモ斯ル會議ハ開催ニ先立チ根本的準備ヲ遂ケ各種問題ヲ明カニスルヲ要シ大砲

ノ響ト動員狀態ノ壓力下ニ行フコト不可能ナリ而シテ是等問題ヲ早晚必スヤ解決ノ要アリトセハ右會議ハ戰爭ニ依リ數百萬ノ人命ヲ無意味ニ犧牲トシ數十億ノ失費ヲ重ネル以前ニ開クコト賢明ナリ然ルニ拘ラス「チャーチル」竝ニ其一派ノ煽動者ノ見解カ效ヲ奏スルニ於テハ余ノ聲明ハ之ヲ以テ最後ノモノタルヘシ即チ吾人ハ戰ハントス獨逸ノ歴史ハ一九一八年十一月ヲ繰返スコトナシ獨逸國民壊滅ノ希望ハ餘リニ幼稚ナリ「チャーチル」ハ英國ノ勝利ヲ信スルナランモ余ハ一瞬ト雖モ獨逸ノ勝利ヲ疑ハス世界歴史ニ於テ敵味方共々ニ勝利者タル戰ナルモノ存シタルコトナシ之ニ反シ世界大戰ノ示セルカ如ク共ニ戰敗者タルコトアルヘシ

余ハ獨逸國民ノ總統トシ獨逸國宰相トシ第一期ノ戰爭ニ於ケル神ノ加護ニ對シ感謝スルト共ニ總テノ者カ正道ヲ歩ミ獨逸國民及全歐洲平和ノ爲神ノ加護ノ一層豊カナランコトヲ望ム云々

324

昭和14年10月20日

在ソ連邦七田(基玄)臨時代理大使より  
野村外務大臣宛(電報)

ソ連の対フィンランド要求などに関する情報  
報告

第一四四九號

情報

モスクワ 10月20日後発  
本省 10月21日前着

一、確實ナル情報ニ依レハ蘇聯邦ハ芬蘭ノ强硬態度北歐四國元首會議土蘇交渉ノ決裂「ウエノガン」將軍ノ訪土等蘇側ニ不利ナル情勢ニ鑑ミ芬蘭ニ對スル要求ヲ緩和シ(イ)芬蘭灣内島嶼ノ讓渡(ロ)「レーニングラード」北方國境ノ改訂(ラドガ)湖芬蘭灣國境ハ蘇側領土カ芬蘭領内ニ三角形ニ突出シ居レル處之ヲ蘇側ニ有利ニ直線化ス)ヲ要求スルニ止メ之ニ對シ其ノ代償トシテ(ハ)「カレリヤ」地方 Lelcsia 湖一帯ノ國境改訂(蘇領カ芬蘭内ニ突入スル現在國境線ヲ芬蘭側ニ有利ニ直線化ス)ヲ提議スルニ決セル趣ナリ

二、在當地獨逸代表團(十七日來莫ノ第二次代表團ヲ含ム)ハ(イ)通商(ロ)陸海空運輸(ハ)波蘭ニ於ケル獨蘇國境細目協定(ニ)蘇領波蘭内獨逸人引揚ノ四部ニ分チ居ル趣ナリ

三、土外相一行當地出發ノ際ハ蘇聯邦ハ特別列車ヲ仕立テ儀仗兵ヲ派遣シ驛頭及列車ニ土耳其國旗ヲ掲揚スル等總ユル儀禮ヲ盡シタルカ更ニ「セバストポール」ヨリ外相ノ乗船ニ對シ水雷艇二隻ヲ以テ護送スル豫定ト傳ヘラル

在歐各大使へ轉電セリ

325 昭和14年11月5日

在米國堀内大使より  
野村外務大臣宛(電報)

中立法の修正に伴う米国の諸措置について

ワシントン 11月5日後発  
本省 11月6日後着

第一三四六號  
往電第一三四〇號ニ關シ

四日正午大統領ハ前日議會ヲ通過セル中立法修正共同決議ヲ裁可シ右ハ一九三九年中立法トシテ直ニ效力ヲ發生シ之ト同時ニ大統領ハ改メテ同法第一條ニ基キ獨逸ト佛、波蘭、英本國、印度、濠洲、加奈陀、新西蘭及南阿間ニ戰爭狀態ノ存在ヲ認定スルト共ニ舊中立法ニ基キ去ル九月五日、八日及十日ニ發シタル交戰國向武器類禁輸ノ布告ヲ廢止スル

旨ノ布告ヲ發シ歐洲戰爭ニ新中立法發動ノ第一歩ヲ了シ之ト同時ニ舊中立法ニ基キ十月十八日發セラレタル交戰國潛水艦ノ米國領海使用禁止ニ關スル布告ヲ廢シ新中立法第十一條ニ基キ改メテ同趣旨ノ布告ヲ發シ次テ米國海運業其ノ他ニ至大ノ關係ヲ有スル新中立法第三條ニ基ク戰鬪區域指定ノ布告ヲ發シタリ右ハ西經二度四五分ノ線ト西班牙北海岸線トノ交叉點ヨリ北緯四三度五四分ノ點ニ北上シ夫レヨリ北緯四五度西經二〇度ノ點ニ至リ夫レヨリ北緯五八度ニ北上シ夫レヨリ北緯六二度東經二度ノ點ニ至リ夫レヨリ北緯六〇度東經五度ノ點ニ至リ夫レヨリ東行シ諾威ニ達シ「ベルゲン」ノ南「夫レヨリ諾威（一部）、瑞典、「バルチツク」海、獨逸、丁抹、和蘭、白耳義、佛、西班牙（部）ノ海岸線ニ沿ヒ最初ノ點ニ至ル海面ヲ戰鬪區域ト指定シ米國人及米國船舶ノ立入りヲ禁シタリ

<sup>(2)</sup> 尙第一條ニ基ク布告發出ニ依リ自動的ニ適用セラルコトトナレル新中立法ノ條項ヲ（一）米國船ニ依ル交戰國向ケ旅客竝ニ物資ノ運搬禁止規定第二條（A）（二）外國政府ニ權利移轉前ノ交戰國向ケ物資ノ輸出禁止規定第二條（C）（三）交戰國ノ公債證券取引禁止規定第七條（A）（四）交戰國ノ爲ノ寄附金募集第八

條（A）（五）米國民ノ交戰國船ニ依ル旅行禁止規定第五條（A）（六）米國商船ノ武裝禁止規定（第六條）及（七）交戰國船ノ米國占用禁止規定第一四條（A）等ナリ但シ之等ニハ法文上定メラレ居ル除外例アル外大統領ノ追テ定ムル所ニ依リ除外ノ認メララルコト既報ノ通りニシテ數日中ニ關係規定ノ公布アル筈ナリ前顯戰鬪區域ノ布告ニ關聯シ大統領ハ地中海及黑海ハ戰鬪區域ニ指定セス又太平洋、印度洋、「カナリー」群島以南ノ阿弗利加及米大陸沿岸ハ關係ナキ旨ノ説明的聲明ヲ發シ「ハル」長官ノ新中立法ノ成立ニ關聯シ「從來屢々述ヘタルコトナルカ米國第一ノ任務ハ米國ノ安全ト平和ヲ維持スルニアリ吾人ノ之ニ向ツテノ努力ハ成功スルモノト確信ス而シテ新中立法ハ此ノ點ニ貢獻スヘキモノナルコトハ満足ナリ」トノ聲明ヲ發シタリ

尙紐育「タイムス」華府通信ハ國務省係官ハ非戰鬪員空爆ヲ行フ國ニ對スル飛行機輸出ニ關スル「モーラル、エムバーゴ」ハ新中立法發動ニ依ル武器彈藥戰爭用具禁輸撤廢ニハ影響サレズ右「モーラル、エムバーゴ」ハ日本ニ對シテ課スヘク勸告セラレテ以來完全ニ遵守セラレ居レリト述ヘタルカ右係官ノ言明ヨリ察スルニ今後或交戰國カ非戰



闘員空爆ヲ行ハハ其ノ國ニハ爆撃機等ヲ賣ラサル様政府ハ製造家ニ勸告スルモノト思ハル又武器類禁輸撤廢ニ乘シ英佛等ヨリ註文殺到シ米國自身ノ國防計畫遂行ニ影響アルカ如キ場合ハ各種協議會(陸海軍共同軍需品統制委員會ノClearance Committee 之ニ當ル)ニテ註文履行ノ順位ヲ決定スルコトトナルヘシト報シAPハ新中立法ニ依レハ埃及トノ通商ハ許サレ居ルモ「パレスタイン」「シリヤ」等交戰國ノ委任統治地域ニ付テハ明カナラサルニ付近ク此ノ點ヲ明カニスル措置執ラルヘシト報シ居レリ

在米各館へ郵送セリ

326

昭和14年11月12日

在英国重光大使より  
野村外務大臣宛(電報)

対独共同軍事行動に関する英仏側からの提案  
を蘭白両国が拒絶したとの情報について

ロンドン 11月12日前発

本省 11月12日後着

第一四八四號

確カナル筋ヨリノ聞込ニ依レハ英(佛)ハ白、蘭ニ對シ獨逸

侵入ノ危険ヲ慮リ其ノ場合ニ處スル目的ヲ以テ豫メ共同軍事行動ヲ執ル爲取極及打合ヲ爲サンコトヲ申込ミタルニ兩國ハ右ハ獨逸ニ侵入ノ機會ヲ與フルモノナリトテ拒絶スルト同時ニ(獨逸カ本件ヲ嗅キ付ケ最後通牒ヲ送りタルニ對スル白國ノ回答振新聞情報ハ別電第一四八五號御參照)平和仲介等ノ「マヌーバー」ヲ爲シタリ右白、蘭ノ態度ハ同情ヲ以テ見得ルモ英國トシテハ不満足ニシテ若シ兩國ニ對スル獨逸ノ侵入アルニ於テハ其ノ時ヨリ兩國ノ中立ハ存在セサルモノト認ムヘシトノコトナリ而シテ英國當局ハ或ハ獨逸ハ何時和蘭ニ侵入スルヤモ知レス其ノ場合白國ノ中立モ困難ト認メ居レリ而シテ伊太利ハ瑞西ニ對シテ其ノ中立ノ侵サルル場合ハ伊太利ノ「セキユリテイ」ノ問題ト看做スヘシト申入レ右ハ獨逸モ承知シ居レリ(瑞西ハ最近樂觀ノ態度ナリ)以上ノ次第ニ付、蘭兩方面ノ形勢ハ最近切迫シ居リ獨逸ハ西方ニ對スル大攻勢ノ爲ニハ來春迄白、蘭兩國ニ於ケル軍事上ノ地歩ヲ固ムル必要アリト認メラレ其ノ爲何時兩國ニ難題ヲ持掛ケ軍事侵入ヲ爲スヤモ計ラレサル形勢ナリトノコトナリ

本別宛電ト共ニ在歐各大使、米、伯、蘭、瑞西、西、里斯



本、洪、芬、「ラトヴィア」へ轉電セリ蘭ヨリ獨へ轉電アリタシ瑞西ヨリ壽府へ轉報アリタシ

327

昭和14年12月1日  
在米国堀内大使より  
野村外務大臣宛(電報)

ソ連のフィンランド侵攻に対する米国政府の  
対応振り報告

ワシントン 12月1日後発  
本 省 12月2日後着

第一四六二號

往電第一四五八號ニ關シ

一、三十日「ハル」長官ハ新聞會見ニ於テ米ハ蘇聯トノ外交關係ヲ斷絶スルヤ否ヤ等ノ質問ニ對シ實情ノ公報ヲ接受スル迄ハ何モ言ハス今暫クシテ何故公報接到前ニ措置セサルカノ理由ヲ明カニスヘシト語リタル趣ナルカ右ハ蘇芬關係ノ動キヲ確メタル上何等力斷乎タル措置ニ出スル意味ト報セラル

二、三十日夜大統領ハ蘇芬兩國政府ニ對シ一般市民及無防備都市ノ空爆ヲ避クヘキ様去ル九月一日英獨蘇其ノ他三國

ニ送リタルト略同文ノ「アツピール」ヲ發シ即時回答ヲ求ムル旨附加セリ

三、一日大統領ハ新聞會見ニ於テ用意セル聲明文ヲ讀上ケ蘇聯陸海軍ノ芬蘭攻撃ノ報ハ深酷ナル衝動ヲ與ヘタルカ法ノ無視カドシドシ行ハルハ之ヲ最モ深ク非難スヘシ強力行使ノ傾向ハ世界ノ諸小國ヲ危殆ナラシメタリ云々ト述ヘ上院議員「キング」等ノ主張シ居ル外交關係斷絶又ハ大使引揚若クハ一部ニ唱ヘラレ居ル飛行機等ノ「モールエンバーゴ」ニ付テ質問ヲ受ケタルニ對シテハ前記空爆<sup>(ハ)</sup>止ノ「アツピール」ニ對スル回答ヲ俟ツ必要アリトノミト答ヘタル趣ナリ尙大統領ハ國務省主腦部主立チタル上下兩院議員等ト頻リニ協議中ノ模様ナリ

328

昭和14年12月2日  
在米国堀内大使より  
野村外務大臣宛(電報)

ソ連のフィンランド侵攻に対し米国政府は国  
交断絶等の強硬措置はとらないとの観測報告

ワシントン 12月2日後発  
本 省 12月3日後着

## 第一四七〇號

米大統領ノ蘇芬兩國ニ對スル調停申出及一般市民竝ニ無防備都市ノ空爆避止方ニ關スル勸告ニ對シテハ蘇聯邦ヨリハ未タ何等回答ナキ處往電所報大統領ノ新聞記者ニ對スル言明ニ於テモ明カナル通り米國政府トシテハ今次蘇聯邦ノ對芬蘭行動ヲ強ク非議スルノ態度ヲ持シ居ル爲坊間國交斷絶說スラ流布セラレ居ル實情ナリ然レトモ政府トシテハ公報ノ接受ナキ爲ト稱シ尙今後ニ於ケル事態ノ推移ヲ見極メタル上其ノ態度ヲ決セントノ意嚮ナルカ如キモ(一)米國民ノ神經ヲ刺戟シ參戰ニ迄立到ラシムコトヲ欲セサルコト(二)米トシテハ折ヲ見テ各交戰國ニ對シ平和勸告ヲ爲スノ餘地ヲ殘シ置キタク之カ效果ヲ大ナラシムル爲ニハ總ユル交戰國ト外交關係ヲ持續スルヲ有利ト思考シ居ル等ノ理由ニ依リ今日迄ノ處國交斷絶又ハ大使召還ヲ敢行セントノ決意迄ニハ立到リ居ラサルモノノ如ク諸般ノ情報ヲ綜合スルニ差當リテノ對策トシテハ民間當業者ニ對シ蘇聯邦ニ對スル航空機ノ輸出差止メヲ勸告スルニ在ルト認メラル

英ヘ轉電セリ

英ヨリ在歐各大使ヘ轉電アリタシ

329

昭和14年12月9日

在ブラジル桑島大使より  
野村外務大臣宛(電報)

## 欧州戦争に対するブラジルの動向報告

リオデジャネイロ 12月9日前発

本 省 12月10日夜着

## 第二三〇號

<sup>(1)</sup> 貴電第一二九號ニ關シ(歐洲戦争ニ伴フ南米諸國ノ動向ニ關スル件)

一、當國世論ハ從來トモ米國ノ影響ヲ受ケ殊ニ昨年「インテグラリスト」黨陰謀ヲ楔機トシテ反獨的色彩相當濃厚ナリシ處戦争開始以來ハ更ニ之ニ拍車ヲ掛ケ新聞ノ報道振ハ著シク親英佛ナリ又最近當國赤十字社主催ニテ戦争被害者ニ對スル慰問金募集セラレタルカ右ハ聯合國側殊ニ波蘭避難民救助資金ニ使用セラルル由

尤モ政府ハ中立國タル關係上成ルヘク公正ノ態度ヲ執ラントシ新聞雜誌ニ對シテハ交戰國ノ何レヲモ非難スル論說ノ發表ヲ禁止スルノ指令ヲ出シ又映畫館ニ於テモ觀客ニ對シ戦争「ニュース」ノ批評ヲ禁止シ居レリ

二、佛ハ自國壯丁ヲ順次召還シツツアリ又英佛系會社ハ獨系

雇人ヲ一律ニ解雇セル由

三、英獨共ニ宣傳ニハ相當力ヲ用キ英ハ最近聖市ニ約三十年モ總領事タリシ伯國通ノ「アボット」ヲ「リオデジャネイロ」大使館ノ「プレスアタシエ」ニ任命シ自國ニ有リナル世論維持ノ爲對新聞紙工作ニ當ラシメ獨モ亦多年當國ニ在住セル「ナチ」幹事「コツセル」ヲ新聞操縱係ニ任シ露骨ナル買收工作ヲ行フ一方何レモ當地ノ自國商業會議所ヲ通シ買收又ハ相手國ニ不利ナル經濟事情ノ流布等各般ノ工作ヲ爲シ居ル由

#### 四、<sup>(2)</sup>

往電第二一九號ノ通り獨逸船ハ英ノ封鎖ヲ破リ來航スルモノアルモ其ノ數ハ極メテ尠ク主トシテ珈琲、滿俺、「ラード」等ヲ輸入シ居ル處英船ハ平時ヨリモ約四割減シテ來航シ滿俺、冷凍肉、乾肉、「バタ」、蜜柑類ヲ多量積出シ居レリ佛船ノ來航スルモノ極メテ尠キモ伊太利船ハ從來ノ航路ヲ其ノ儘繼續シ每船旅客貨物滿載ノ有様ナリ

尙伯國ハ獨トノ「バーター」協定カ優良安價ナル品物ヲ自國ニ供給セシメタル經驗ヨリシテ少クトモ武器ノミハ依然獨逸ヨリ輸入シ度キ意向ニテ伊國ト協定ノ上武器入

手ノ爲「ロイドブラジレイロ」船ヲ「トリエスト」迄同航セシムル案アリシ由ナルカ英ノ獨品全面的輸出封鎖ノ爲目下之モ行惱ミ居ル模様アリ

五、當國移民審議會ハ最近羅馬尼、勃牙利ニ在ル波蘭避難民十七萬ノ一部ヲ伯國ニ移植セシムルコトニ決シ目下諸般ノ準備ヲ爲シ居ル由移民局長ノ館員ニ語リタル所ニ依レハ伊國船ヲ利用シ大體五萬人誘入ノ豫定ナル由  
米、亞、智、祕、古倫比亞、巴奈馬ハ暗送セリ

330 昭和15年3月8日

在独国外務大臣宛(電報)  
有田外務大臣宛(電報)

訪独した米國國務次官と獨國政府首腦との會  
談内容に関する独国外相説明について

\*第二二七號(極祕、館長符號扱)

ベルリン 3月8日後發  
本省 3月9日夜着

八日求メニ應シ本使「リ」外相ヲ往訪シタル處「リ」ハ「ウエルズ」トノ會談ニ關シ先日ヨリモ尙(往電第二一〇號)詳細ニ申上ケタク御足勞ヲ煩シタル次第ナリト前提シ

「ウエ」ハ余ト會見シタル後個別的ニ「ヒ」總統「ゲーリング」「ヘス」ト會談シタルカ之等ノ會談ヲ綜合スルニ「ウエ」來歐ノ使命ハ大統領ノ命ニ依リ歐洲ニ永ク永續性アル(long and durable)和平招來ノ可能性ヲ研究スルニ在リ但シ「ウエ」トシテハ米國ノ爲ニ和平ニ關スル具體的ノ提案ヲ爲シ或ハ何等カノ義務ヲ負フ權限ヲ有セサルコトヲ明カニシタリ「ウエ」ニ對スル獨逸政府ノ應酬振ハ(一)今次戰爭ハ英佛ヨリ獨逸ニ對シ宣戰シタルモノニシテ獨逸ハ之ニ應戰シタルニ過キス(二)東歐問題ハ獨逸ノ利益範圍ニシテ元來英國ノ關與スヘキ問題ニアラス況ヤ波蘭戰爭終了シ東歐問題處理ニ付テハ蘇聯邦ト話ヲ着ケタル後ナレハ今更英國ト話合フ必要ナシ(三)英佛ノ戰爭目的トシテ最近屢次公言シ居ル所ハ獨逸ノ滅亡(destruction)ニシテ即チ獨逸ヲ分割シ(partition)「ヴェルサイユ」<sup>前</sup>体形以上ニ不利ナル地位ニ置カントスルニ在リ(四)獨逸ハ先ツ英佛ノ斯ル意圖(五三)ヲ武力ヲ以テ挫カサル(Break)以上歐洲ノ和平ヲ談スル能ハス(五)「ヒ」總統ノ和平ニ對スル態度ハ客年十月ノ演說ニテ明カナルニ英佛ハ之ヲ以テ獨逸ノ弱音ト看做シ戰爭ヲ繼續セルハ誤ナリ(六)斯ル事態ニ對シ今日獨逸ハ彼等ノ戰爭意

思ヲ挫ク爲戰フノ外ナシト考ヘ(七)且夫レニ充分ナル準備實力ヲ有スト確信ストノ趣旨ニテ行ハレタリト語リタリ「ウエ」ハ會談内容ヲ絕對祕密トスルコトヲ約シタル趣ニシテ「リ」外相ノ立場モアリ「リ」カ右會談内容ヲ當方ニ話シタル事實ハ絕對外部ニ知レサル様御注意アリタシ在歐各大使、米、壽府ニ轉電セリ  
壽府ヨリ英ニ轉電シ佛ニ暗送アリタシ

~~~~~

331

昭和15年3月18日

在英國重光大使より
有田外務大臣宛(電報)

米 國 國 務 次 官 の 訪 英 に 関 連 し て 英 國 外 相 が 戦
争 遂 行 の 決 意 を 記 者 会 見 で 強 調 に つ い て

ロンドン 3月18日後発

本 省 3月19日前着

第四三三號

往電第四五號二關シ

一般的情報

内聞スルニ「ハリファクス」外相ハ十五日個別ニ米人記者及議會詰記者夫々數名ヲ引見シ「ウ」ノ使命ニ關シ此ノ際

平和彌縫ハ不可ナリ英國ハ戰爭目的遂行ノ決意ヲ有シ確實ナル將來ノ保障ナキ限り講和セサル意嚮ナルカスル保障ハ目下到底期待シ難シト述ヘ記者團ニ對シ多大ノ印象ヲ與ヘタル趣ナル處本十八日ノ新聞論調ハ政府ヨリ類似ノ指示ヲ受ケタルモノノ如ク同趣旨ヲ強調シ居レリ

在歐洲各大使、壽府、米へ轉電セリ

伊ヨリ獨へ轉電アリタシ

~~~~~

332

昭和15年3月18日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

### 米国國務次官とロイド・ジョージ元英國首相 との会談内容に関する情報報告

ロンドン 3月18日後発

本 省 3月19日前着

第四三八號

往電第四三三號ニ關シ

「ウエルズ」ハ大統領ノ特別ノ命ニ依リ「ロイドジョウジ」ヲ往訪二時間ニ亘リ會談(「ケネディ」大使同席)セル處「ロ」側近者カ「ロ」ヨリ親シク聴取セリトテ内報スル所

左ノ通り

「ウエルズ」ヨリ英國朝野ノ戰爭ニ對スル態度如何トノ質問ニ對シ「ロ」ハ政府ノ國民ニ對スル指導力ニ缺クル所アリ國內ニハ不滿多ク強力政府ノ出現ヲ要望スル聲頻リナリ(トテ失業問題其ノ他ヲ論シ)就中外交極メテ拙劣ニシテ各方面ニ於テ機會ヲ失ヒ居リ特ニ英伊關係調整ニ失敗セルハ遺憾ナリト述ヘ米國ノ戰爭傍觀ノ態度ヲ非難セリ次テ「ウエルズ」ハ現在ノ對獨封鎖ヲ以テ能ク獨逸ヲ屈服セシメ得ルヤト尋ネ今次戰爭ハ結局決定的勝利ニ至ラス行詰ルニアラスヤトノ意見ヲ洩ラシタルカ「ロ」ハ現在ノ封鎖ハ僅ニ部分的封鎖タルニ止マリ效果充分ナラス之ヲ擴充セサレハ到底獨逸ニ致命的打撃ヲ加フル能ハスト答ヘタリ「ウエルズ」ハ更ニ英國一般ハ蘇聯ノ侵略行爲ト獨逸ノ夫レトノ間ニ何等區別シ居レリヤ(要スルニ同一ニアラスヤトノ意味)ト質問シ「ロ」ハ其ノ持論タル對蘇戰爭不可論ヲ述ヘ蘇聯以外ノ方面ニ於テ積極的ニ戰爭遂行ノ要アルヲ力説セリ兩人ハ軍縮及自由通商回復ニ付テハ全然同意見ナリシカルズ」ノ印象ニ依レハ「ウエルズ」ノ口裏ヨリ察シ「ウエルズ」ハ講和ノ可能性ニ付テハ概シテ悲觀的ニ見受ケラレ

タル趣ナリ

尙當地消息通ノ間ニハ「ウエルズ」ハ國務省内ノ反蘇派ニ  
屬シ獨逸特ニ獨軍隊ノ壊滅ハ中歐赤化ヲ招來スル危險アル  
ニ付右ノ如キ不祥事態ノ起ラサル間ニ然ルヘキ所ニテ戰爭  
打切ヲ可トストノ意見ナリト解スル向多シ  
在歐各大使、米、壽府へ轉電セリ



333

昭和15年3月19日

在伊國天羽大使より  
有田外務大臣宛(電報)

### 欧州戦争は長期化するとの観測について

ローマ 3月19日後発

本省 3月20日前着

第二四五號

一、獨逸側ノ和蘭(脱)説及「マジノ」線攻撃説ニ拘ラス果シ  
テ獨逸方相當期間ニ實戰ニ耐ユル石油其ノ他原料品ヲ貯  
藏シ居ルヤ疑問ニシテ(石油貯藏量ハ五百萬噸又ハ千五  
百萬噸ト稱セラル)一方英佛側ノ戦線擴大説ニ付テモ戦  
場ヲ何處ニ求ムルヤ決定セス且長期戦争ノ準備ハ着々進  
捗シ時ノ經過カ英佛側ニ有利ニ働クモノト信シ居ルヲ以

テ獨逸側カ短期間内ニ勝敗ヲ決スル見込附クカ又ハ自暴  
的トナラサル限り又英佛側カ最早時ノ經過カ自國ニ有利  
ニ働カサルモノト思考スルニ至ラサル限り實戰ナクシテ  
經濟戦争ノ強行ニ止ムルヘク從テ戦争ハ相當長期ニ亘ル  
モノト観測セラル

尤モ獨逸側ノ機雷及潜水艦戰ハ激化スヘキモ(七、八月  
頃)右カ戦争ノ勝敗ヲ決定セサルコトハ從來「コンボイ」  
セラレタル英佛商船ノ撃沈セラレタルモノ極メテ少キニ  
徴シ明カナルヘシ

二、英佛側ノ戦争遂行ノ決意極メテ固キニ反シ獨逸ハ既ニ波  
蘭ヲ攻略シ其ノ目的ヲ達成セルヲ以テ平和ニ對スル願望  
強キモノト認メラル伊太利ハ交戰國何レノ勝利ヲモ欲セ  
ス且自國ニ對スル戰禍ノ波及ヲ恐ルルカ故ニ之ノ亦平和ヲ  
希望シ居レリ(往電第一九〇號「ガイダ」ノ黃禍論モ一  
種ノ「ピース、オフエンシブ」ト認メラル)瑞西、白耳  
義及和蘭ハ何レモ交戰國雙方ニ挾マレ惱ミ居ルモ瑞西ハ  
對獨反感強ク獨逸ノ勝利ノ結果強大トナルヲ好マサルカ  
如シ

三、獨逸ハ平和條件トシテ(イ)「レイベンスラウム」ノ確保(ロ)

海洋ノ自由及(ハ)植民地返還ヲ提示シ居ルモ(ロ)及(ハ)ハ必スシモ固執セサルモノト思考ス一方英佛ハ獨逸ヲ弱メ以テ恆久平和ヲ樹立シ得ヘキ狀態ヲ作成スルコトヲ目標トシ居リ未タ具體的ニ平和條件ヲ決定スルニ至ラス(佛カ奧太利ノ復活ヲ欲シ居ルニ反シ英ハ之ヲ條件トシ居ラサル如キモ右ハ未タ宣傳ノ域ヲ脱セサルモノニシテ必スシモ平和條件ト認メ難シ)尙英佛側ハ平和條件ニ關聯シ戰後ニ於ケル平和機構問題ヲ考究シ居レルカ右ニ付テハ我方トシテ注意ヲ要スヘシ

四、獨蘇提携ハ經濟、政治兩方面ニ亘リ相當強固ニシテ(イ)先ツ經濟ニ於テハ蘇側累次ノ協定ニ依リ石油、小麥、滿俺、棉花、木材、植物油等ノ物資ヲ獨ニ供給スルノミナラス極東巴爾幹及近東方面ヨリノ對獨物資輸送ノ「トランジット」ヲ務メ又蘇カ米等ヨリ輸入スル軍需材料ノ一部ヲ獨ニ振向ケツツアル形跡アリ獨ハ之ニ對シ技術及機械類ヲ供給シ兩國ノ提携ハ獨ノ經濟的地位ヲ相當強化シツツアルモノト思考セラル(ロ)政治方面ニ於テハ兩國ハ相互ニ呼應シテ對英佛工作ヲ爲シ殊ニ「コンミンテルン」ハ從來ノ反「ファッショ」運動ヲ停止シ其ノ宣傳ノ中心ヲ反

英佛運動及反戰運動ニ置キ獨ハ之ニ對シ積極的援助ヲ與ヘツツアリ又「コーカサス」黒海沿岸防備等ニ獨逸將校ノ參加アル等軍事的ニモ提携開始セラレツツアルカ如シ要スルニ獨蘇提携ハ今後ノ事態ニ依リテ或ハ更ニ緊密化シ戰爭擴大スル場合ニハ軍事同盟ト化スル可能性アリ少クトモ獨逸カ強大ナル限り繼續スルモノト見ラレ獨ノ外交的地位ヲ強化シツツアルモノト思考セラル

五、英佛新聞ハ本邦新聞及雜誌ニ現レタル反獨反蘇の記事ハ機會アル毎ニ轉載シ居ルヲ以テ本邦ノ對歐米方針如何ニ拘ラス此ノ種記事ノ取締ヲ爲スノ要アリト認メラル英國ハ我方ニ對シ獨產品ノ輸出許可ノ條件トシテ浦潮經由物資ノ獨逸流入阻止ヲ要望シ居レルカ右ハ日獨離間策ヨリモ寧ロ日英提携工作ノ一端ト見ラル尙米ハ獨蘇提携以來日蘇接近ヲ極度ニ恐レ日本ニ對シテハ日蘇接近ハ日米國交調整上重大故障タルヘシトテ之カ阻止ヲ計ルト共ニ蘇ニ對シテハ表面ノ反蘇態度ニモ拘ラス祕ニ重要資材ヲ之ニ供給シ以テ蘇ノ歡心ヲ求メツツアルヤノ形跡アリ獨蘇提携成立以來蘇ノ對日態度著シク好轉セルモノカ本年一月頃ヨリ惡化セルハ素ヨリ種々ノ原因アルヘキモ米ノ日



蘇離間工作ノ成功モ其ノ一原因カト思考セラル

六、獨伊ハ米國ヲ平和工作ニ利用セントシ居リ(獨伊ハ開戦以來米ヲ刺戟セサル様注意シ居レリ)英佛ハ米國ノ援助豫期ノ如クナラサルヲ不滿トシツツモ目下ハ米ヲシテ極東ノ番犬タラシメ居ルモノト認ム蘇モ亦米國ヲ利用シ日本ヲ牽制セントシツツアリト觀察セラル  
七、戦争終了ノ極東ニ及ホス影響ニ付テハ右終了ノ見透シ附カサル今日邊ニ豫斷シ難シ



334

昭和15年3月19日

在米國堀内大使より  
有田外務大臣宛(電報)

### 米國政府の対ソ態度につき觀測報告

ワシントン 3月19日前発

本省 3月20日後着

第三八五號

往電第一八三號ニ關シ

一、元來「ローズベルト」周圍ノ所謂「ニューデイルーズ」ノ間ニハ思想的ニ相當左傾セル者アリ此等ノ影響モアリ又滿洲事變以來ノ對日考慮モアリ一九三三年四月「ロ」

政府就任以來蘇聯ニ對シ寧ロ好意的態度ヲ執リ支那事變勃發後ハ米海軍筋竝ニ一部實業方面ノ意嚮モ加ハリ蘇聯ヲ利用シ我國ヲ牽制セントノ氣持ヲ抱キ來レル模様ナルモ此ノ傾向ニ對シ一轉機ヲ劃セルモノハ獨蘇協定ノ成立ニシテ爾來歐洲戦争ノ勃發獨蘇ノ波蘭分割蘇聯ノ「バルチック」諸國內軍事の要點占據殊ニ芬蘭侵略ト立續ケニ起リ米國民一般ノ蘇聯ニ對スル反感(國民的感情トシテハ從來ヨリ反蘇的ナルコト申ス迄モナシ)一層深刻且普遍的トナルニ及ヒ流石ノ「ニューデイルー」モ辯護ノ餘地ナキニ至レルモノノ如ク「ロ」大統領自身モ先般米國青年聯合會員(左傾分子多キヲ以テ知ラル)ニ對スル演説(全國的ニ放送セラル)ニ於テ蘇聯ノ芬蘭侵略ヲ責ムル傍ラ蘇聯ノ獨裁政治ニ對スル嫌惡ノ情ヲ可成リ率直ニ吐露セル程ナリ

二、斯クテ當國ニ於ケル蘇聯ノ不人氣ハ正ニ獨ノ株ヲ奪ヘル感アルニ拘ラス米政府ノ態度殊ノ外穩便ナルモノアルハ事實ニシテ最近蘇芬和平ニ際シ發シタル白聖館ノ聲明ノ芬蘭ニ同情スル反面蘇聯ヲ責ムルニ手緩キ如キ又議會ニ於テ共和黨側ヨリ對蘇斷交案ノ提出アル毎ニ與黨幹部ヲ



通シテ「デスカレイジ」セシメ居ル如キ又蘇聯産金ノ買上ニ付非難アリタル際（一般金買上政策上蘇聯ノミヲ差別的ニ取扱フコト困難ナル事情ハアルヘキモ）不得要領ニアシラヘル如キ其ノ類ナルカ是カ原因ハ惟フニ（一）今秋ノ大統領選舉戰ヲ控ヘ共和黨ニ乗セラルル惧アル對蘇關係ニ成ルヘク觸レサラントスル對内的考慮（二）米官民中支那問題ニ關心ヲ有スル者ハ一樣ニ日蘇接近ヲ懸念シ居ルヲ以テ右傾向ヲ促進スル如キ措置ヲ努メテ避クルト共ニ（三）歐洲戰爭ノ今後ニ重要ナル一役割ヲ演スル蘇聯トノ關係ハ之ヲ繋ギ置カントスル退陣的考慮等ニ在ルヘク積極的ニ蘇聯ト接近シ我國ヲ背後ヨリ牽制セン魂膽ト見ルハ穿チ過キナルヘシ

三、米輿論ハ素ヨリ「ロ」大統領及周圍ノ心境ニシテ右ノ如キモノアル以上而モ今秋大統領選舉ヲ控ヘ米政府カ積極的ニ對蘇接近ヲ圖ルコトハ考ヘラレサル所ニシテ近來ノ米蘇通商ノ實際ヲ點檢スルモ別段特異ノ現象ヲ發見シ得サルコト既電ノ通りナリ唯米出先外交官東洋問題米人寄稿家中ニハ如何ニモ對蘇關係好轉ヲ思ハシムル如キ言動ヲ爲ス者或ハ米蘇接近日本牽制ヲ主張スル者（現ニ「フ

オーレンシアフエーアズ」四月號掲載「エドガー、スノウ」論說ノ如キ）アルヘキモ此等ハ重視スルニ値セスト認ム

伊ヘ轉電シ在米各領事（「ホノルル」ヲ含ム）ヘ暗送セリ  
伊ヨリ英獨白土壽府ヘ轉電アリタシ  
佛蘇滿ヘ轉電アリタシ



335

昭和15年3月20日

在独国宇佐美臨時代理大使より  
有田外務大臣宛（電報）

独伊首脳会谈や伊国参戦説に関する独国外務

次官の内話について

ベルリン 3月20日後発

本省 3月21日後着

第二七四號

十九日日本官「ヴェーアマン」次官ヲ往訪「ヒトラー」「ムツソリーニ」ノ會談及「リ」外相訪伊ニ付質問シタル處「ヴェ」ハ「ヒ」「ム」會見ノ内容ニ付テハ承知シ居ラス又外相ノ訪伊モ獨伊ノ特殊關係ヨリ時々密接ナル接觸ヲ行フ必要アルニ依ルモノニシテ何等新タナル協定作成等ノ目的

ニ出ツルモノニ非スト答ヘタルヲ以テ右會談ハ獨逸ノ平和工作ノ爲ナリト言フ者アルモ如何ト問ヘルニ「ヴェ」ハ之ヲ否定シ英佛ハ昨年ノ總統ノ平和提唱ヲ拒否シタル次第ナルヲ以テ獨トシテハ今日平和提唱ヲ爲ス考無ク又現狀ニ於テハ平和成立ノ見込無シト語り次テ伊太利ノ戰爭ニ對スル態度ニ付尋ネタルニ「ヴェ」ハ伊太利ノ態度ハ判然トシ居リ獨逸ニ取り極メテ満足スヘキモノナリ唯伊太利力參戰スルヤ否ヤハ伊太利自身ノ決スヘキ問題ナリト答ヘ更ニ本官ノ質問ニ對シ北歐方面ノ狀態ハ蘇芬講和成立ニ依リ一應落着キタルモ英佛ハ聯盟規約第一六條ヲ適當ニ解釋シテ芬蘭援助ノ名目ノ下ニ「スカンデナビヤ」ノ中立侵害ヲ眞實ニ考究シ居リタルハ驚クヘキナリ又巴爾幹近東方面ニ付テハ英佛力事ヲ構ヘントスルモ恐ラク何モ出來サルヘク土耳其古トシテモ國內一部ニ最近英佛トノ條約締結ヲ悔ヒ居ル空氣スラアリ簡單ニハ英佛ノ冒險的企圖ニ引摺ラルルコトナカルヘク蘇聯邦ハ北歐ニ於テ瑞典諾威迄手ヲ出スコト無キノミナラス巴爾幹方面ニ付テモ當分進出ヲ試ムルコト無カルヘク蘇ノ「ベツサラビヤ」ニ對スル要求ハ捨テタルニ非サルカ今直ニ積極的行動ニ出ツルコト無カルヘシト語リタリ

(尙最近會見シタル當地伊太利參事官モ蘇聯邦ハ目下ノ所巴爾幹ニ進出スル可能性無カラント語リタリ)

蘭ヘ轉電セリ

英佛ヲ除ク在歐各大公使及壽府ヘ轉電セリ

壽府ヨリ英ヘ轉電シ佛ヘ暗送アリタシ

~~~~~

336

昭和15年3月23日

在独国来栖大使より
有田外務大臣宛(電報)

ブレンナーで行われた独伊首脳會談に関する

情報報告

ベルリン 3月23日後発

本省 3月24日後着

第二八三號

相當確實ナル筋ノ情報(往電第二三三號ト同シ「ソース」ニ依レハ「ブレンナー」會談ニ際シテハ伊太利ノ態度ニ言及セラレタル外「ヒ」總統ハ伊太利ノ從來執リ來レル「ノンペリヂエラン」ノ態度ニ對シ改メテ獨逸政府ノ満足ノ意ヲ表シ獨逸トシテハ今後モ右ノ態度ノ變更(伊太利ノ參戰)ヲ強ヒテ望マサル旨ヲ明カニシタル趣ナリ)主トシテ南東

歐洲問題ニ關シ協議セラレタルカ右ニ關シテハ蘇聯邦ノ巴爾幹進出力取沙汰サレ居ル今日巴爾幹ノ平和維持ニ關スル蘇聯邦ノ意思ヲ表明セシメ蘇伊ノ關係ヲ調整スルト共ニ巴爾幹ニ關スル蘇獨伊ノ統一戰線ヲ結成スルコトニ依リ同方面ニ於ケル英佛ノ策動ニ對シ外交上ノ先手ヲ打ツノ有利ナルヲ認メ獨逸ハ近來蘇聯邦ノ巴爾幹進出ニ關スル疑惑ヲ一掃スルニ努ムル一方蘇伊間ノ調整ニ努メ來リタルカ最近ニ至リ戰後「ベツサラビア」ノ蘇聯邦ヘノ復歸ニ關シ獨逸カ幹旋スルノ約束ヲ與ヘタル代償トシテ蘇聯邦ヲシテ戰爭繼續中巴爾幹ニハ手ヲ付ケサルコトヲ約セシメ依テ蘇聯邦ノ政治的野心ニ對スル伊太利ノ疑惑ヲ除キ蘇獨伊三國ノ政治的接近ノ素地ヲ作り茲ニ巴爾幹ニ對スル獨逸外交ノ準備完了シタルヲ以テ「ヒ」總統ハ「ブレンナー」ニ於テ「ム」首相ト會見シ「ヒ」ヨリ獨伊蘇三國ニ依ル巴爾幹ノ現狀維持及平和保障ヲ提議シタル處「ム」首相ハ之ニ同意シタル趣ナリ而シテ右問題交渉ノ爲來週中「モロトフ」來獨スル筈ニテ「チアノ」ノ來獨ハ今ノ處未定ナリ會合ノ場所ハ伯林以外ノ一都市トナルヤモ知レストノ趣ナリ

尙當地新聞ハ「ブレンナー」會談ノ内容ニ關シ何等發表シ

居ラサルモ只二十三日「フランクフルター」ハ伊太利新聞論調ノ轉載トシテ「ブレンナー」會談ハ主トシテ南東歐洲問題ニ關聯スルモノナリト報シ居レリ

米、英佛ヲ除ク在歐各大使及壽府ヘ轉電セリ

壽府ヨリ英ヘ轉電シ佛ヘ暗送アリタシ

~~~~~

337 昭和15年3月29日 有田外務大臣より  
在米國堀内大使他宛(電報)

### 歐洲戰局に関する情報通報

本省 3月29日後10時発

合第五八三號

歐洲情報(第三報)

一、歐洲戰局ハ依然膠着狀態ヲ續ケ傳ヘラルル獨逸側春季攻勢モ未タ其ノ氣配無ク又米大統領、羅馬法王等ノ和平仲介說モ具體化セス蘇芬講和後ノ新狀態ニ伴ヒ長期戰ノ態勢漸ク定マリツツアルヤニ認メラル

二、蘇芬紛爭ニ付最近英佛ハ相當積極的ニ對芬援助ヲ考慮シタル如キモ瑞典及諾威カ對獨氣兼ヨリ英佛軍隊ノ國內通過ヲ拒ミタル爲結局何等實效的ナル援助ヲ與フルヲ得ス

本件紛争ハ三月十三日芬蘭ノ屈服的講和ニ依リ局ヲ結ビ其結果蘇聯ハ芬蘭灣頭ニ勢力ヲ確立シ「バルト」海ニ於ケル強固ナル地位ヲ占ムルニ至リ之ト共ニ北歐ニ於ケル蘇獨ノ壓力増加シ講和成立後芬、瑞、諾三國間ニ話合中ナリシ防禦同盟ノ如キモ蘇聯ノ反對ノ爲行惱トナリタル模様ナリ

一方英佛ノ拱手傍觀ハ中立諸小國ニ多大ノ失望ヲ與ヘ其ノ外交上ノ失敗トシテ喧傳セラルト共ニ佛國內閣更迭ノ誘因トナリ英國ニ於テモ内閣改造説傳ヘラルルニ至レリ

三、之カ爲巴爾幹方面ニ於テモ獨蘇ニ有利ナル情勢ノ展開ヲ見タル如キ處巴爾幹ノ平和維持ニ關シテハ巴爾幹諸國ハ素ヨリ蘇、獨、伊間ニモアル程度共通ノ利害關係アリト認メラレ之等諸國ノ政治的、經濟的活動ハ今後一層活潑トナルヘク之ニ對スル英佛ノ對策土ノ動向等注目ヲ要ス右ニ關與シ三月十日ノ獨外相ノ羅馬訪問ニ引續キ十八日「ヒ」總統ト伊首相カ「ブレネル」ニ於テ會見シタルハ「ウエルス」米特使ノ訪伊トモ關連シ種々臆測ヲ生シタルカ右會談ハ獨伊樞軸ノ強固ナルコトヲ示ス「ジェス

チュア」タルト共ニ巴爾幹問題及蘇聯トノ關係ニ付話合ヒタルモノト見ラレ居ルモ右話合ノ具體的成果ハ今後ニ見ルノ外ナシ

四、尙「ウエルス」米特使ノ訪歐ハ和平ニ關スル各國ノ態度打診ニアリタルモノノ如キ處和平ニ關シテハ英佛側ノ戰時態勢漸ク完成シツツアリ安全保障ノ點ヨリスルモ中途半端ナル平和ヲ希望セサルモノト觀測セラルル一方獨逸側モ現狀ニ於テ何等ノ讓歩ノ意嚮無ク結局當分其可能性無キモノト認メラレ「ウエルス」ハ各國ノ意嚮ニ關スル情報蒐集以外積極的收獲ナカリシ模様ナリ

編 注 本電報の宛先は「普通情報扱」となっている。

338

昭和15年4月9日 在独国来栖大使より  
有田外務大臣宛(電報)

デンマーク内の作戦上重要な地点を占領する  
との独国政府声明について

ベルリン 4月9日後発

本省 4月10日前着

第三二六號(至急)\*

九日午前「ゲツベルス」ハ獨政府ノ名ニ於テ「ラヂオ」ニ依リ獨逸ハ英佛ノ北歐諸國攪亂工作ニ先手ヲ打ち同方面ノ英佛ニ依ル占領ヲ絶對ニ避クル爲軍ヲ以テ丁抹内作戦上重要地點ヲ占領スルコトニ決定シ所要ノ「ノート」ヲ丁抹及諾威政府ニ發シタル旨及獨逸軍ノ措置ハ北歐諸國ノ平和維持以外ニ他意ナキヲ以テ同方面ノ住民ハ無用ノ抵抗ヲセサルヘキヲ希望スル旨放送セリ

尙獨逸國防軍總司令部ハ國防軍機械化部隊ハ九日午前五時十五分「フレンスブルク」及「トンデン」地點ニ於テ丁抹國境ヲ越エ「アペンラド」及「エスベジルグ」方面ニ向ヒ進軍中ナルコトヲ發表セリ

在歐大公使、壽府、米ヘ轉電セリ

339

昭和15年4月9日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

独軍のデンマーク・ノルウェー侵攻状況について

第三三八號(至急)\*

九日拂曉獨逸軍ハ丁抹及諾威ニ侵入既ニ「コーペンハーゲン」ヲ始メ丁抹ハ大体全領土ヲ占領シ諾威ノ「ナルビツク」「ベルゲン」「トロンドハイム」諸港ヲ占領シ「オスロ」ノ空襲報セラル獨ハ又瑞典諾威海岸ニ機雷ヲ敷設セル由ナルカ右兩國モ亦動員シ獨諾兩國ハ交戦状態ニ入レリトノ報アリ

獨逸政府ハ右ヲ以テ英佛側ノ中立侵害行爲ニ對スル爲丁抹諾威ヲ軍事保護ノ下ニ置クモノナリト説明シ兩國ニ對シ抵抗ヲ差控フヘキ旨勸告セリ不取敢

340

昭和15年4月11日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

独軍の戦線拡大に関する英国外務当局の観測報告

ロンドン 4月11日後発  
本省 4月12日前着

ロンドン 4月9日後発  
本省 4月10日前着

第五五九號

一般的情報

十日外務省中歐部係官ノ内話御參考迄

獨逸ノ丁抹諾威侵略ハ一般ノ意表ニ出テ軍事上有利ノ地歩ヲ得タルヤニ觀ラレタルモ昨日來ノ海戰ノ狀況ヨリ觀レハ獨逸モ相當ノ苦戰ヲ免レス終局的得失孰レニ在リヤ斷定シ得サルモ戰況ノ發展如何ニ依リテハ獨逸ハ蘭白ニ進出スル惧アリ此ノ點ハ英佛側モ充分考慮シ居レリ而シテ獨逸カ此ノ上戰線ヲ擴大スルヤ否ヤハ「ヒトラー」カ持久戰ニ對シテ有スル自信ノ程度ニ繫ルヘク茲ニ目算アラハ北歐ニ於テ多少ノ軍事的蹉跌ニ遭フモ猶守勢ヲ選フヘキモ早々決戰ノ必要ヲ痛感セハ他方面ニ武力進出ヲ計ルヘシ目下此ノ邊ノ見透困難ナルモ一度攻勢ニ轉シタル以上獨裁者トシテ威信保持ノ考慮モアリ自然戰局擴大ノ傾向ヲ誘致スルニアラスヤト想像ス此ノ點ニ關シ獨蘇間ニ如何ナル程度ノ諒解アルヤハ英國ノ最モ知ラント欲スル所ナルモ蘇聯ハ英(佛)乃至獨ト衝突スルコトナクシテ安價ナル收穫ヲ得ル確タル見透シ付カサル限り容易ニ動カサルヘシト考フ

在歐各大使、蘭へ轉電セリ

伊ヨリ獨へ轉電アリタシ

341 昭和15年4月16日 在オランダ石射公使より  
有田外務大臣宛(電報)

独軍の對蘭進攻の可能性に関する蘭国外相の

内話について

ハーグ 4月16日後發  
本省 4月17日前着

第二二五號

往電第二二四號會談ノ際外相ハ「ウイークポイント」ト認メタル所ニ擊ツテ出ル獨逸ノ遺方ニ鑑ミ和蘭トシテハ國防ヲ最強度ニ高メタルヲ以テ萬一獨逸カ侵入シ來ルトモ波蘭ノ如キ醜態ヲ曝サヌ覺悟ニシテ獨逸ハ之ヲ計算ニ入レ居ル筈ナリ又和蘭ハ波蘭ヤ諾威ト異リ他國ヨリノ援助ニ最モ近キ地位ニ在ルコトナレハ獨逸トシテモ迂闊ニ手ヲ出ササルヘシト思フ從テ諾威進出ノ結果如何ニ依リテノ將來ハ知ラス只今ハ自分ハ獨逸ヨリノ「イミメント」ナ危險アリトハ感シ居ラサル次第ナリ若シ夫レテモ獨逸カ侵入シ來タラハ和蘭ハ眞劍ニ抗戦ス九月以來七ヶ月ノ經驗ヲ經テ肚ハ決リ

居レリト内輪話セリ

英、獨、白へ轉送シ佛へ暗送セリ

~~~~~

342 昭和十五年5月10日

在オランダ石射公使より
有田外務大臣宛(電報)

独蘭両国が交戦状態となった旨報告

付記 昭和十五年五月十一日付在本邦パブストオラ

ンダ公使より有田外務大臣宛公信和訳文

対独交戦および蘭印等の現状維持に関する蘭

国政府の対日通告

ハーグ 5月10日前9時52分発

本省 5月10日後7時55分着

第二七三號(大至急)

第五報

午前六時獨逸公使ハ外相ニ面會和蘭カ獨軍軍事行動ニ抵抗セサルニ於テハ和蘭本國及植民地ノ保全ヲ保障スヘキモ然ラサレハ國體毀損ヲ覺悟セサルヘカラス依テ獨逸政府ハ和蘭政府ニ對シ對獨軍抵抗ヲ廢シ獨軍ノ軍政下ニ立ツ様警告スル旨ノ「ノート」ヲ手交シタルニ對シ外相ハ右ヲ拒否シ

和蘭ハ獨逸ト交戦状態ニ立到レル旨回答セリ尙軍總司令官ハ國民ニ對シ「パンフレット」「ラヂオ」放送等ニ依リ流言ニ注意スル様警告セリ

英、獨、白、佛、米、伊、壽、「バタヴィア」へ轉電セリ

(付記)

在京和蘭公使館發外務大臣宛昭和十五年五月

十一日附書翰(假譯)

本國政府ノ訓令ニ依リ本使ハ閣下ニ對シ和蘭國及獨逸國間ニ戰爭状態ノ存在スルコトヲ通告スル光榮ヲ有候蘭領印度總督及「スリナメ」及「キュラソー」總督ハ自己ノ管轄下ニアル領土ノ行政竝ニ獨立及秩序ノ維持ヲ繼續スル權限ヲ有シ且ツ實行シ得ル地位ニ有之候仍テ和蘭國政府ハ外國ノ如何ナル干涉ノ提議ヲモ受諾スルコトヲ得サルモノニ有之候

蘭國政府ハ帝國政府ニ對シ敵ノ武力ニ依リ占領セラレサル領土ニ對スル經濟財政關係特ニ和蘭國憲法ニ依リ和蘭王國ニ於テ蘭本國ト同シク獨立セル單位ヲ爲ス蘭領印度、「スリナメ」及「キュラソー」トノ關係ニ於テ如何ナル制限的

處置ヲモ執ラレサラン事ヲ希望致候之等領土ノ部分的乃至全部の占領ハ他ノ部分ニ對シ法律的影響ヲ及スモノニ無之候

本使ハ海外領土ニ於テハ獨逸軍ニ依リ占領セラレタル和蘭國領土トノ經濟財政關係ヲ中止及禁止スルノ處置カ執ラレタルコトヲ閣下ニ對シ通告スル許可ヲ得候、同様ニ蘭領印度ニ於ケル和蘭株式會社ノ住所ノ移轉ヲ實施スル爲ニ一切ノ處置カ執ラレタルコトヲ閣下ニ對シ通告致度ト存候本使ハ司法官憲ヲ含ム總テノ日本官憲カ右移轉ニ付考慮ヲ拂ハルルヲ敢テ希望致候

最後ニ本使ハ獨逸國及獨逸軍ニ依リ占領セラレタル和蘭國以外ノ地方ニ在ル和蘭國ノ外交代表及領事官憲ハ歐羅巴ニ於ケル全領土カ占領セラレタル場合ニ於テモ其ノ職務ノ執行ヲ繼續ス可キコトヲ閣下ニ向テ通告致候

蘭領印度總督ハ「スリナメ」及「キュラソー」總督ト同様上記代表官憲ニ對シ該領土ニ關シ訓令ヲ與フル權限ヲ與ヘラレ居リ候

右申進旁本使ハ茲ニ重ネテ閣下ニ向テ敬意ヲ表候 敬具

343

昭和15年5月10日

在英國重光大使より
有田外務大臣宛(電報)

獨軍のベネルクス三国への侵攻について

第七三一號(至急)

一般的情報

ロンドン 5月10日後0時2分發
本省 5月10日後10時45分着

「十日午前三時獨軍ハ和蘭、白耳義及「ルクセンブルグ」ニ侵入シ蘭、白兩國ハ抗戰ニ努メ英佛ニ對シ援助ヲ要請セリト

二、獨空軍ハ和蘭飛行場ヲ空爆シ同國內各地ニ落下傘部隊ヲ撒布シ武府方面ニモ空襲警報頻リニテ英佛空軍モ行動ヲ起シツツアリト言フ

344

昭和15年5月10日

在米國堀内大使より
有田外務大臣宛(電報)

獨軍の對蘭侵攻に関する米國大統領の談話について

ついで

ワシントン 5月10日後2時31分発
本省 5月11日前6時 着

第六九三號(至急)

往電第六九二號二關シ

十日午前十一時半ノ新聞會見ニ於テ大統領ハ和蘭女皇ノ布告ニ對スル同情ヲ表シタルモ米カ參戰ヲ回避シ得トノ確信ヲ動カス如キ事態ノ變化ヲ認メスト述ヘタル後質問ニ答ヘ目下ノ處戰爭區域ヲ蘭領東印度又ハ西印度ニ及ホスコトハ考ヘ居ラスト述ヘ又獨逸又ハ日本カ之等ノ地域ニ進出セル場合米ハ如何ナル態度ニ出ツルヤトノ問ニ對シテハ假定ニ基ケル問題トシテ答ヘサリシ趣ナリ

尙「ハル」長官ノ新聞會見ニ於テハ新事態ニ付テハ中南米諸國ト協議スヘキコト竝ニ白耳義政府ヨリ米政府ニ對シ獨ノ無防備都市空爆ヲ停止勸告方要請セルコトニ對シテハ更ニ情報ヲ集メタル上對策ヲ考究スヘシト述ヘタル趣ナリ

英ヘ轉電セリ

英ヨリ獨、佛、伊、白、蘭ヘ轉電セリ

345

昭和15年5月10日 在オランダ石射公使より
有田外務大臣宛(電報)

連合国との連携保持による対独徹底抗戦を高
唱した蘭国外相ラジオ演説について

ハーグ 5月10日後発
本省 5月11日前着

第二九一號(大至急)

第一五報

「十日午後九時渡英中ノ「ク」外相ハ倫敦ヨリ「和蘭ハ聯合國側ト緊密ナル連繫ヲ保チ同國ノ有スル無盡藏ノ資源ノ悉クヲ共同目的ノ爲ニ使用シ勝利ヲ得ル迄徹底的ニ抗戦スヘシ」トノ趣旨ノ「ラヂオ」演説ヲ爲セリ
ニ、海牙滞在甲斐朝日特派員「ロツテル」滞在山田郵船社員無事ナリ其ノ他ノ在留者四五名トハ未タ連絡取レサルモ無事ナルカ如シ

英、白、「バタヴィア」ヘ轉電セリ

346

昭和15年5月11日 在ベルギー栗山大使より
有田外務大臣宛(電報)

ベルギーより英仏両国に発せられた援助要求
について

ブリュッセル 発

本 省 5月11日着

十日白國ヨリ英、佛ニ發セル援助要求公文ノ要旨左ノ如シ
白國政府ハ佛(英)國政府ニ對シ「獨逸ガ白國ニ對シテ千九
百三十七年十月十三日ニ爲シ更ニ今次戰爭勃發ト共ニ繰返
シ爲シタル約束ヲ無視シテ獨逸國軍隊ガ白國領土ヲ侵略セ
ル」旨通告セルヲ遺憾ニ存ズ

白國政府ハ全力ヲ擧ゲテ右侵略ニ抵抗スルノ決意ヲ有ス政
府ハ英佛兩國政府ニ對シ千九百三十七年四月二十四日ノ共
同聲明ニ依リ確認セラレタル條約所定ノ援助ヲ最モ短期間
内ニ與ヘラレンコトヲ希望ス政府ハ又英、佛ハ「コンゴ
ー」ニモ中立保障ノ條約ヲ擴張センガ爲千九百十六年二月
十四日「サンタドレス」ニ於テ爲セル約束及千九百十四年
九月十九日、千九百十六年四月二十九日ノ英國大使書翰及
千九百十六年四月十九日ノ佛國政府ノ聲明ニ基ク約束ヲ再
確認セラルベキコトヲ確信ス

過去ニ於ケルガ如ク英、佛、白ノ共同ノ努力ハ此ノ勝利ヲ

確保スベシ、白國政府ハ佛英兩國政府ヨリ迅速ナル回答ヲ
得バ幸甚ナリ

右援助要求ニ對シ佛、英兩國ハ未ダ書面ニヨル回答ハ爲サ
ザルモ口頭ヲ以テ承諾ノ旨回答セリト報ゼラル

編注一 本電報は電報番号不明。

二 本文書は、昭和十六年十二月、条約局第二課作成「第
二次歐洲戰爭ニ於ケル國際法律問題關係資料(四)」よ
り抜粹。

~~~~~

347 昭和15年5月11日

在独国来栖大使より  
有田外務大臣宛(電報)

独軍の行動を妨害しないよう要求した独国政  
府のルクセンブルク政府宛覚書について

ベルリン 5月11日前発

本 省 5月12日前着

第四四三號

往電第四四一號ニ關シ

獨政府ノ「ルクセンブルグ」政府ニ對スル覺書大要左ノ通

リ

獨政府ハ英佛カ其ノ戰爭擴大政策ニ從ヒ近々白蘭領ヲ通り獨逸ヲ攻撃スル決心ヲ爲シタルコトヲ了知セリ既ニ久シキ以前ヨリ中立義務ニ反シ竊ニ英佛側ニ立チ居タル白蘭兩國ハ右攻撃ヲ妨ケサルノミナラス却テ援助シツツアリ此ノ事情ヲ證明スル事實ハ白蘭兩國政府ニ對スル覺書中ニ詳細ノ説明アリ同覺書寫ハ茲ニ添付シ置ケリ右目睫ニ迫リツツアル攻撃ヲ防衛スル爲獨逸ハ國防軍ニ對シ總ユル實力手段ヲ用ヒ白蘭兩國ノ中立ヲ確保スヘキ諒解ノ下ニ英佛ノ決定セル攻撃ハ「ルクセンブルグ」國領土ヲモ包含シ居ルニ付獨ハ其ノ軍事措置ヲ「ル」國領域ニモ擴張スルノ已ムナキニ至レリ獨政府ハ「ルクセンブルグ」ノ近隣諸國カ同様ノ態度ヲ執ルコトヲ前提トシテ「ル」國ノ中立ト領土ヲ尊重スルノ用意アリタルコトハ「ル」國政府ノ了知シ居ル所ナリ右ニ關スル關係諸國間取極ノ交渉ハ一九三九年末正ニ妥結ニ至ラントシタルカ佛國ニ依リ決裂セシメラレタリ佛カ右交渉決裂ニ至ラシメタル理由ハ今同佛カ他ノ獨逸ノ敵對國ト共ニ爲シタル軍事的決定ニ依リ自ラ明カトナレリ獨逸政府ハ「ル」國政府カ獨逸ノ敵對國ノ責任ニ依リ招來セラレ

タル事態ヲ考慮シ「ル」國國民カ獨逸軍ノ行動ヲ妨クルコトナキ様期待ス獨逸政府ハ「ル」國政府ニ對シ獨逸ハ今回ノ措置ニ依リ「ルクセンブルグ」ノ領土保全ト政治的獨立ヲ現在若クハ將來ニ於テモ侵害スルノ意思ナキコトヲ確信ス



348

昭和15年5月11日

在ウィーン山路總領事より  
有田外務大臣宛(電報)

### 米国の対日警戒および英米の対ソ態度に関する諜報報告

ウィーン 5月11日後発

本省 5月12日前着

第八一號

諜報ニ依ルニ在米瑞西公使ハ本國政府ノ訓令ニ基キテ爲セル報告(「ユーゴスラビア」外務省ニ於テ四月二十九日入手ノモノ)中ニ於テ

(一)目下米國人ノ歐洲ニ對スル態度ハ英佛ニ同情ヲ有シ乍ラモ比較的冷淡ナルカ右ハ太平洋問題カヨリ重大ナル爲ニシテ一般ニ日米戰爭ハ結局不可避ト認メラレ居ルコト

(二) 同公使ノ閲讀スルヲ得タル米國海軍長官發大統領宛意見書中ニハ西太平洋方面ニ於ケル軍事的行動ノ爲冬期凍結ノ弱點ハアルニ拘ラス蘇聯ノ諒解ヲ得タル上「オホツク」海方面特ニ「カムチャツカ」ニ成ルヘク多數ノ基地ヲ設ケ以テ日本ノ急所ヲ衝キ得ル様スヘキコト及英國ヨリ少クトモ一時北「ボルネオ」ヲ提供セシメテ比律賓方面ノ防備ヲ補充強化シ開戦ト同時ニ來ルヘキ日本側ノ攻撃ニ備フヘキコト等記載シアリタルコト

(三) 更ニ米國政府ハ日米開戦ノ場合ニハ西部墨西哥ノ「カリフォルニア」半島ニ海軍根據地ヲ設置スル意嚮ヲ有スルコト竝ニ

(四) 目下英米ハ兩者間ニ軍事的提携ノ外蘇聯ニ對スル直接交渉ヲモ行ヒ居レルカ右ハ日米戦争ノ際蘇聯ヲシテ差當リ米側ニ好意的中立態度ヲ次テ日本疲勞ノ際ニハ大陸ニ於ケル積極的對日態度ヲ執ラシメントスルモノニシテ消息通間ニ於テハ恐ラク近ク實現スヘキ右交渉成立ノ曉ニハ單ニ蘇聯カ日本ニ對シ強硬ナル態度ニ出ツルニ留マラス歐洲戦争上英國ニトリ有利ナル影響ヲモ及ホスニ至ルモノト觀測シ居ルコト

等時節柄我方ニトリ注意スヘキ事項ヲ記載シ居レリ  
英、蘇へ轉報セリ

~~~~~

349

昭和15年5月12日

在伊国天羽大使より
有田外務大臣宛(電報)

伊国参戦問題などに関する同国外相との意見
交換について

ローマ 5月12日前發
本省 5月12日後着

☆
第三八五號(絶對極秘)

十一日午後「チアノ」ヲ往訪

一、過日英米ノ申出ニ關聯シテ伊太利ノ態度ニ付種々ノ風説アリトテ真相ヲ聽キシニ「チ」ハ米國大使ハ「ムソリニ」ニ「ルーズベルト」大統領ノ「メッセーヂ」ヲ傳ヘシカ其ノ趣旨ハ伊太利カ戦争ノ外ニ在リテ地中海方面ノ平和ヲ維持シタルハ甚タ多トスル所ナルカ今後若シ伊太利カ参戦スルコトアラハ自然他ノ中立國ハ捲込マレ戦争ハ全局ニ擴大セラルヘキヲ以テ右様ノ場合ハ米國モ其ノ態度ニ付考慮セサルヲ得ストノコトニテ詰リ伊太利カ参

戰スレハ米國モ參戰スヘシトノ意味ナルカ故ニ「ム」ハ米國ノ心配ハ諒トスルモ伊太利カ參戰スル場合他ノ中立國ガ如何ナル態度ヲ執ルヤハ伊太利ノ「ビズネス」ニアラス米國カ其ノ態度ヲ如何ニ決定スルヤモ米國ノ「ビズネス」ニシテ伊太利ノ「ビズネス」ニアラス伊太利ノ態度ハ伊太利カ全然自由ニ決定スヘキナリトノ趣旨ニテ相當「スチツフ」ナル應酬ヲ爲セリ元來米國カ米國死活ノ問題ニ付「モンロー」主義ヲ振廻スハ反對セサルモ地中海問題迄干渉スルハ了解セスト述ヘタルニ付本使ハ米國ノ東洋問題ニ對スル態度モ亦同様ニテ緊急ノ利害關係ナキ問題ニ迄容喙スル爲ニ間違カ起リ居レル次第ナリト合槌ヲ打チ置キタリ

「チ」ハ次テ英國代理大使ハ自分カ招キタルモノナルカ英國商船ノ地中海回避又ハ艦隊ノ集中等何ヲ意味スルヤ右ハ英國ノ問題ニテ伊太利ハ敢テ干渉スル意向ナキモ伊太利ノ率直ナル希望ヲ言ハハ地中海ノ艦隊ヲ常態ニ復シ若シクハ進ンテ艦隊ヲ引揚クルニアリトノ趣旨ニテ反省ヲ促シタルカ代理大使ハ本國政府ニ取次クヘシト答ヘタリト述ヘタルニ付本使ハ英國ハ商船ノ地中海回避ノ決意

ヲ緩和スルトカ或ハ通商交渉ヲ始ムルトカ伊太利ニ對スル態度ヲ緩和セルニアラスヤト反問セルニ「チ」ハ英伊關係ニハ別段ノ變更ナシト答ヘタリ

二、⁽²⁾「チ」ハ次テ伊太利ハ獨逸ト堅ク盟約ヲ結ヒ其ノ行動ヲ充分聯絡シ居ルカ只今ハ「ノンペリジエレンシー」ナルモ何時如何ニ急變シテ戰爭ヲ始ムルヤモ計ラレス然レトモ或ハ情勢ニ依リテ始終「ノンペリジエレンシー」ニ止マルヤモ知ラレス問題ハ情勢力如何ニ發展スルヤ又伊太利ノ緊急ナル利害關係カ如何ニ影響セラルルヤニ依リテ決定セラル故ニ目下ノ狀態ヲ極度ニ注視シ居ル次第ナリ日本トノ特殊關係モ亦常ニ考慮ニ入レ居ルヲ以テ貴使トハ常ニ聯絡ヲ取り伊太利カ若シ重大決意ヲ爲スコトアル場合ハ獨逸ニ對スルト同時ニ貴使ニモ傳フヘシト述ヘタリ

三、本使ハ獨逸ハ愈々西部ニ出テ本格的戰爭トナリタルカ自分ハ過日ノ御話モアリ(往電第三四五號)敢テ驚カサリシモ當時貴大臣ハ本使ノ問ニ對シ獨逸カ西部ニ發動スル場合モ充分成功ノ確信アリト答ヘタルカ其ノ所信ハ今猶變ラサルヤト問ヒシニ「チ」ハ獨逸ハ充分ナル確信ヲ持チ

發動セシモノニテ蘭、白ノ占領ハ左程困難ナリト思ハサルモ進ンテ英國攻撃又ハ「マヂノ」線ニ展開スル場合ハ獨逸軍隊ノ優秀ヲ以テスルモ仲々容易ナラサルモノアルコトハ豫期スルヲ要ス但シ今迄ノ所獨逸ノ軍事行動ハ順調ニ進捗シ居レリト答ヘタリ

四、次テ本使ハ獨逸ノ西部進出ノ結果地中海及巴爾幹方面ノ情勢ハ緩和セラルコトナキヤト問ヒシニ「チ」ハ必スシモ然ラス何時何處ニ如何ナル事件カ突發スルヤハ何人モ豫斷シ得ス現ニ英佛ノ「サロニカ」ニ於ケル策動ハ關心ノ必要アリト述ヘタリ

五、會談ニ於テ本使ハ日本ハ米國艦隊ヲ太平洋方面ニ引付ケ居リ獨逸ニ多大ノ貢獻ヲナシ居レリト述ヘシニ「チ」ハ眞ニ然リ米國ハ日本ヲ脅威スル積リナルモ戰爭スル氣ハナカルヘシ等言ヒ居リタリ

白ヲ除ク在歐各大使ハ轉電セリ

~~~~~

350

昭和15年5月13日

在英國重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

独軍の蘭白侵攻後の戦局見通しとわが方対応

## 策につき意見具申

ロンドン 5月13日後発

本省 5月14日後着

### 第七七一號(館長符號扱)

一、獨逸軍ノ蘭白侵入ハ茲ニ英佛トノ直接衝突トナリ「ヒトラー」トシテハ其ノ出師ノ宣言ニ見ルモ乾坤一擲ノ決意ヲナシ居ルモノナルコト明カナリ或ハ蘭白ノ海岸線等ヲ占領シタル後一時陣地戰ニ固リ着クヤモ測ラレサルモ伊太利ノ輿論等ニ見ルモ「ヒ」ノ計畫ハ英佛ノ積極政策ニ挑發セラレタルモノトハ云ヘ恐ラクハ一般ニ想像セラルル以上ニ大ナルモノアルヘシ若シ成功セハ蘭(白)ノ席捲ニ止マラサルヤモ知レス我方トシテハ總テノ可能性ヲ顧慮シテ準備シ置クノ要アルハ勿論ナリ

二、我對南洋政策ハ既ニ蘭印問題ニ關シ大體決定セラレ居ル所ヲ演繹シテ他ニ及ホシ得ヘク即チ大體我方ニ於テハ現狀ヲ變フルノ意思ナキト同時ニ交戰國タルト中立國タルトヲ問ハス如何ナル第三者ト雖現狀ニ干渉ヲ許サス居住民ノ利益ヲ優先的ニ顧慮セサルヘカラストノ三點ヲ以テ進ミ得ヘシ(勿論右三點ノ表示ハ前後緩急ノ別ハアルヘ

シ)(客年往電第一五九三號)

三、以上ノ見地ヨリ對米關係ト言ヒ對蘇關係ト言ヒ又交戰國ニ對スル關係ト言ヒ我對外ノ一般關係ヨリ檢討スルニ速ニ東亞ニ於ケル大乘的地位ヲ確立スル爲同シク東洋人タル日支兩國人融和ノ途ヲ講セサルヘカラス幸ニ支那ヲ大局的二押ヘ居ル今日汪蔣妥協又ハ蔣トノ妥協ノ如キハ條件ノ如何ニ拘ラス我方ノ有利トスル所ト思ハル何レニシテモ速ニ支那問題ヲ固メサレハ形勢發展如何ニ拘ラス不利ナル立場ニ置カルルニ至ルヘシ

若シ「ヒットラー」ノ陸上ニ於ケル成功力決定的トナリ得トスルモ英佛ノ海軍力ハ動カサルヘク或ハ佛國ノ席捲セラルルカ如キコトアリトモ恐ラク結束ヲ告ケサルヘシ獨逸力戰勝ヲ續クルノ必要アル國情ニ反シ英佛ハ戰敗ニ依リ益々國民的結合ヲ齎スノ特徵アリ右ハ見逃ス能ハサル所ナリ若シ「ヒ」ノ陸上ノ成功力喰止メラルル場合ニハ英佛ノ勢力ハ著シク盛返スヘク何レニスルモ今後形勢ノ推移ハ益々重要トナリ蘇聯邦ノ背後ニ控ヘ居ル爲益々複雑トナルヘシ要スルニ陸上ニ於テハ獨逸力優勢ニシテ又海上ニ於テハ英佛ノ優勢ハ大體動カヌモノトシテ茲ニ

我方ハ東亞ニ於ケル地位ヲ確固不動ノモノトスル方針ノ下ニ對支對南洋政策ヲ運用スルノ要アルヘク茲ニ曩ニ申進シタル所ト大體重複スルモ今日ノ形勢ニ鑑ミ更ニ右申上ク

米、佛、土、獨、伊<sup>(イタ)</sup>ヘ轉電セリ

伊ヨリ獨ヘ轉電アリタシ

~~~~~

351 昭和15年5月14日 在オランダ石射公使より
有田外務大臣宛(電報)

オランダ軍の対独降服について

付記 昭和十五年五月二十二日發在独国外來栖大使より

有田外務大臣宛電報第五三七号

オランダ軍降服直後のハーグ状況に関する石

射公使の報告

ハーグ 5月14日後發
本省 5月15日前着

第三一九號(大至急)

十四日午後七時ANPハ政府發表トシテ和蘭軍ハ降服セル旨放送セリ

在歐各大公使、米へ轉電セリ

(付記)

ベルリン 5月22日後発
本省 5月23日後着

第五三七號(至急)

假第二號

第三二五號

和蘭軍降伏ノ布告發表セラルルヤ軍隊ノ一齊武裝解除行ハ
レ當市内「マリーフェルト」練兵場ニ於テハ軍需品ノ焼却
及爆破凄愴ヲ極ム獨軍ハ十五日拂曉續々西部海岸地帯ニ向
テ進攻海牙市ニモ相當數ノ機械化部隊到着各軍事施設及官
衙ヲ接收スルト同時ニ相手交戦國公館ノ警備ニ當リ居レリ
當市内及「スケーペニンゲン」地方極メテ靜穩新聞及「ラ
デオ」放送ナクナリ市内電話及國外電報ハ「オフィシャ
ル」丈ケ受付ケ居レリ(十五日午前八時)

御裁量ニ依リ英、佛、白、「バタヴィア」ニ轉電アリタシ

編注 本電報は、昭和十五年五月二十二日發在独国来栖大使

より有田外務大臣宛電報第五三五号(本書第68文書)の
別電。

~~~~~

352

昭和15年6月4日 在ウィーン山路総領事より  
有田外務大臣宛(電報)

英ソ關係改善に關してソ連が英國に提示した  
条件につき情報報告

ウィーン 6月4日後發  
本省 6月5日夜着

第一〇五號

蘇聯人民委員會會議ハ五月十六日ノ會議ニ於テ英蘇關係改善  
方ニ關スル英政府ノ申出竝ニ之ニ對スル駐英蘇大使ノ口添  
ヲ檢討其ノ結果同大使ヲシテ左ノ如キ趣旨ニテ英側ト折衝  
セシムルコトトセル趣ナリ(諜報)

「蘇聯トシテハ經濟上必然的ニ南方及大洋ニ進出セサルヘ  
カラサル處若シ英側ニシテ蘇側ノ主トシテ西南支那(西  
藏ヲモ含ム)及伊蘭(伊蘭灣及「オマン」灣岸ハ必ス蘇聯  
ノ獨占的經濟的勢力範圍トシテ認メシムヘキコト)ニ對  
スル文化的及經濟的勢力ヲ認ムルニ於テハ蘇側ニ於テモ



亞細亞ニ於ケル總テノ英領及其ノ勢力範圍(印度竝ニ阿富汗「ベルチスタン」「ネパール」「ブータン」等)ヲ尊重スヘシ

又支那ニ關シテハ蘇側ハ英米蘇三國ノ保障ノ下ニ強力ナル新政府ヲ組織セシムルト共ニ右三國間ニ經濟的勢力範圍ヲ協定シ日本側進出ヲ阻止スヘキコトヲ希望ス

二、若シ英側ニシテ上記案ヲ原則的ニ承認又ハ少クトモ交渉ノ基礎トナスニ於テハ蘇聯ハ地中海問題ニ關シ伊太利及其ノ同盟者(獨)ニ不利英佛ニ好意的ナル態度ヲ執ルヘシ即チ外交的對伊獨攻勢ヲ開始スルト同時ニ蘇聯ノ新聞ヲシテ組織的反「ファツシヨ」宣傳ヲ行ハシメ又石油ノ對伊獨供給ヲ制限又ハ遲延セシムルヘク場合ニ依リテハ土耳其古ニ於テ「ダーダネルス」ノ通過ヲ許スヘキ條件ノ下ニ祕ニ黑海ニアル潛水艦ヲ地中海ニ派シ英國旗ノ下ニ伊太利海軍ノ攻撃ヲモ行ハシムヘシ(蘇聯力差當リ中立的態度ヲ維持セサルヘカラサル理由トシテハ舊波蘭ニ於ケル對獨國境ノ防備竝ニ芬蘭等ニ於ケル赤色海軍根據地ノ未完成ヲ舉クヘク而シテ之等施設ノ完成迄ニ約八週又ハ十週間ヲ要スヘキ旨必要ニ應シ説明スヘシ)

353

昭和15年6月5日

在英国重光大使より  
有田外務大臣宛(電報)

英仏側は徹底抗戦の決意が固く植民地への政府移転もあり得べきところわが方対応策につき意見具申

ロンドン 6月5日後発  
本省 6月6日後着

#### 第九二二號

戦争<sup>(1)</sup>ノ終局ニ付豫斷スルコトハ素ヨリ困難ナルカ左ノ點御參考迄

一、陸及空ニ於テ獨軍ノ優勢ハ聽テ佛陸軍ノ士氣ヲ沮喪セシメ英國上陸作戰ノ實現ヲ感セシムル處右ニ拘ラス海上ノ優勢ト陸空ノ防禦力トヲ以テ英(佛)ハ飽迄抗戦シ假令歐洲引揚ヲ餘儀無クセラルル場合ニモ戰鬪ヲ續行スルノ決意ヲ固メツツアリ右ハ中途半端ノ講和ヲ爲スハ其ノ條件如何ニ拘ラス終ニハ大國ノ地位ヲ動搖セシメ何物ヲモ得ルコト能ハストノ觀念ヨリ出テ居ルモノニシテ今次ノ戰爭ハ戰局ノ如何ニ依リテハ或ハ本國植民地ヲ通シ抗爭狀態ノ繼續ヲ實現スルノ可能性アリ得ヘシ

三、分離講和ハ右翼第五軍の分子ヨリ或ル傀儡政府トノ間ニ

行ハルルカ又ハ左翼共產黨ノ革命ト共ニ敗戦派ノ戦術

〔プレストリトウスク〕的ニ依ルモノノ二種ヲ出テサ

ルヘキ處右翼ニ依ルモノハ諾威「キスリング」ノ側ニ倣

ヒ容易ニアラス特ニ廣大ナル植民地ヲ有スル蘭、白ノ如

キハ假令獨逸ノ占領スル本國ニ政府樹立セラルルモ其ノ

力ハ植民地ニ及ハス結局新舊政府ノ兩立ヲ見ルニ過キス

左翼ニ依ル革命ハ莫斯科ノ指令ニ依リ既ニ所謂「バーゼ

ル」決議ノ戦法ニ基ク平和提唱ニ依リ火蓋ハ切ラレ居リ

其ノ發展ハ各國トモ特ニ獨軍ニ依リ占領セラレサル英佛

ニ於テ注意セラレ是等外國ノ勢力ニ聯繫スル左右兩翼分

子ニ對スル彈壓ハ益々行ハレツツアリ然シ是等分子ニ依

ル分離講和力實現シ得ラルル迄ハ尙幾多ノ變化ヲ前提ト

スル次第ノミナラス是等分子ト一般國民又ハ植民地關係

トハ自ラ別箇ノモノアルヲ當然トスヘシ

三、<sup>(2)</sup>以上ノ如ク戦局ノ進展ニ依リテハ或ハ海外領土カ本國ニ

比較シテ漸次有力ナル分子トナリ極端ニ言ヘハ本國カ海

外領土ニ移ルカ如キ現象ヲ呈スルコトアリ得ヘク何レニ

シテモ此ノ形勢ハ直ニ我方ニ影響ヲ及ホス點ト認メラル

和蘭カ皇室ヲ蘭印ニ移スカ如キ放送獨逸ヨリ行ハレ當地

和蘭政府ハ直ニ之ヲ否定セルモ歐洲ノ本國カ東亞植民地

ニ移轉スルコトハ東亞ニ於ケル植民地領土ヲ歐洲ヲ中心

トスル外交取引ノ具ニ供スルコト(米國ハ此ノ種ノ取引

ヲ承認セサルコトヲ宣言ス)ト共ニ直接東亞ノ安定ニ關

係スル重大問題ト認メラル我方ハ東亞ノ地域ニ戰禍ノ及

フカ如キ措置(例ヘハ本國政府ノ移ルカ如キ)又ハ將來ノ

戰爭ノ原因トナリ得ヘキ措置例ヘハ東亞ニ於ケル植民地

ヲ取引ノ目的トスルカ如キコトハ之ヲ否認スル確固タル

態度ヲ持スルノ要アリト存セラル(其ノ意思表示ニ付テ

ハ素ヨリ用意周到ナル外交的措置ニ依ルノ要アリ)今回

ノ戰爭ニ對スル我措置ハ我戰爭不介入ノ地位ヲ善用シ何

レノ列強ニ對シテモ良好ナル關係ヲ増進シテ國力ノ培養

ニ資シ更ニ他國ヨリ利用セラルルコトアル自己本位ノ國

策ニ依リ一日モ速ニ東亞ノ安定ノ基礎工作ヲ進メ將來如

何ナル情勢ニ對シテモ我國際的地位ヲ安固ナラシムルコ

トヲ努ムヘキハ勿論ナリト思考セラル(本電ハ往電第八

六八號及第七七一號ト一括御閱覽ヲ請フ)

伊、獨、蘇、土、米、佛ヘ轉電セリ

伊ヨリ獨へ轉電アリタシ

せずの態度である旨報告

354

昭和15年6月18日

有田外務大臣より  
在独国来栖大使宛(電報)

第七九〇號

ベルリン 6月25日後發

本省 6月26日夜着

ソ連のフィンランドおよびバルト三国への地

歩強化政策に対する独国意向査報方訓令

本省 6月18日後8時0分發

第三八四號

蘇聯邦ハ時局ノ進展ニツレ芬蘭「バルト」三國ニ對シ着々ト地歩ヲ強化セントシ居リ(例ヘバ本大臣宛「ラトヴィヤ」發電報第一三一號)將來軍統帥權ノミナラズ外交權ヲモ掌握スルニ至ラバ外國使臣及領事官ノ地位ニモ重大ナル變動ヲ來スヤモ知レズ此點ニ關スル獨乙側ノ見込ソレトナク御内查ノ上御回電アリタシ

蘇「ラトヴィヤ」芬蘭へ轉電アリタシ

355

昭和15年6月25日

在独国来栖大使より  
有田外務大臣宛(電報)

バルト三国へのソ連進出に対し独国はわれ関

貴電第三八四號ニ關シ(「バルト」三國ニ蘇聯進出ト同地在勤者ノ地位)  
加瀬ヲシテ「ウエアマン」次官補其ノ他ニ當ラシメタル處獨側ニ於テハ「バルト」三國ニ付テハ我關セスノ態度ニテ蘇聯カ如何様ニ之等ヲ料理スルモ黙リ居ル肚ノ如ク芬蘭ニ付テハ稍趣ヲ異ニスルモ結局瑞典ニ影響セサル限リ之亦大目ニ見ル考ト察セラレ次ニ昨今ノ三國ニ對スル蘇聯ノ仕打ニ付テハ表向獨立國タル立場ヲ保有セシメ現ニ獨側ハ三國ニ各公使ヲ有シ「リスアニア」ニ一總領事館「ラトビア」ニ一領事館「エストニア」ニ五領事館ヲ有スル處今迄ノ所別ニ職務執行ニ障礙アルヲ聞カス尤モ何時迄獨立ヲ保チ得ルヤ先ノコトハ解ラスト眞ニアツサリシタ態度ナル趣ニテ獨側ノ見込モ之ニテ大體ヲ察知相成リ得ヘシト存ス

蘇、「ラトビア」へ轉電セリ

356

昭和15年6月26日

在米國堀内大使より  
有田外務大臣宛(電報)

欧州情勢の激変に対するわが方施策につき意見

見具申

ワシントン 6月26日前発

本省 6月27日前着

第九七一號(館長符號扱)

一、<sup>(1)</sup>歐洲情勢激變ノ經過竝ニ現狀ニ鑑ミルニ今後時局推移カ時間的竝ニ地理的關係ニ於テ如何ナル過程ヲ經ルニシテモ結局獨伊側ニ有利ナル狀況ノ下ニ局ヲ結ヒ英ノ世界ニ於ケル威力鮮カラス失墜スヘキコト推察ニ難カラス現ニ大西洋ノ安全ヲ一ニ英海軍ノ存在ニ依頼シ居タル米力從來ノ海軍政策ヲ一變シ兩洋海軍ノ急速實現ヲ決定セルハ從來英米ノ終極的勝利ヲ確信シ居タル米ノ心理的變化ヲ如實ニ表セルモノニシテ注目ニ値ス帝國ハ歐洲戰爭發生以來不介入ノ方針ヲ堅持シ支那事變ノ解決ニ邁進シ來リ右ハ最モ賢明ナル政策ト認メラルル處目前ニ歐洲政局ノ急變ヲ控ヘタル今日ニ於テハ積極的ニハ之ヲ利用シ帝國ノ東亞ニ於ケル地位ヲ鞏固ナラシムルト共ニ消極的ニハ

東亞ノ新秩序建設途上ニ於ケル障礙ヲ出來得ル限り除去スルコト我國策遂行上ニ於ケル喫緊ノ要務ト信ス

二、右ニ付テハ政府ニ於テ夙ニ御考究中ノ儀ト存スルモ當方面ニ於ケル觀察ニ基キ差當リノ時局ニ對スル氣付ノ點御參考迄電稟ス

(一)東亞(南洋ヲ含ム)ノ地域ニ對シ歐洲ノ戰禍波及ヲ防止スルハ帝國トシテ最大關心ヲ有スル所ニシテ既ニ蘭印ニ對スル措置竝ニ支那ニ於ケル交戰國軍隊ノ撤退要望等ニ依リ我方ノ意圖ヲ中外ニ闡明シ來レル處東亞ニ於ケル外國領土カ新ニ他國ノ領有ニ歸スルハ帝國ノ存立上看過シ得ル所ニアラス獨伊側ニ於テモ蘭印問題ニ關スル獨ニ我方ニ對スル申入ニ依リ察知シ得ルカ如ク恐ラク今次時局ノ收拾ヲ極東ニ及ホスヘキ意圖アルモノトハ推察セラレサルモ我方トシテハ早キニ臨ミ右ノ點ヲ明カニシ置クコト必要ナリ從テ此ノ際獨伊側ニ對シ東亞ニ於ケル領土權ノ變更ヲ論議スル場合ニハ豫メ帝國ニ協議スヘキコトヲ申入レ其ノ確約ヲ取付ケ置クコト可然ク場合ニ依リ右申入ハ交戰國(被侵略中立國ヲ含ム)全體ニ爲シ置クコト可然シト存ス

(二)帝國ニ於テ純然タル歐洲ノ政治問題ニ介入スルハ他國ヲシテ極東問題ニ容喙セシムルノ端緒ヲ開クノ危險アリ之ヲ避クルコト肝要ナルモ將來ノ講和會議ニ於テ(一、三語不明)示唆ノ如ク世界ノ經濟機構全般ニ關スル問題論議セラルル可能性アルヘキニ付右ニ付テモ少クトモ獨伊側ニ對シ我方ノ發言權ヲ留保シ置クコト必要ナリ

(三)殆ト獨ノ領域同様ニ歸シタル佛カ極東ニ於テ租界ヲ有スルカ如キハ是認シ難キ所ナルニ付此ノ際支那新中央政府ヲシテ右返還ニ關シ協議開始方強硬ニ申入レシムルコト機宜ニ適スヘシ(二十三日上海發UPハ佛租界内佛國民ハ英佛兩國ノ協調並ニ戰爭ノ續行方ヲ報シ居ル處若シ佛軍隊ハ素ヨリ佛國民ニ於テ何等戰爭續行ヲ具體的ニ支援スルカ如キ行動ニ出ツルニ於テハ右ヲ口實トシ直ニ強硬ナル措置ニ出テシムルコトモ考慮ニ値スヘシ)

(四)從來政府ニ於テハ個々ノ事例ニ付援蔣行爲停止方英佛側ニ折衝ヲ續ケラレ來レル處此ノ際一步ヲ進メ新中央政府ト少クトモ事實上ノ交渉設定方英佛兩國ニ話ヲ進

メラルコト得策ナルヘク「フランコ」政權ニ對スル英ノ通商代表ノ派遣並ニ滿ノ獨ニ對スル通商代表ノ派遣ハ好個ノ事例ト認メラル

(五)對蘇懸案ノ急速解決ニ努メ援蔣行爲ノ停止ニ迄誘導スルコト可然シ

(六)最近米國一部ニ於テ日米國交調整論ノ擡頭シ來レルハ御承知ノ通りニシテ歐洲ノ急變ニ應シ太平洋ニ集中セシ艦隊ノ一部ヲ大西洋ニ回航スルコトモ當局者ノ考慮ニ上リ居ルヤニ認メラレ佛ノ敗北ニ關聯シ朝野ノ焦慮ヲ更ニ強メタル感アリ極東ノ問題ニ關シテハ米ハ今猶傳統的ノ主義原則論ニ拘泥シ居ル慊アルモ此ノ際漸次我ニ接近セシムル如ク工作スルコト適當ニシテ我方トシテハ場合ニ依リ太平洋全般ノ問題ニ對シ米ト話合ヲ遂クルカ如ク肚構ヲ作り置クコト可然シト存ス

英、伊ヘ轉電セリ  
伊ヨリ獨ヘ轉電アリタシ  
蘇ヘ轉電アリタシ

357

昭和15年7月1日

在米国堀内大使より  
有田外務大臣宛(電報)

ハバナでの汎米會議において米國が提議する  
と報じられた議案内容について

ワシントン 7月1日後発

本 省 7月2日夜着

第一〇〇九號

二十九日「ハル」長官司會ノ下ニ開カレタル汎米「ユニオン」理事會ハ近ク「ハヴァナ」ニ開催ノ豫定ナル汎米會議ニ提出セラルヘキ議案ヲ協議シタルカ七月五日再開ノ理事會ニ於テ決定ノ上米洲各國ニ送達スルコトナレル趣ナリ右議案ノ内容ハ發表セラレサルモ大概左ノ如キモノナルヘシト報セラル

(一)佛ノ降服ニ依リ英艦隊ハ西半球ニ其ノ根據地ヲ移動スルニアラスヤトノ觀測著シク濃厚トナリ居ルニ拘ラス加奈陀ニ於ケル港灣設備不充分ナルヲ認メ巴奈馬會議ニテ採擇セル中立宣言ヲ修正シテ英艦隊ヲシテ米洲各地ノ港灣ヲ利用セシムルコトトシ又米洲防衛ノ爲各地飛行場ノ共同使用ヲ許シ過般「ウルグアイ」ニ於ケル第五部隊ノ活

動振發覺ニモ鑑ミ外國人ノ活動ニ關スル情報交換ヲ密ニシ又歐洲戰爭被害民ニ對スル赤十字救濟方法ノ調整問題ヲ檢討シ

(二)西半球ニ於ケル英佛蘭領土支配權力獨伊ニ移轉セラルルヲ防止スル爲必要ナル措置ヲ檢討シ

(三)米洲財政經濟諮問委員會作成ニ係ル米洲各地ノ經濟提携方策(右ノ内ニハ米洲國際輸出會社案ヲ含ムモノト見ラレ來ルヘキ汎米會議ニ於テハ右案ノ大綱ノミヲ議シ贊成ヲ得タル上ハ同諮問委員會ニ於テハ更ニ實行細目案ヲ練ルモノト見ラル)

汎米會議ニ關シテハ「ブエノスアイレス」發A Pハ亞、伯、智及「ウルグアイ」ハ現下ノ時局ニ鑑ミ外務大臣自ラ出席スルコト不可能ナリト報シ居リ又「ハル」長官モ民主黨大會カ七月十五日開會ノ豫定ナル爲汎米會議ニ缺席スルヤモ知レスト傳ヘラレ旁々右會議ノ成功ヲ疑問視スル向アル趣ナルモ米國務省官邊ニ於テハ時局柄米洲各地ノ外務大臣全部カ出席シ得ストスルモ右ハ米ノ提唱ニ對スル非協調的態度ヲ示スモノト爲スヲ得サルヘク又同會議ノ成功ニ影響アルモノトハ考ヘラレストノ樂觀的見解ヲ持シ居ル趣ナリ尙

同會議開會ハ七月十五日ト豫定セラレ居タルモ二十日ニ變更セラレタル趣報セラル

墨、伯、玖馬へ轉電シ紐育へ暗送セリ

墨ヨリ亞、智、祕、「ウルグアイ」へ轉電アリタシ

~~~~~

358

昭和十五年七月十一日

有田外務大臣より
在ブラジル工藤(忠夫)臨時代理大使宛
(電報)

ハバナ會議に対するわが方工作につき訓令

付記 昭和十五年七月八日起草、有田外務大臣より

在米国堀内大使宛電報案

ハバナ會議における米国の対中南米工作妨害

方訓令

本省 七月十一日午後10時10分発

第八五號(極祕)

「ハヴァアナ」會議ニ於テ北米ハ中南米把束政策ノ強化ニ努ムル事ハ豫想ニ難カラサル處ソノ成行如何ニ依リテハ我方ニトリ通商方面ニ於テ壓迫ヲ蒙ルノミナラズ北米ノ國際的立場ヲ強固ナラシメ對日政策ノ強化ヲ來ス虞アルニ付本會

議ノ大勢ヲシテ斯ル方向ニ向ハシメサル様出來得ル限り工作シ置クコト肝要ニシテ右ニ付テハ過般ノ「リオ」會議及華府會議ニ於テ内示セル方針ヲ体シ臨機適當ノ措置ヲ計ラレタキモ此ノ際トシテ貴任國會議關係者其他ニ對シ不自然ナラサル方法ヲ以テ慫キカクル事有效ナル可ク(内山公使發本大臣宛電報第三〇五號御參照相成度)且(イ)原料資源豐富ナル中南米諸國ハ經濟的ニ自由且自然ナル發展性頗ル大ナル處一時ノ便宜ノ爲一國ノミニ依存シ第三國トノ交易ヲ阻害スルカ如キハ斯ル自然的發展ヲ阻害スルニ到リ不利且結局ニ於テ不可能ナルヘク世界各地方ニ對シ自由ナル市場ノ連結ヲ保チ置ク事肝要ナルコト(ロ)中南米ノ對歐貿易ハ今後益々困難トナルヘク之カ轉換先ヲ北米ノミニ求ムルハ無理ニシテ東亞諸國ハ輸出入兩方面ニ亘リ有望市場タルコト(ハ)一國トノ軍事上、政治上ノ特殊連繫ハ結果ニ於テ通商上ニモ自由行動ヲ束縛スル結果トナルコト(ニ)北米トノ政治軍事同盟ノ如キハ中南米諸國ニ對スル同國ノ指導的立場ヲ強メ自國ノ意嚮ニ反シ歐洲戰爭ニ捲込マシムル危險性大ナルヘキコト(ホ)中南米諸國トシテハ外交上常ニ北米、歐洲、東亞等ヲ適當「バランス」シ得ル地位ニ在ル事有利ナルコト

2 開戦後の諸情勢

等ノ諸論ハ啓發上有效ニ利用シ得ヘクスル含ミヲ以テ勢々情勢好轉ノ爲工作ニ努メラレ度シ

本大臣ノ訓令トシテ亞、智、祕ニ空送アリタシ

參考トシテ米ヘ轉電セリ米ヨリ加奈陀、墨、巴、哥、ヴェネヅエラニ空送アリタシ

(付記)

(欄外記入) 米國ハ「ハバナ」會議ニ於テ愈々積極的ニ政治、國防及經濟各部門ニ亘リ中南米諸國ヲソノ傘下ニ結合セムト工作ス

ヘキ處ソノ成功ニ依リ米國ノ東亞ニ對スル壓力モ重加シ來ルヘキコト想像ニ難ラサルニ付我方トシテハ極力同會議ニ於ケル米國ノ指導の振舞ニ對シ爾餘ノ米洲諸國ヲシテ反撥乃至少クトモ全面的協力ヲ拒否セシムル様工作シ以テ米國ノ極東政策ヲ牽制スルコト最モ肝要ナリ、就テハ貴官ハ過般ノ「リオ」乃至華府會議ニ對スル本省ノ米國牽制ヲ目的トスル中南米政治工作ノ方針ニ留意シ此際適宜貴任國ニ對シ米國ノ企圖妨害工作方特ニ御努力相成度尙コノ點ニ付テハ在亞内山公使發本大臣宛電報第三〇五號御參照相成度本大臣ノ訓令トシテ

(欄外記入)

本件ニ關シテハ米ニ課ヨリ具体的事項追加ノ上發電アリタリ

編注 本電報案は廢案となり發電されなかった。

~~~~~

359

昭和15年7月17日

在ラトビア大鷹(正次郎)公使より  
有田外務大臣宛(電報)

ソ連のバルト三国進出と独ソ關係惡化に関する  
觀測報告

リガ 7月17日前發

本省 7月17日夜着

第二一八號

今次蘇聯邦ノ沿「バ」三國進出及「ベツサラビア」回收ハ大局上「スターリン」ノ既定方針トシテ芬蘭ヨリ黑海ニ達スル國境防衛方針ノ表レト認メラレサルニ非ラス(往電第一一五號末段蘇聯邦參事官談)沿「バ」三國ハ相互援助條約締結後モ依然蘇聯邦ヲ假裝敵トスルノ態度ニ變リナク(往電第一一五號及第五一號殊二三國及芬蘭力獨逸ト祕密交



涉ヲ爲セルコト(往電第二二三號)ハ確實ト認ムルヘク斯克  
テハ蘇聯邦トシテハ蘇聯邦ニ對スル中立ノ代償トシテ得ル  
所ナキノミナラス「スターリン」國防方針ノ完成モ覺束ナ  
ク依テ斷乎トシテ三國ノ制壓ニ手ヲ下シタルハ無理モナキ  
次第ナルモ唯客月<sup>マ</sup>前年「リスアニア」首相及「ラトヴィ  
ア」陸相ヲ莫斯科ニ招致セル後更ニ最後通牒ヲ突付ケテ法  
外ナル大軍(約七軍團四十四萬ト見ラル)ヲ三國ニ集中セル  
ハ單ナル對獨防禦ト言ハンヨリモ「リスアニア」首相歸國  
後大統領ノ獨逸亡命及「リスアニア」陸相カ動員計畫書類  
一切ヲ携帶シテ獨逸ニ逃亡シ外務次官モ機密文書ヲ携ヘ獨  
逸ニ逃亡シタル事情モアリ蘇聯邦トシテハ獨ノ意圖ニ疑惑  
ヲ拘<sup>抱</sup>キ且其ノ不信ヲ責メタルモノトモ見ラレ得ヘシ他方蘇  
獨通商關係殊ニ「トランジット」ノ事情ハ大體「ノーマ  
ル」ニシテ蘇獨外交關係ハ表面「コレクト」ト云ノ外ナ  
ク僅ニ客月下旬蘇聯邦勞動時間延長制實施ニ際シ「シユウ  
エルニク」ノ演說中「蘇聯邦ハ帝國主義者ニ依リ取圍マ  
ル」トテ蘇聯邦國防準備ヲ強調セルハ幾分亂調子ヲ示セル  
モ獨側報道ハ右ヲ抹殺セル模様ニテ獨逸ハ終始蘇獨關係ノ  
良好ヲ強調シ異說ヲ唱フルモノハ容赦ナク之ヲ處分シ(往

電第一七四號又「ベツサラビア」問題ヲ巡リ瑞西記者モ退  
去ヲ命セラル)對英戰爭進行中ハ蘇獨關係ニ水ヲ差サレヌ  
様周到ナル構ヲ爲シ居リ獨逸ノ腹ノ中ハ獨側報道又ハ出先  
外交官ノ口ヨリ聽取スルコトハ不可能ノ狀態ナリ

右事情<sup>(2)</sup>ニ拘ハラス沿「バ」三國有識者ハ皆蘇獨衝突ノ近カ  
ルヘキヲ言ハサルナキ有様ニテ軍人中ニハ更ニ極端ニ獨逸  
ハ英國ヨリモ先ツ蘇聯ヲ打ツナラント言フ者サヘアリ第三  
國外交官中ニモ法王使節(往電第一九四號)及伊太利側ハ蘇  
獨衝突不可避論ニ傾キ當地伊太利參事官ノ如キハ本使ニ對  
シ遅クモ來春ニハ蘇獨開戰スヘシト語レリ目下獨ハ顔ヲ西  
部ニ向ケ唯一ノ敵ハ英ナリト叫ヒ居ル際蘇獨關係ノ惡化ヲ  
云々スルハ可成リ冒險ニ近キモノアルモ(一)獨側ハ歐洲「ニ  
ユーオーダー」ハ獨伊樞軸ニ依リ決定スヘシト唱ヘ蘇聯ヲ  
除外シ居ルコト(二)伊ヲ始メ洪牙利、羅馬尼、芬蘭等蘇聯ヲ  
敵視スル國カ多數獨側陣營ニ荷擔シ居ルコト(三)伊ノ地中海  
政策ハ早晚土耳其古問題ヲ繞リ蘇聯トノ衝突アリ得ヘキコト  
等蘇獨關係ニ對スル不安材料ハ暫ク措キ

(一)元來獨ハ沿「バ」三國ニハ關心ヲ有セスト終始報道セシ  
メ置キ乍ラ(往電第一三八號)今次赤軍進駐ニ當リ蘇聯ニ

對シ極秘裡ニ交渉シ居ルハ(往電第二〇四號)獨ノ當方面ニ對スル重大關心ヲ物語ルモノナリ獨逸カ當方面ヲ忘レサルコトハ(往電第二一三號)(二)最近「ローゼンベルグ」カ「ニユーオーダー」ニ關聯シ語句ニ明折ヲ缺クモノアルモ「スカンジナビヤ」「バルト」海及「ダニユウブ」地域ヲ獨逸ノ重要視スル地域トシテ數ヘ居ルニ徴シ明カナリ赤軍進駐ニ拘ラス在「リスニア」獨逸民族ハ御神輿ヲ上ケス蘇聯ノ糸引キト覺シキ「メーメル」返還論(蘇聯ノ意圖ハ「ニーメンス」河南方ナル「マリアマボル」地域ト「メーメル」地域トヲ交換セシメントスルニアルモノノ如シ)ニハ獨逸軍部ハ斷シテ耳ヲ籍サス(音)從テ萬一ノ場合蘇聯ハ「ドビナ」河以南ノ防禦ニ信賴シ難ク「リガ」ヲモ新タニ軍事根據地トスルノ外ナシ(往電第一九六號)

(二)<sup>(3)</sup>獨逸ハ赤軍ノ「バルト」進駐ニ對抗シ瑞典ニ手ヲ着ケ往電第一八〇號ノ眞否ハ別トシ兵員ノ同國通過ヲ承認セシメタル外(瑞典發大臣宛電報第三三五號)ゞ情報ニ依レハ獨ハ機先ヲ制シ「オウランド」島ニ軍籍者多數ヲ入込マシメ居ル由ナリ(本月初瑞典外務次官ノ赴莫ニ關シ「エ

ストニア」外務省モ單ナル經濟問題ニアラスシテ軍事問題ニモ觸レ居ルモノト觀測シ居タリ)

(三)東「プロシア」及波蘭國境ニ獨軍ノ手配セルコトハ往電第一九四號ノ通りナル處獨逸ハ二十個師團ヲ東部國境ニ集メタルコトハ確實ナル模様ナリ要スルニ蘇獨關係ハ表面往電第一一五號申進ノ通り良好ト言フノ外ナキモ裏面關係ニ至リテハ相當ノ疑問符ヲ附セサルヲ得ス「ヒトラー」トシテハ那翁ノ轍ヲ踏マサルノ警戒ヲ要シ「スターリン」トシテハ赤色政權ノ命取りノ何物タリヤ(脫)ナレハ今後ト雖相互ニ危キニ近寄ルヲ避クヘシト見サルヘカラサルト共ニ客觀的ニハ獨伊ノ戰後ニ於ケル「ニユウーオーダー」ハ必然的ニ少クモ蘇聯トノ勢力範圍ヲ明確ナラシムルニ餘儀ナクセラルヘク巴爾幹方面ヲ別トシ當方面ヨリ眺ムル限リ「スカンジナビア」殊ニ芬蘭及「リスニア」ニ於ケル情勢ハ現在ノ儘ニテハ獨カ一度顔ヲ西方ニ向クル時蘇獨關係カ何時急轉直下危機ニ面スルモ毫毛意外トスヘキニアラサルノ形勢ナリト認メラル

獨、蘇へ轉電セリ

昭和15年7月30日

在キューバ南条(栄)臨時代理公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

## ハバナ會議で成立した米州所在歐洲交戦国属

## 領处分問題に関する協約内容等について

ハバナ 7月30日後発

本省 7月31日後着

## 第一一號

米州所在歐洲屬領處分問題ニ關シ二十九日汎米會議總會ハ  
平和保全委員會ニ於テ米伯亞各提案ヲ折衷ノ上作成セル所  
謂「ハヴァナ」立法竝ニ米州協約ヲ通過セシメタルカ前者  
ハ前文宣言決議ヨリ成リ歐洲戰爭カ米大陸ノ安全ヲ脅威ス  
ルニ至レル結果米州共和國ハ歐洲屬領ニ對シ豫防的措置ヲ  
講シ置クノ必要ヲ見ルニ至レルヲ述ヘ宣言ノ形式ヲ以テ  
(イ)右屬領ノ主權變更若クハ領土交換ノ危険發生セハ米州諸  
國ハ臨時之カ管理ヲ行フコト但シ右危険除去セラレ若ク  
ハ米州ノ安全再確保セラルルニ至ラハ屬領住民ハ自治地  
區タルヤ舊主權國ニ復歸スルヤニ付自由ナル決定權ヲ保  
持スルコト

(ロ)右管理ハ全米大陸ノ防衛竝ニ該地域ノ福祉安寧ノ爲行ハ

ルヘキコトヲ明瞭ニシ決議ヲ以テ米州各國ヨリ可及的速  
ニ各一名ノ委員ヲ選出シ緊急委員會ヲ構成シ何レカ一國  
ヨリノ要請ニ應ジ隨時會合シ諸對策ヲ協議スヘク米州協  
約ノ效力發生前ト雖緊急ノ必要アラハ當該屬領ノ輿論ヲ  
考慮シ之カ共同管理ヲ行ヒ協約效力發生ヲ待テ米州領土  
管理委員會ニ右管理ヲ移轉スヘク事態緊迫シ緊急委員會  
召集ノ暇ナキ場合米州國ハ單獨若クハ共同ノ下ニ自國若  
クハ大陸防護ニ必要ナル措置ヲ執ルノ權利ヲ有スルコト  
但シ緊急委員會成立セハ之カ管理ヲ移轉スヘキコトヲ規  
定セリ

米州協約ハ全文二十ヶ條ヨリ成リ歐洲屬領ノ主權乃至管理  
權讓渡ノ企圖アラハ本協約ハ當該屬領ニ自動的ニ發動セラ  
ルヘキコト(第一條)

屬領管理ハ事前ノ承認ニ基キ適宜米州一ヶ國乃至數ヶ國ヲ  
以テ擔當スヘキコト(第二條)

右屬領ニ對シ米州國ハ等シク通商竝ニ産業ノ自由ヲ享有シ  
管理國ト雖自國民自國乃至特定國ノ爲何等特殊の地位ヲ設  
定スルヲ許サレサルコト(第六條)

屬領住民ノ行政竝ニ司法參與ヲ認メ(第七條)

管理國ハ米洲委員會ニ管理狀況ニ關スル年次報告提出ノ義務ヲ負擔シ(第十二條)

管理期間ハ最初三年右期間終了ニ際シ必要ニ應シ十年ヲ超ヘサル範圍ニ於テ右延長ヲ認メラレ(第十四條)

管理經費ハ當該屬領ノ收入ヲ以テ當テ不足アラハ管理國之ヲ補填スヘキコト(第十五條)

本協約批准國ヨリ各一名ノ代表ヲ撰ヒ米洲領土管理委員會ヲ設立シ右協定批准國ノ何レカ一ヶ國ハ會議開催地ヲ指定シ第一回委員會ヲ召集シ得ルモノトス(第十六條)

本協約ハ現在歐洲國竝ニ米洲國間系爭<sup>(係カ)</sup>地域ニ摘要ナキモノトシ(第十八條)

「ハヴァアナ」ニ於テ本協約ニ署名シ各國憲法ニ從ヒ批准スヘキモノトシ批准書ハ華府汎米聯盟ニ寄託スヘク(第十九條)

本協約ハ米洲國三分ノ二ノ批准寄託ニ依リ成立スルモノトセリ(第二十條)

全米大公使ヘ轉電セリ



361

昭和15年7月31日

在キユーバ南条臨時代理公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

米州諸国相互援助ならびに共同防衛に関する

ハバナ宣言について

ハバナ 7月31日後発

本省 8月1日前着

第一一五號

三十日最終會議ニ於テ左ノ如キ米洲諸國相互援助竝ニ協同防衛ニ關スル宣言採擇セラレタリ

米洲外ヨリ米洲ノ何レカ一國ニ對シ主權侵害ノ企圖アル場合ハ本宣言署名國ニ對スル侵略行爲ト看做シ署名國相互間ニ必要ナル對抗手段ヲ協議シ狀勢如何ニヨリテハ締約國ノ全體又ハ二國以上ハ共同防衛竝ニ相互援助ニ付本宣言ニ基ク必要ナル協定締結方協議ヲ行フコトヲ希望ス

在米洲大公使ヘ轉電セリ



362

昭和15年8月8日

在米国堀内大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

ハバナ會議の成果に関する観測報告

ワシントン 8月8日後発  
本 二省 8月9日後着

## 第一二六七號

一、<sup>(1)</sup>「ハヴァナ」會議ヲ召集セル米ノ魂膽ハ隨時電報ノ通り歐戰ノ急展開ニ伴ヒ「モンロー」主義ノ適用ヲ擴張シ羅典亞米利加諸國ニ對スル米ノ軍事的政治的及經濟的把握力ノ強化ヲ計リ以テ全體主義國家群ノ羅典亞米利加進出ヲ押ヘ米ノ勢力ヲ以テ之ニ代ヘントスルニアリト思考セラルル處會議ノ結果ハ當初ノ悲觀的觀察ニモ拘ラス曲リナリニモ各種提案ヲ取捌キ殊ニ歐洲戰敗國ノ西半球所在屬領ノ管理問題等ニ付參加國ノ多邊的條約ノ體裁ニテ纏メ得タル點ハ米國ノ成功ト見ラルルモ今次會議ノ主要題目タル經濟問題ニ付テハ原則的事項ニ付合意成立セルノミニテ(具體的交渉ハ會議<sup>ヲ</sup>米ノ實力ヲ背景トシテ内密且國別ニ進ムル肚ト見ラル)之カ具體化ハ後述ノ事情ニテ望ミ薄ト認メラレ米國ノ成功ハ部分的ノモノト言フヘシ部分的の成功ニモセヨ此ノ成功ヲ收メ得タル事由ヲ考察スルニ

(一)參加國カ歐洲情勢ノ展開ニ伴ヒ米洲ヘノ飛火ハ必スシ

モ架空ノ問題ニ非ストノ觀念ヲ抱クニ至レルコト

(二)米カ會議開會ノ頃ヲ見計ヒ輸出入銀行ノ融資限度五億弗増加案ヲ議會ニ提出シ歐洲市場喪失ニ惱ミ居ル參加國ニ對スル救援ノ素振りヲ見セタルコト

(三)米ノ提案ニ頑強ニ反對シ居タル亞爾然丁ハ土端場<sup>(場カ)</sup>ニ至リ英國ヨリ妥協方ヲ慫慂セラレタリト覺シキコト

(四)「ハル」長官ノ忍耐強ク且眞摯ナル性格カ參加國代表ノ好感ヲ買ヘルコトニアリト思考セラル

二、<sup>(2)</sup>今次會議ニ依リ米トシテハ歐洲戰敗國ノ西半球屬領ハ將來事態ノ發展如何ニ依リ羅典亞米利加諸國ノ感情ヲ害セス之ト協力ノ形ニ於テ何時ニテモ自己ノ支配下ニ收メ得ル態勢ヲ整ヘ得タルノミナラス全體主義國家機關ノ羅典亞米利加ニ於ケル反米の活動ヲ封スル手段モ一應講シ得タル次第ナルカ只羅典亞米利加諸國ノ過剩農畜產品ヲ米ノ介入ニテ一手ニ處分スルコトヲ目的トスル米洲輸出會社案等ニ關シテハ一應會議ニ提出サレタルモノト想像セラルルモ到底纏マラスト見深ク討議ニ入ラスシテ撤回セルモノノ如ク特ニ米カ羅典亞米利加諸國ノ加工產品ノ處分ニ乗出スコトハ米國內ニ於テ之ト競争ノ立場ニアル當

業者ノ利益ト背反シ居リ米國カ如何ニ是等諸國ノ經濟難救済ノ素振リヲ示ストモ先ツ米國內產業利益ヲ調整セル後ニアラサレハ實現至難ノ事情アリ此處ニ本質的困難横タハル次第ニテ結局經濟問題ニ付テハ會議開催前計畫サレ居タル如キ新計畫ヲ實現スル能ハスシテ米洲財政經濟諮問委員會等其ノ具體化ニ關スル今後ノ研究ヲ委ヌルニ終リ巴奈馬會議當時ノ狀況ヨリ左程前進シ得サリシ實情ナリ右ノ點ニ關シテハ米トシテハ新聞報道等ニテ宣傳シ居ルカ如キ成功ヲ收メサリシモノト云ハサルヲ得ス

三、最近米國ノ政策ノ標語トナレル米洲協同防衛ノ實現モ米カ經濟問題ニテ羅典亞米利加諸國ノ困難ヲ如何ナル程度迄救済シ得ヘキヤノ點ニ懸ル所多キニ鑑ミ前記ノ如ク今次會議ニ於テ經濟問題ニテ成功ヲ收メ得サリシコトハ今後ノ羅典亞米利加政策遂行上多大ノ影響アリ此ノ點ニ關シテハ戰爭中ニ不拘獨ヨリ今年秋頃ニ納入スル條件ノ商談羅典亞米利加ニ入り居ル公私情報及羅典亞米利加諸國ノ歐戰ニ對スル日和見的態度等ト相俟ツテ米國朝野ニ焦慮ノ色アルハ看過シ難シ然ルニ米トシテハ大統領選舉戰ヲ目前ニ控ヘ居ル爲選舉終了迄ハ米國國內產業ニ不滿ヲ

生セシムルカ如キ措置ハ到底執リ得サル立場ニアルヲ以テ羅典亞米利加諸國ノ過剩物產ヲ米ニテ引受クルカ如キ案ノ具體化ハ暫ク之ヲ差置キ結局差向キハ羅典亞米利加諸國ニ對スル輸出入銀行ヨリノ融資ニ依リ此處暫ク是等諸國ノ經濟的困難ノ切抜ケニ資セシメ政局安定ヲ待チテ新タナル經濟畫策ヲ行フ策ニ出ツルノ外ナキモノト見ラレ「ハル」長官カ目下議會ニテ審議中ナル輸出入銀行融資限度五億弗増加案ヲ以テ「ハバナ」會議ノ決議ノ趣旨ニ添フモノナリトシテ之カ通過ニ努メ居ルハ此ノ間ノ消息ヲ物語ルモノト觀察セラル

中南米大使へ空送セリ

壽府ヨリ英、獨、伊へ轉電アリタシ

~~~~~

363

昭和15年8月

在仏国小長谷大使館書記官が作成したパリ立

ち退き前後に関する報告書

昭和十五年八月

巴里立退の前後

(大使館二等書記官 小長谷 緯記)

巴里立退の前後

一、巴里立退の前

二、巴里立退の後

(イ) ツール(ヴェルヌー)行

(ロ) ボルドー(バルザック)行

(ハ) ラ・ブールブール行

(ニ) ヴィシー行

巴里立退の前後

一、巴里立退の前

一九三九年九月歐洲戰爭開始以來マジノ、ジグフリード線により對峙の形勢を續けて來た獨佛戰闘狀態は一九四〇年五月十日をもつて開始せられた獨軍の白、蘭進撃により愈々本格的となつて來た。巴里の空氣も俄然緊張して戰爭氣分は日に日に濃厚になつて行つた。(戰爭勃發以來五月迄は何處に戰爭が行われて居るかを疑う程であつて、佛國一般人士は新聞ラヂオ等による宣傳により對獨封鎖の強化と持久戰により最後の勝利を信じて居た。)

五月十四日在白大使館より高瀬書記官が 御眞影を捧持し吉岡書記官夫人、大郷官補、平野書記生夫人、丸山書記生及び同家族と共に着巴した。これは同方面から引揚の殆んど最後の列車であつて一日遅れて武府を引揚げた能見理事官夫妻の列車は遂に到着せず手配の方法もなく大いに安否を氣使つて居たら十九日に到つてオルレアン方面に出で大迂回して漸く着巴した。

一方武府より白國政府と同行オステンドに避難された栗山大使、吉岡書記官、渡邊、平野兩書記生の一行も自動車でルーアンに出て五月十八日正午頃巴里に到着せられた。

五月十日から十六日頃迄は巴里と武府及びオステンドとの間の公用のみの電話連絡は可能であつたので白耳義大使館の小林參事官と連絡を保持し得た。獨軍の進出は破竹の勢で旬日を出でず白蘭は其の占領下に歸し、西部白耳義によつて最後迄戰つて居たレオポルド三世の對獨單獨降服となつて戦局は愈々北部佛蘭西アルトア、フランドル方面において展開し始めた。

此の頃が佛蘭西大使館が最も多忙の絶頂であつた。全機能を擧げて情報蒐集に當り情勢判斷に努むると共に大使館

巴里立退の場合の各般の處置及び在留邦人避難措置を考究しなければならなかつた。

電撃的作戰に成功した獨軍機械部隊がマジノ線の北端セダンの北部より長驅西方に進み、しかも大部隊の後續は確保せられつつある一方、北佛の英佛連合軍が時期を失して南方軍との連絡を遮斷せられ、英軍は遂にダンケルク方面より渡海退却を余儀なくせらるるに及んで、獨佛兩軍に關する限り戰爭の見透も付いて來た。在留邦人も眞劍になつて本邦歸還、巴里立退避難方法等に關し考え始めて來た。

五月十七日から十八日に亘り「日佛通信」を通じて在佛同胞への勧告及び諸般の注意を與えたが、更に徹底を期するため五月二十日緊急日本人會幹事會を大使館事務所において開催した。其の結果事態の急迫に鑑み在留邦人にして特に巴里滞在の要なき者に對する歸國勧告を巴里日本人會として發する一方、戰局の發展如何によりては巴里の運命も逆睹を許さないで、大使館としては在留邦人保護のため機宜の措置として、職務上佛國に踏み止まる必要ある在留邦人の家族を至急ビアリツツ方面に避難せしむる事とした。尤も同方面も相當混雜し居る趣であつたので取り急ぎ齋

田商務書記官及び堀囑託を派遣することとし同書記官の電話報告を待つて汽車にて先ず婦女子から順次避難せしむることとした。この措置は後日巴里陷落を繞る混亂期に際し大使館としての活動を容易ならしむるに貢獻する所甚だ多かつたのみならず民間側よりも感謝的となつた。

一方大使館自身としても佛國政府より巴里立退の通告に接し次第機敏に引揚げ得る様内部的に各般の準備處置を執つた。唯一九三九年九月佛國國務省側より予定避難地として帝國大使館に内報されて來て居たヴェルヌー(ツール市より東南約三十キロ、ヴーヴレー附近)の別莊(シャトー)は戰局の發展態様に鑑み果して立退先として適當であるか否かが疑われ始めた。何んとなれば戰爭開始の當時においては獨機による大規模の巴里空襲が懸念せられ、其の予想の下にのみ大使館事務所の避難立退先として考えられて居たので獨軍の佛國侵入、巴里陷落のような事態は想像もされて居なかつた。内査して見ると佛國政府側も大体ツール附近に開戦と同時に重要書類を移しつつあつた模様なのでこの機に及んで避難先を更に西南部の安全地帯へ急速に變更出來ないものの如くであつた。大使館としては兩三回ヴ

エルヌーに人を派し所有者とも打合せて引移りの準備は整えて置いた。

獨佛の戦局は日々佛軍に不利に回轉して行く。又伊佛の關係は益々險惡の度を増して行く。六月三日午后二時頃約二百機より成る獨機の巴里空襲は巴里及び其の近郊に相當重大な被害を生ぜしめたのみか精神的に巴里在住人に大動搖を與えた。これを契機として巴里引揚が急に顯著活潑になつて行つた。

六月七、八日頃よりソンム河、エーヌ河の線による佛軍の防禦陣が數カ所において獨軍に撃破せられた由の報道が入り始めると同時に何處からともなく佛國政府が立退準備を開始した旨が伝えられて來た。巴里の空氣は刻一刻と重々しくなつて來た。予て巴里立退の場合を考慮し、移轉組と殘留組との區別及び各自の擔當部署等は定められてあつたが、六月七日各主任官會議を開きこれを確定すると共に移轉組の自動車配車を定め又各自命令一下出發出來得る様諸般の準備を完了し置くことを命じた。

澤田大使に同行移轉すべき組は

小長谷書記官、野村電信官、中山、前田官補、大林書

記生にタイピスト一名とし

出來得る限り最少人數に制限した。それは何れツールへの立退後も同地滞在は恐らく永くなく、他に移動する場合のことも予想せられたからであつた。

そうして巴里には

原田參事官以下筒井、青木兩書記官、高島理事官、田村、安倍兩官補、宮崎書記生、阿部、橋田兩書記生が踏み留まり、最後迄帝國權益及び殘留邦人の保護等に當ることとなつた。

屋根に荷物を縛り付けた自動車が頻繁に通り始め、鎧扉を閉めたアパートの數が日増に多くなつて巴里は徐々に悽愴の度を加えて行つた。

三、巴里立退の後

(イ) ツール(ヴェルヌー)行

六月十日は最も印象深い月曜日であつた。早曉澤田大使よりの御電話により佛政府巴里立退決定の趣を識り、早速事務所に馳けつけて見たら佛國外務省よりの公文が丁度到達したところであつた。其の文意は佛國政府は戦局に鑑みツールに移轉することとなつたについては貴大使館におか

れても最小限度の館員を引連れて同行せらるることに異議がないと云うことであつた。

早速協議の結果翌十一日午前六時巴里出發のことに決定した。

この日午后四時ラヂオ放送によつて伊太利の參戰が公にせられた。大使館事務所は人の出入應接で深更迄執務を續けた。

翌十一日早朝館員一同大使館邸に參集した。澤田大使から一同に對し非常戰局に處する覺悟に付一言御挨拶があり殘留組の健康を祈られた。御眞影を捧持して大使と同乗アブニユ・オツシュを出發したのは六時二十分であつた。

車は稀れに見る黒い朝霧に蔽れて居るボア・ド・ブーロンニユを通つてサンクルーからヴェルサイユに抜けた。後に續く筈の他の車は凱旋門邊りで見失つた。前夜から垂れ込めて居た此の霧は煙幕の様で非常に濃く黒ずんで居て二十米先が識別出来ない程であつた。

ヴェルサイユを出てものの十キロも行つた邊の所でマント方面に北上する佛軍部隊の移動のため、避難自動車の流れは運行を停止して國道に四、五列に充満し、全く進退の

自由を失つてしまつた。自動車群の流れに乗つて一米二米ずつと進むより外に方法がなかつた。老年の氣短かな運轉手は余程ガソリンが氣になると見え、遂に最左方の列に入り、次いで交通整理の交叉點に到つて交通整理の警官に「公用車」なることを明かにし一般通行を禁止しせられ居る道路乗入に成功した。これはツール行を非常に迅速且つ容易ならしめた。斯くてシャルトル、シャトーダン、ヴァンドームを経て、午后二時ツール市に到着した。なんと云う雑沓だろう。レストランは品切か或は満員であつた。三、四軒目に漸くグラン・ホテルの食堂に入つたが、サービスに長時間を要し、簡単な食事であるが、それを終つたのは四時半頃でヴェルヌーに到着したのは五時頃であつた。既に先着車のあることを想像して居つたが大使の車が一着であつた。シャトーの所有者バロン・ウーヴレー夫妻が待詫て居て出迎えて呉れ、各部屋を案内してツールに歸つて行つた。

この別荘(シャトー)はホテル・ノブルと稱せられヴェルヌーの町では可成り有名である。小川の流れて居る廣い庭園を前にして建てられた瀟洒たる三階建木造の家屋であ

るが永らく居住して居なかつたので掃除も行届かず黴臭いの閉口した。

又舊式な建物だけに湯殿、便所等の設備が悪く水道もなかった。六時七時となつても後續自動車は一臺も到着しない。別荘守の手により形ばかりの夕食を濟した。午后八時頃に西班牙に赴任の高瀬書記官及び菊地囑託が同乗して居る光藤官補連轉の自動車が到着した。

夜半一時頃前田官補、大林書記生同乗の車、次いで中山官補及び野村電信官の車が到着したが、途中の苦心談に花が咲きて夜の更けるのも疲勞も忘れた。使用人等に乗せて居るイスパノのみは遂に姿を見せなかつたが、十二日早朝漸く到着し大使館員に關する限りここに全部整つた。

沼田陸軍武官、細田海軍武官も同日夕刻到着した。相當の部屋數のあるシャトーも予定して居らなかつた陸海軍武官以外の關係者の到來のため充滿し時ならぬ賑を呈した。

巴里大使館との電話を試みた處連絡に成功した。

文字通り田舎の一軒家のこととてニュースはラザオによるより外に道がなかつた。前田官補は情報主任として各地の放送を聴取した。これは今回の避難行中一日も欠かされ

なかつた。そうして我々に豊富に情報を供給して呉れた。

六月十三日巴里はヴィル・ウーヴェルト(無警備都市)と宣言された旨の放送があつた。この時から巴里との電話連絡は杜絶して仕まつた。

佛蘭西側のラザオ放送はシドロモドロになつて來た。ニュースが古く、戦局が如何に發展して居るかの判斷資料とならなくなつて仕まつた。勢い獨逸側の放送に注意することとなつた。獨軍の進出振りは目覺ましいものであつた。

佛軍はロアール河南岸に後退して死守するであろうと云う噂が飛んだ。このヴェルヌーはロアール河を距てて恰度北岸に在つた。佛外務省はこのヴェルヌーから五十キロも離れた寒村のシャトーに在つて連絡は一日仕事であつたので、傳わつて來る流説をコンファームする方法もなかつた。澤田大使は時々ツールの町に出掛られ、巴里から避難して來る外交團と顔を合わされて居られた。

十四日の午后ツール市に行かれた澤田大使の情報によれば佛國政府は愈々ボルドーに移轉するに決し、各國大公使に對しては外務省より電報をもつて祕書官一名を伴い同行せらるるにおいては宿舍の世話をする旨通報した趣であつ

た。

佛國外務省側の手違いでこの電報は十五日午后になつて到達した。

何處で戦争が行われて居るかを想わせるこの閑靜なツレーヌでもこの十四日は華々しい空中戦闘が演ぜられた。獨機は早朝來何回となく飛來したが午后四時頃ツール市の上空に現われた獨機四臺は悠々旋回飛翔して居た。一機は佛軍の打ち上げる高射砲彈に命中してツール市街の上に落ちたのがヴェルヌーから手に取る様に見えた。

澤田大使は中山官補を伴い翌十五日早曉四時ヴェルヌーを出發、ボルドーに向われることとなつた。

ビアリッツに滞在の栗山大使に同行して日本に歸朝のこととなつた光藤官補は十四日午前高瀬書記官及び菊地囑託と同車してビアリッツに向け出發した。

十五日澤田大使御出發後陸海軍武官も思い思いの方向に立退かれた。午后ツール市に別荘の所有者を訪れ一切の後仕末を了してヴェルヌーへの歸途佛語研究のためツールに勉學中の藤書記生が徒歩でヴェルヌーに向つて居るのに遇つた。ツール市の人心が非常に動搖し始め下宿も閉めて立

退くこととなつたため保護を求めに來たという。ツール市の混雜狀態から推して下宿に引返すことは到底困難なので其のままヴェルヌーに連れて歸つた。

(ロ)ボルドー(バルザック)行

六月十六日拂曉四時小長谷書記官、野村電信官、フルサック嬢はイスパノに、前田官補の車には大林書記生が同乗してヴェルヌーを出發、澤田大使の後を追つてボルドーに向つた。

朝靄のロアール河畔を沿うてツール市に出でた。途中病傷兵を收容した多數の赤十字の自動車^(クルマ)が休止していた。戰場が左程遠くないことをひしひしと感じた。混雜を予想されていたツール市の石橋も早朝のためか割合に簡単に通過できたのでそれから先はシヤテルロー、ポアチエ、アングレームと順路に従つてボルドーに直行することができた。

國道はえんえんとして自動車の列が続いている。その自動車數及び消費ガソリン量は大變な數字に登つたことである。

ポアチエを通過して約二十キロも進んだ頃、畑を縦貫するマロニエ樹の街道で急に飛行機の大爆音が聽えた。次の

で機關銃の掃射の音が頭上に響いた。眺めると他の自動車は全部運行を停止し搭乗者は車外に走り出で路傍の溝の中に身を屈している。運轉手レオンも飛び降りて自分等には非路傍の石垣に身をかくせと頻りに諫めるのでその言に従った。十分間余り飛行機は頭上を旋回往復していた。も早危険は去つたと自動車に乗つたら又すぐ、低空飛行で機關銃の掃射に遇つた。運轉手は又路傍に避難したがわれわれは半分観念して車内に積入れたトランク、鞆の間に身を隠してこの瞬間の早く行き去るのを待つた。幸い附近には被害者は出なかつた。後日新聞報にて識つたのだが同時刻われわれよりやや遅れてツールを出發した佛國首相レノーの一行が後方に進んでいたので獨機はこれを狙つたものごとく、その一行中の代議士連に相當數の死傷者を出した趣であつた。とに角獨側の諜報網の整備していることは驚くばかりであつた。暴風の中心を一刻も早く離れんとするような氣持で運轉手は非常に速力を出したが、それから先は飛行機の來襲もなかつた。平和なボアトウーの風景を觀賞しつつ、今後の佛蘭西の運命を想つた時、此の敗戦のもたらず結果の重大なのに憫然の情を感じざるを得なかつ

た。アングレームでガソリンの補給に約二時間列を作つて待つた。丁度正午でラヂオ放送が開始された。民家の窓から洩れて來る放送を多數の聴衆と一緒に聞いた。米國に對する佛國最後の哀訴に對する回答發表が昨日以來今か今かと待たれている時であつた。ラヂオは遂に米の回答の消極的なことを告げた。興奮し冷靜な判斷力を失なつている聴衆は口々に米國の怯懦な態度を罵つた。一人の男は日本のためかとつぶやいて自分等の方を見て慌てて自動車の方へ歩いて行つた。佛人一般は最後の望の綱を切られたように感じたことであらう。

途中の寒村で晝食してボルドー市に到着したのは午後二時頃であつた。

六月十一日われわれが巴里を引揚げた日の午後、急に予定を變更して避難邦人保護のため、巴里から直接ボルドーに向つた齋田商務書記官の一行は先着しているはずなのでその宿舎を探うとしたがアドレスが手許になかつた。やむを得ず三井物産の引揚先に行つて見た。そこで大使の移轉先バルザックを知らしてもらつた。

時ならぬ賑盛を示しているボルドーの市街を縦斷して、

ジロンド河に沿うて四十キロも登った小村バルザックに到着したのは五時近かつた。葡萄酒の最中にある人口二千位の町で、大使館にあてられたシャトー・プレストというのはその入口近くにある古色蒼然たる建物であつた。しかし眺望は絶佳で葡萄酒を距ててガローヌ河が流れ、對岸の小丘の起伏はいかにもポルドーらしい風景であつた。

前田官補、大林書記生は先着していた。中山官補は前日來このシャトーの借入、手入等のため非常な苦心をなめ、澤田大使も御到着の當日は随分御不自由を味られた由であつた。翌十七日はでき事の多い日であつた。レイノー内閣が總辭職した。ペタン元帥の新内閣が組織された。悲愴な言調でラヂオを通じてペタン元帥自身が停戦申入をなすを余儀なくせられた事情を國民に闡明した。

ビアリッツに滞在中の栗山大使の命を承けて吉岡書記官が見舞旁連絡に來られた。慌しく一日は過ぎた。

十八日に藤書記生が使用人等を引連れてヴェルヌーから到着した。黴臭い、掃除の行届かないシャトーもたちまち綺麗になつて人心持が付いた。漸く料理らしいものにもありつけた。電話も架設されてポルドー市の齋田商務書記官、

安倍官補との連絡も付き始めた。ポルドーにて發行され始めた新聞は毎朝ポルドーから届けらるるようになった。

十九日停戦協定のための佛國側全權の任命があつたが、翌二十日ポルドー市は早曉獨機の空襲爆に見舞われた。市内はパニック状態に陥つた。齋田商務書記官安倍官補等の宿舍の附近にも爆彈が落ちた。同日ポルドー市は非武装都市と宣言された。

二十二日午後六時五十分、獨佛停戦協定はコンピエヌにおいて調印せられた。次いで二十四日佛伊停戦協定がローマの近郊において結ばれた。

二十五日は國民服喪日と定められ佛國各地において悲愴な儀式が教會及び廣場の戰爭記念碑の前にて取り行われた。二十六日より獨軍はポルドー市に姿を現わして來ていたが二十七日このバルザックの町にも正式に獨軍が進駐して來た。ツールーズに向う國道に臨むこのシャトーから良く見えた。獨兵は陽焼けした赤銅色の顔をした雄々しい姿、凜然とした隊伍、眞實に若々しい健康に溢れている。而かも進撃を續けて來たとも思えないほど小ざつぱりした服裝をしている。昨日まで同じ道を南下して行つた敗殘の佛兵

と比較して何んという相違であろう。佛人の使用人達は涙を流して彼等を見守つていたが、遂に堪り切れなくなつて奥に去つて行つた。女の人達は聲を出して泣いていた。

停戦協定によつてボルドーはもちろん、このバルザックも獨軍占領地帯に入つた。佛國政府はクレルモン・フェラン及びヴィシーに分在移轉することとなつた。外交團はクレルモン・フェランより五十キロ西北のラ・ブルプールに取りあえず移ることとなつた。今回は外交團長たる法皇廳使節より通牒が來た。又例によつてホテル留保、途中のガソリン補給その他の關係上最少限度の館員を同行されたく、他の館員家族の避難方法に關しては後日改めて通知することであつた。（その後殘留館員に對しては法皇廳使節より全々音沙汰も來なかつた。）

よつて大使は三十日午前十一時野村電信官、中山官補、前田官補、阿部電信書記生を伴われて外交團一行とともにボルドー市を出發、ラ・ブルプールに向われた。

他の館員はラ・ブルプールからの電話連絡を待つて宿舍の留保ができてから出發のこととしてしばらくバルザックに留ることとなつた。

(ハ)ラ・ブルプール行

七月一日ラ・ブルプールから電話あり館員及び使用人のためそれぞれしつかるべき宿舍を見付けたから至急同地に來るよう指令があつた。ボルドーに滞在中の齋田商務書記官安倍官補も同地に同行することとなりボルドー在留邦人のためには最近ベルギー大使館から佛國大使館勤務となつた平野書記生がビアリッツより同地に移り留むることとなつた。二日にはボルドーに赴き諸般の事務を打合せた。藤書記生はビアリッツに赴き同地にて勉學することとなつた。

三日小長谷書記官、齋田商務書記官、安倍官補、大林書記生、フルサック嬢外五名は三臺の自動車に分乘して想出深い半カ月を過したバルザックに暇を告げ、ラ・ブルプールに出發した。獨軍の占領下に置かれた純朴な土地の人々は日本大使館が同地から離れることは何んとなく淋しい氣持がするらしく、しきりにわれわれの出發を残念がり惜んでくれた。

約五十キロ行つたランゴンという町が占領地帯と非占領地帯との境であつた。獨兵の歩哨は出入の自動車を嚴重に

検査していた。帝國大使館の車で、公用でラ・ブルブルーに赴くことを説明したら心良く通過さしてくれた。

ベルジュラック、ペリグーを経てチュール市に出た。そこからラ・ブルブルーに至るオーヴェルンギユの山丘地帯の和かな風景を眺めていると戦争の風がどこを吹いていたかを想わせるものがあつた。目的地に到着したのは午後五時であつた。ホテル・ツーリングに投宿した。澤田大使はヴィラ・ボルゲーズに落付かれておられた。

ドルドンヌ河の上流をなす溪流の両側にホテルの立並んでいる様子は湯河原温泉を想わせる。ここは人口二千人位の小村だが可成り有名な温泉場で、小兒病、呼吸器病の保養地としてその名を識られている。さすがに子供のための施設が多いが、子供よりも避難民で充滿していた。外交團のマークを附けた自動車が彼方此方に停つている。當地にきてラ・ブルブルーの電信局は相當の規模を持つているのに驚いた。同地に來てから東京との電信連絡は余ほど早くなつた。

ボルドーにおいてはガソリンの補給に余り心配はなかつたが、この山間のラ・ブルブルーにきてからはガソリン

は頭痛の種となつた。その補給のつかないためクレルモン・フェラン及びヴィシーとの連絡は至難であつた。新聞も午後三時頃になつて漸く手に入る有様なので外務省所在地のヴィシー(七十キロを距つ)に移駐することは絶対に必要であつた。

(二)ヴィシー行

よつて佛國政府側の招請を待たず獨自に適當の場所を借入ることに方針を決定し、中山官補をヴィシーに派遣した。同官補は外務省側その他と接觸した後、ヴィシー市近郊のキュッセにあるシャトー・ド・プレール(佛國文部省の疎開先に予定せられていた)を大使館のために借入ることに成功して歸つてきた。

七月五日中山、安倍兩官補が準備のために同地に先發した。翌六日午後三時澤田大使以下全部そろつてラ・ブルブルーを出發、クレイモン・フェランを経て午後六時頃ヴィシーに到着した。ヴィシーはさすがに温泉場として世界的に識られているので大きなホテルが數多くあつたがほとんど全部政府に徵發せられていた。市街も政府の臨時所在地として時ならぬ賑を呈していた。

帝國大使館の借入れたシャトー・ド・ブレルはヴィシー市から東北方二キロほどの所にあり、昔から名の知られた古い建物であつた。例のごとくシャトーの常として儼然く日常生活上の便利は欠けていた。掃除は使用人の手入により行届き二、三日の内には見違えるほど綺麗になつた。樹木の鬱蒼たる庭園があるがこれも手が入れてなかつた。裏は廣い牧場になつていた。

敗戦の直後における佛國政府の最大關心は新政治体制の決定であつた。

七月十日ヴィシーに開催された國民議會は一八七五年の憲法に根本的大改正を加えた。大統領制度は廢止されてパヴィニヨン・ド・セヴィニーにおさまつていたルブランは翌十一日郷里に引揚げた。ペタン元帥は佛國元首となるとともに政府の實權者となつた。

元首が直接國務大臣を任命し、國務大臣は元首に對し責任を負ふこととなつた。立法權も、法律公布權も、高級軍人官吏の任命權も、軍隊の最高指揮權も、特赦、大赦權も、外國使節信任狀の接受も、條約批准權も、戒嚴權も元首の權限となつた。

内閣の改造もこれに先立つて行われた。新聞、ラヂオは「新佛蘭西の建設」をスローガンとして國民に呼び掛けつこの政治体制の變化を理由付けようと努めていた。

これで巴里を引揚げて以來三度移轉、敗戦の憂目を嘗めきた佛國も形の上に一應建直りの姿を取つた。

その頃から佛印に關する問題が漸く新聞及び話題に上る余暇が生じてきた。

永らく本邦よりの新聞通信等に接せず馬車馬のように馳せ廻つてきた大使館としては最近の情報を入手することが絶対に必要であつた。そこで十二日小長谷書記官を壽府に派遣した。同書記官は十四日歸來した。

十五日巴里大使館との電話連絡に成功した。十六日中山官補は巴里に赴いた。そうして十八日青木書記官と同行して歸つてきた。

これらの連絡は久しく相離れていた巴里とヴィシーとの間の情報の交換並に相互啓發に大いに役立つた。



364

昭和16年2月12日

在英国重光大使より
松岡外務大臣宛(電報)

英国は戰意旺盛であり戦局は予断を許さぬ旨
意見具申

ロンドン 2月12日後発
本省 2月13日後着

第九六號(至急報、極秘)

一、⁽¹⁾「リビア」戰ハ英軍ノ「ベンガジ」占據(十一日)ニ依リ「リビア」東半「クレナイカ」ハ英軍ノ手ニ歸スルコトトナリ更ニ東亞弗利加方面ノ形勢ハ伊太利ノ爲ニ收拾スヘカラサル狀態トナリ「アビシニア」ニ於ケル白人住民(伊太利人)ノ救済問題考究セラレツツアリ

二、英國艦隊ノ北部伊太利「ゼノア」(獨逸軍駐屯)砲撃ハ地中海ノ制海權ハ英國ノ手中ニ在ルノ示威ヲモ含ムヘキ處今日ノ伊太利ハ獨逸ニ取リテハ寧口大ナル負擔ニシテ獨逸ハ地中海ノ新形勢ニ鑑ミ伊太利ヲ内心ヨリ支持シ獨逸ノ東南ノ翼ヲ固ムルノ必要ニ迫ラレ相當數ノ軍隊ヲ伊太利ニ派遣スルト共ニ愈巴爾幹進出ヲ決定シ羅馬尼ニハ既ニ二〇箇師團ヲ集結シ勃牙利ニハ多數ノ平服軍隊ヲ入レ成ルヘク土耳其及蘇聯ヲ刺戟セサル爲主トシテ勃牙利西部ニ軍隊ヲ入レ(代償トシテ勃牙利ニ「エイゲ」海ニ出

口ヲ與フ)希臘ニ壓迫ヲ加ヘテ獨逸ノ巴爾幹ニ於ケル把握ヲ固フシ伊希間ノ平和的解決ヲ期セントシ必要アルニ於テハ武力ヲ使用セントスルモノノ如シ英國ハ此ノ狀態ニ於テ羅馬尼ニ於ケル外交機關ヲ引揚ケ勃牙利ニ對シテ九日「チャーチル」ハ放送演說中重要ナル警告ヲ與ヘタリ一般ニ獨逸軍ノ増加ハ迫リ土耳其ハ蘇聯ノ態度ニ恐怖ヲ抱キ動キ得サルヘシトノ印象ヲ有ス

三、⁽²⁾獨逸ノ「ラバル」ヲ利用スル佛國抱込ハ今日迄大ナル成果ヲ擧ゲ得ス幾分延期ノ形ナルカ如ク獨逸ハ英本國ノ攻略ニ先立チ地中海方面ノ歐洲大陸ヲ固ムル必要ヲ感シ居リ而シテ對英作戰ノ全局面ニ付大ナル期待ヲ佛、西ノ引込ノ外日英ノ衝突ニモ掛ケ居ルカ如ク(獨逸ノ對外放送ニ依ルモ)獨逸(陸軍)絕對優勢ナルニ比シ其ノ海軍ハ(假令佛國殘存艦隊ヲ加フルモ)劣勢ニシテ日本ノ武力ニ希望ヲ繫クコトモ當然ナルカ此ノ間ニアリテ蘇聯ハ素ヨリ太平洋ニ於ケル戰爭ノ擴大ヲ欲シ恰モ今次歐洲戰開始直前ノ役割ニ當リツツアリ今日ノ戦局ハ大体ニ於テ海上ノ力ト陸上ノ力トノ對抗姿勢ハ愈截然トナリ歐洲大陸ニ於ケル獨逸ノ勢力ノ擴充ト共ニ海外殖民地戰ハ英ノ有利

ニ發展シツツアリ同盟國タル獨伊ノ戰鬪意識ノ旺勢ナルハ論ナキモ英國モ死活ノ分ルル所トテ國ヲ擧ケテノ決意及努力ハ英國ノ歴史ニ於テモ其ノ比類ナキ所ニシテ右ハ空軍艦隊及阿弗利加ニ於ケル陸軍ノ行動ハ勿論空襲下ニ於ケル國民ノ態度ニ依リテモ明カニセラレ英國人ノ堅忍ト冷靜ト勇敢ハ遺憾ナク現ハ來リ獨逸ニ對スル大敵タルヲ證明シツツアリテ我方トシテハ毎ルヘカラサル覺悟ヲ要スル次第ナリ

四、英國政府ハ最近東京其ノ他ヨリノ報告ニ基キ日本ハ獨逸ノ聯繫ニ於テ今ニモ參戰スルニ至ルヘシトナシ日本ヲ恰モ准敵國トシテ取扱ヒ空氣ハ極端ニ惡化シ居リ萬一ノ場合ニハ新嘉坡ヲ中心トシテ飽迄防戰スヘシト爲シ米國ノ參戰ヲ期待スルト共ニ結局ハ日本ノ東亞攪亂工作ヲモ見込居ルカ如シ

米、加、「シドニー」ニ轉電セリ、滿、南大、蘇ニ轉電アリタシ

尙七日「バトラー」次官ニ對シテモ本使ヨリ右經緯ヲ述ヘ英國側ノ反省ヲ促シ置ケリ

365

昭和16年4月9日 在独国大島大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

ギリシャおよびユーゴスラビアへの作戦開始
に関する独国外相の説明について

ベルリン 4月9日前発
本省 4月9日夜着

第三八九號(至急、館長符號扱)

七日夕刻「リ」外相ノ求メニ依リ往訪「リ」ハ先ツ先般ノ松岡大臣ノ御來獨ニ依リ親シク御話シ致ス機會ヲ得タルヲ幸甚トスル旨挨拶シタル後「ユーゴー」方面ニ對スル軍ノ配置等ヲ示セル詳細ナル地圖ヲ前ニシ戰況作戦ニ關シ竝ニ右ニ關聯セル外交問題ニ關シ説明ヲ行ヒタルカ要旨左ノ通り

「今回獨逸ハ「ユーゴー」及希臘ニ對シ作戦ヲ開始スルニ至レルカ右ハ副作戦ニシテ從來獨逸カ企圖セル英本土攻撃ニ何等影響ヲ及ホスモノニアラス先ツ獨逸トシテハ「ユーゴー」、希臘兩軍ノ協力ヲ遮斷シ且速ニ「アルバニア」トノ聯絡ヲ完成スル目的ヲ以テ「ソフィア」南方ヨリ「スコプリエ」ニ向ヒ進軍シアルカ此ノ部隊ハ既に二

地點ノ附近ニ達シアリ希臘國境ニ於テハ希臘軍ハ國境ニ「トーチカ」ヲ作り頑強ニ抵抗ヲ試ミタルカ獨逸軍ハ之ヲ突破シ既ニ多島海ニ達シアリ羅馬尼、「ユーゴー」國境ノ鐵道ヲ占領確保シタルコトハ爾後ノ作戰ヲ極メテ容易ナラシムルモノニシテ「ユーゴー」軍ヲ包圍殲滅スル方針ノ下ニ統一セル作戰計畫ニ基キ逐次全國境ヨリ部隊ヲ進入セシムル豫定ナリ

二、今次作戰開始直前蘇聯カ「ユーゴー」ト友好不可侵條約ヲ締結セハ獨逸トシテ不快トスル所ナルモ蘇聯カ武力ヲ以テ此ノ作戰ヲ妨害スルコトナシト觀察シアリ「ユーゴー」カ對獨牽制ノ目的ニテ本條約締結ヲ蘇聯ニ期望シ蘇聯モ從來ノ行懸上「ゼスチユアー」ヲ示ス必要アリテ此ノ舉ニ出テタルモノト觀測ス尙獨逸ノ入手セル情報ニ依レハ蘇聯軍參謀將校ハ「ユーゴー」參謀本部ノ對獨作戰ニ助言ヲ與ヘタル事實アリ又獨逸カ作戰開始前日「モロトフ」ニ對シ「ユーゴー」侵入ノ已ムヲ得サル事由ヲ通告シタルニ「モ」ヨリハ遂ニ戰爭トナリタルヲ遺憾トスル旨ノミ返電越シ蘇聯ノ態度ヲ以テ甚タ非友誼的ナリト認メ居レリ

三、土耳其モ今次作戰ニ對シ武力ヲ以テ獨逸ニ對抗スルモノトハ全然考ヘアラス勃牙利軍ハ主トシテ對土國境ノ警備ニ充當シアリ獨逸軍モ基幹部隊トシテ參加シアリ羅馬尼ニハ主トシテ蘇聯軍ニ對スル任務ヲ負ハシメ本作戰ニハ干與セシメサル方針ナリ洪牙利ハ前二國ト事情ヲ異ニスルヲ以テ獨逸軍ト協力作戰スヘキモ動員完了セサルヲ以テ行動開始ハ數日後トナルヘシ英國軍ノ援助ハ希臘「ユーゴー」國境方面ニ約二個師團半ヲ集結シアルノ情報ニ接シ居ルモ未タ「ユーゴー」内ニハ英國軍ナシ飛行機援助モ有力ナルモノトハ認メ居ラス

四、今次作戰ノ主要作戰ハ約二週間ニテ終結スルモノト考ヘ居ルモ「ユーゴー」内ノ交通路ノ困難地形等ノ關係上掃蕩戰ノ完了迄ニハ八週間位ハ要スヘシ

366

昭和16年4月(11)日

在米國野村大使より
近衛臨時外務大臣事務管理宛(電報)

米國によるグリーンランド使用に関する協定
成立について

特情華府
(編注)

ワシントン 發
本 省 4月11日着

「ワシントン」十日發同盟

國務省ハ、十日「ハル」國務長官竝ニ「カウフマン」駐米「デンマーク」公使ニ依リ九日調印ヲ了シタ米國ニヨル「グリーンランド」使用協定原文ヲ發表シタ。同協定ハ「グリーンランド」ヲ實質上米國ノ保護領トナスモノデ、「グリーンランド」ガ「米大陸」ノ諸國民ニ對スル侵略」基地トシテ使用セラレル現在ノ危險ガ最早存在シナクナツタ事ガ兩國間デ一致確認サレル迄效力ヲ有スルモノデアル。而シテ本協定ハ前文竝ニ十條ヨリナリ、「グリーンランド」防衛ニトツテ必要ト見做サレルアラユル種類ノ海空軍事施設、要塞、道路、其ノ他ノ防禦施設ヲ建設維持運用スル利ヲ米國ニ與ヘルモノデ、更ニ米國ハ同協定有効期間中防備建設ニ當テラレル全地域ニ對スル司法行政ヲ行使スル權利ヲ附與セラレ、同時ニ米國軍官民ノ使用ニ供スル爲郵便施設、兵站庫等ヲ設置シ得ルモノデアル。本協定ニヨリ防備施設ノ建設竝ニ維持ノ爲ノ資材、裝備ノ「グリーンラン

ド」輸入ハ關稅ヲ免ゼラレルベク、又米國ハ地方ノ法律、行政竝ニ合法的利益ヲ尊重スベキ事ヲ規定シテ居ル。部分的ニハ第一條ハ米國ニ對シ「グリーンランド」ノ現狀維持ニ援助ヲ與ヘル責任ヲ負ハセ、「デンマーク」ノ主權ヲ尊重スル誓約ヲナスベキコトヲ規定シテ居ル。第十條ハ本協定ガ「米大陸」ノ平和ト安全ニ對スル現在ノ危險ガ解消セル旨意見ノ一致ヲ見ル迄」有效タルベク、カカル場合米、「デンマーク」兩國政府間ニ協議會ヲ開キ、而シテ後兩國ノ一方ガ十二ヶ月ノ豫告期間ヲ以ツテ同協定ヲ廢止スルヲ得ベキ旨規定シテ居ル。

國務省デハ同時ニ「ハル」長官ト「カウフマン」「デンマーク」公使トノ間ニ交ハサレタ協定ニ關スル覺書ヲ發表シタガ、「ハル」長官ハコノ覺書ニ於テ「グリーンランド」防衛ノ意義ヲ強調シテ「グリーンランド」ハ「モンロー」主義、一九四〇年ノ「ハヴァナ」宣言ニヨツテ闡明セラレタ米洲防衛ノ地域ニ包括セラレルモノデアル。米洲外ノ國家ノ攻撃カラ「グリーンランド」ヲ防禦スルコトハ米大陸ノ平和、安全ノ維持竝ビニ米國政府ノ西半球ニ對スル傳統的政策維持ニトツテ不可缺ノ重要事デアルト述ベタニ對シ、

367

昭和16年5月18日

在独国外務大臣宛(電報)

「カウフマン」公使ハ米國ノ友好的ナ配慮ニ感謝ノ意ヲ表明シタ。

ナホ國務省ハ協定ノ原文ニ附隨シテ次ノ如キ聲明ヲ發表シタ。

「ドイツ」ノ「デンマーク」占領ニヨツテ「コペンハーゲン」ノ「デンマーク」政府ハ「モンロー」主義ニ包括サレル地域内ニ在ル「グリーンランド」ニ對スル主權ヲ行使スルコトガ不可能トナツタ。カクテ「カウフマン」公使ハ「グリーンランド」ノ元首トシテノ「デンマーク」國王ヲ代表シ、同時ニ「グリーンランド」各地方知事ノ同意ヲ得本協定ニ調印ヲ行ツタノデアル。

編注一 本電報は電報番号不明。

二 本文書は、昭和十六年十二月、条約局第二課作成「第二次歐洲戰爭ニ於ケル國際法律問題關係資料(四)」より抜粹。

英独和平の可能性に関する観測報告

ベルリン 5月18日後発

本省 5月19日前着

第五五七號(館長符號扱)

英獨妥協ノ氣運ニ付テハ終始注意ヲ怠ラサル處ナルカ今回⁽¹⁾「ヘス」事件ヲ契機トシテ種々憶測行ハレ居ルニ付同事件ニ關スル當方見解ハ別電ノ通ナルカ尙左記觀察電報ス
一、獨逸カ本戰爭開始後數度ニ亘リ妥協ノ提議ヲナシタルコトハ御承知ノ通ニシテ又「マイン、カンフ」ノ思想ヲ其ノ儘ニ實行セントセハ理論上ハ何時ニテモ英獨和解ノ可能性アルヘキナリ然レトモ戰爭ノ推移ハ最早歐大陸ニ於ケル英獨爭覇ノ域ヲ脱シ世界新秩序ノ一環トシテ歐洲及阿弗利加ニ於ケル新秩序建設ノ爲ノ戰ニ迄發展セリ今日獨逸トシテハ

- (イ) 英國力單ニ歐大陸ヨリ政治的ニ退却スルニ止ラス
- (ロ) 阿弗利加(地中海ヲ含ム)
- (ハ) 近東ニ於ケル樞軸國ノ指導力ヲ確立シ
- (ニ) 更ニ進ミテハ英國ノ再起ヲ不能ナラシメ且將來ニ於ケル獨米對立ニ備ヘ英海軍ノ引渡ヲモ考ヘアルモノト認

メラル

二、而シテ右ノ如キ獨逸ノ戰爭目的ハ現在迄ノ處戰爭カ豫期
通り順調ニ進展シ獨逸内部ノ政治經濟狀態モ健全ナリト
認メラルル現状ニ於テ獨逸自ラ之ヲ切り下ケテ妥協スル
ノ必要ヲ生スヘシトハ認メラレス尤モ問題トナルハ日、
米、蘇等直接戰爭ニ加入シアラサル國家群ノ動向ナリ

三、⁽²⁾
(イ)獨逸カ鞏固ナル意思ヲ以テ英打倒ヲ企圖シアル一ツノ
前提ハ三國條約ノ嚴然タル存在ナリ假令米國ノ援助カ
如何ニ強化セラレ萬一參戰ニ至ルモ敢テ驚カストスル
理由ハ日本カ米國ヲ太平洋ニ牽制シ決シテ全力ヲ以テ
ハ大西洋ニ乗出シ得スト見透シ居ルコトニアリ從テ三
國條約カ存續スルモ日米間ノ話合ニ依リ事實上米國カ
何等背後ノ顧慮ナク艦隊ヲ大西洋ニ集中シ有力ナル
「コンボイ」哨戒線ノ擴張等ヲ行ヒ得ルカ如キ事態發
生スルニ於テハ獨逸トシテ其ノヨリ緩和セル條件ニテ
媾和スルコトアルヘシ

(ロ)蘇聯邦ニ關スル獨逸ノ自信ハ想像以上ノモノアリ茲ニ
獨蘇開戰ノ危險モ存在スル次第ナルカ若シ開戰セル場
合獨逸ノ戰爭指導ニ何等カノ錯誤ヲ生シ長期消耗戰ニ

陷ルカ如キコト起ラハ對英攻撃ニ關シ重大ナル影響ヲ
及ホスヘキハ勿論ニシテ此ノ場合又米ノ態度、日本ノ
出方如何ニ關聯シ對英妥協ヲ策スルニ至ルコトアルヘ
シ

四、之ヲ要スルニ今日ノ狀況ヲ以テシテハ英國カ殆ント無條
件降服ニ等シキカ如キ妥協ヲ申込マサル限り獨逸トシテ
ハ容易ニ話ニ乗ラサルヘシト認メラルル次第ナルカ同時
ニ日本ノ態度如何カ相當重要ナル影響ヲ有スルコト深ク
考慮スルノ要アリト認ム

368

昭和16年7月7日

在米國野村大使より
松岡外務大臣宛(電報)

米國を通じて独國の対英和平工作に関する情

報告

ワシントン 7月7日後発
本 省 7月8日後着

第四七七號(館長符號扱)

米國ヲ仲介トスル英獨和平交渉ニ付テハ巷間相當噂ニ上リ
居ル處最近紐育財界方面ヨリ入手セル情報ニ依レハ曩ニ獨

逸密使「スタールフェルト」(獨逸系米人ナリトノ説アリ)ナルモノ獨逸政府首脳部ノ信書ヲ携ヘテ墨西哥方面ヨリ入米シ英獨和平工作ヲナシタルカ當時米國一般ノ空氣不良ナリシト條件苛酷ナリシ爲米國側ニテ問題トセサリシヲ以テ同密使ハ一應歸獨シタルカ「ヘス」事件ト前後シテ再入國シ爾來極祕裡ニ策動中ニシテ「シアス、ローバック」社長(在市俄古ノ有名ナル通信販賣社長)「デーリーニユース」社長「バターソン」及其ノ妹婿タル華府某新聞社長等ノ斡旋ニ依リ「ハル」長官ト同郷ノ有力政客「マツカーバー」ニ渡ヲ附ケ同氏ノ紹介ニテ「ハル」長官トモ密ニ會見シ第一次ノ案ヨリモ條件ヲ緩和シテ工作續行中ナル趣ナリシヲ以テ政府ノ某有力者(特ニ名ヲ祕ス)ニ對シ夫レトナク之ヲ確メシメタル處右交渉ノ顛末ヲ肯定スルト共ニ大統領竝ニ其ノ側近ニテハ目下ノ處取上クル意志ナキモ閣内ニモ相當ノ同意者アル旨附言セリ

右情報ノ眞否ニ付テハ尙確實ナラサルモ聞込ノ儘御參考迄

~~~~~

369

昭和16年7月12日

在ルーマニア簡井(潔)公使より  
松岡外務大臣宛(電報)

# 独国の対米工作は謀略に過ぎざる旨觀測報告

ブカレスト 7月12日後発

本省 7月14日前着

## 第一四二號(館長符號扱)

在米大使發貴大臣宛電報第四七七號ニ關シ

場違ヒ乍ラ當地獨逸側ヨリ受クル印象等ニ基キ卑見左ノ通り

獨ノ對米工作ナルモノハ謀略ニ過キサルヘシ其ノ目的ハ米國內部ノ對獨意見ヲ不一致ナラシメ反獨勢力ノ増大ヲ妨ケ米國ノ抗獨カ本格的トナル時機ヲ成ルヘク遲ラセル爲等ナルヘシ

蓋シ米國大統領、國務、陸、外、大藏等諸長官及英國首相、外相カ現在ノ顔觸ナル限リハ之等ト妥協シ得ヘシトハ獨逸首腦者ハ考ヘ居ラサルヘシ又獨逸トシテハ歐洲ニ霸權確立ノ本望ヲ達シ得ル見込充分ニシテ國力モ餘裕アリ何ヲ苦シテ此ノ際而モ自ラ求メテ讓歩妥協ノ必要ヲ感スルコトアランヤ獨トシテハ歐洲ニ於ケル獨ノ霸者タル地位ヲ認メタル英米トナラハ勿論爭ヒヲ續ケル要ナキモ之ヲ認メヌ限リハ彼等ニ讓歩妥協スルコトナカルヘシ

英國ハ既ニ次第二崩レツツアリ又獨逸ノ歐洲制覇後ノ米國<sup>(2)</sup>ハ内外共<sup>(一字不明)</sup>從來ノ如キ經濟力ヲ發揮シ得サルヘク獨逸ハ戰後ノ「アングロサクソン」勢力ヲ恐ルル要ナキヲ以テナリ尙當地獨逸公使「フォン、キリンゲル」ハ海軍出身ノ黨員ニテ獨逸ノ信用アリ一月「バルカン」工作重大化ニ際シ當地ニ派遣サレ其ノ後モ屢々伯林ヘ往復シ三月四月ニハ五週間ニ亘リ伯林ニテ本部ト接觸シ居タル男ナルカ二年前迄桑港總領事タリシニ依リ米國問題ニ興味ヲ有シ本使トノ會談中屢々米國ニ言及シ居ル處同人ハ米國ハ獨逸ニ對シドウセ<sup>(譯)</sup>祿ナコトハ出來スト多寡ヲ括リ居リ又著任以來當地米國公使ニハ挨拶モ見合セ居レリ

370 昭和16年7月15日 在米國野村大使より  
松岡外務大臣宛(電報)

### 米國を通じて独國の対英和平工作に関する情

#### 報続報

ワシントン 7月15日前発  
本省 7月16日前着

第五〇六號(外機密、館長符號扱)

往電第四七七號ノ件ニ關シ<sup>(1)</sup>  
其ノ後聞込ミタル點左ノ通り

「本年二月初メ「フレデリコ、スタールフォス」(Frederico Stallforth)ナル者「シアース、ローバツク」取締役會長「ウツド」將軍(因ニ將軍ハ亞米利加第一主義協會議長タリ)及市俄古「トリビューン」持主「マコミツク」ノ兩氏ニ件ハレ「ハル」國務長官ノ親戚ニ當ル「ピンクネー、マクカーバー」ナル者ノ紹介ニテ當時華府「カールトン、ホテル」ニアリシ「ハル」長官ノ「アパート」ニテ同長官ト會見セリ(因ニ右「マクカーバー」ハ「ハル」長官ト同郷人ニシテ同人父ハ「ハル」ト共ニ州法官ノ職ヲ奉セシコトアリ同人ハ久シク聯邦調查局ニ奉職シ現ニ米產業會社ノ華府駐在代表タリ親日的傾向ヲ有シ日本ヲ以テ共產主義防衛ノ要塞タリト爲ス點ニ於テ「ハル」長官ト意見ヲ同シクス)

二、其ノ際「スタールフォス」ノ語ル所ニ依レハ同人ハ獨逸系米人ニシテ一九二〇年ヨリ一九三九年ニ至ル迄米國ノ某財團(我日本電力社債引受ニ當リシ紐育ノ「ハリス、フォブス」商會ナルコト其ノ後判明セリ)代表者トシテ

伯林駐在中「ヒトラー」「ゲッベルス」「ゲーリング」ト親交ヲ結ヒ殊ニ「ナチ」運動初期ニ於テ資金的援助ヲナシタル關係上獨逸現在ノ指導者間ニ幾多ノ親交ヲ有スルニ至レリ(因ニ米ノ「デュボン」會社ノ獨逸ニ於ケル權益力侵害ヲ免レ居ルハ彼ノ斡旋ノ賜物ニシテ現ニ彼ノ身許ハ「デュボン」一家ニ於テ保障シ居レリトノコトナリ)而シテ彼ハ昨年末墨國經由歸米セルカ其ノ際「ナチ」指導者連ハ彼ニ授クルニ歐洲和平案ヲ以テシ尙同人ノ立場證明ニ資センカ爲「ヒトラー」及「ゲッベルス」兩氏ノ書面ヲ以テセルカ之ヲ「ハル」長官ノ閲讀ニ供シタリ彼ノ携帶セル和平案ニ依レハ「ヒトラー」ハ何時ナリトモ英國トノ和平交渉開始ノ意アリ之カ爲米國ノ斡旋ヲ希望ストノコトナリ其ノ和平提案ノ骨子ハ英帝國ヲ保全スルハ勿論佛、白、蘭ノ諸國ヲモ復活セシメ唯波蘭及「チエツコスロバキヤ」兩國ノミハ之ヲ消滅セシメ諾威及丁抹兩國ノ運命ニ關シ米國(不明)交渉ノ協議ニ讓ラントスルニ在リ

三、<sup>(3)</sup>「ハル」長官ハ右申出ニ感シタルモ尙之ニ疑念ヲ懷キタルカ本年二月十五日國務省ニ於テ第一回ノ協議會ヲ催シ

タリ先方ハ「スタールフオス」「ウツド」「マコミツク」及「マクカバー」國務省ハ長官以下歐洲局ヲ始メトシテ關係當局ノ外情報部員二名之ニ參加シタリ本會合ノ劈頭同人ハ「ヒトラー」及「ゲッベルス」ノ親書ヲ提示スルト共ニ同人ノ權限等確認ノ爲國務省ヨリ國際電話ニテ「ナチ」當局ト通話方許可アリタキ旨申出テ同日午後國務省官吏立會ノ下ニ「ゲッベルス」ト通話シテ自己ノ立場ヲ立證スルヲ得タリ

四、爾來四月十日迄(此ノ間同人ハ紐育ニ滞在セリ)ノ間ニ前後四回國務省ニ於テ會談行ハレタルカ其ノ結果彼ノ提議ニ基キ國務省ハ四月十一日ニ至リ彼ニ外交旅券ヲ下附シ國務省高官一名同伴ノ上「クリツパー」ニテ里斯本經由渡獨シ「ナチ」當局ト協議ヲ遂ケタル上五月二十七日同シク「クリツパー」ニテ變名歸米シ目下引續キ交渉中ニシテ既ニ大統領トモ會見シタリ

五、<sup>(4)</sup>彼ハ渡獨ニ際シ右和平交渉案ノ外米國領海ニ在ル獨逸船舶ノ對米賣渡交渉ヲモ委託セラレ其ノ結果大統領力樞軸國船舶沒收方針聲明以前ニ右賣買ノ取極ヲナシ且之カ代金ヲ獨逸在外資金ニ繰入レノ手續ヲ終了スルヲ得タリ

六、獨逸ニ於テハ「ヘス」「ペ<sup>ママ</sup>プリング」「ゲツベルス」竝ニ軍部首腦部ト前記國務省代表トノ間ニ協議進メラレタルカ其ノ際「ヘス」ハ獨逸ノ指導者連ハ和平ニ對シ誠意ト熱意トヲ有スル旨力説シ之カ爲必要トナラハ猶太人壓迫緩和ハ勿論「ヒトラー」自身ノ隱退ヲモ考慮スヘキ旨ヲ仄カセルヤニ傳ヘラル

七、右「スタールフオス」ノ外獨逸軍部代表密使目下華府ニ在リテ折衝中ナルカ其ノ間往々ニシテ意見ノ相違アリ國務省側ニ當惑ノ體ナルヤニ仄聞ス

八、<sup>(5)</sup>何レニセヨ獨逸側ハ國內食糧不安及石油不足トシテ之カ供給確保ヲ露西亞ニ求メントシ米ノ斡旋ヲ期待シタルカ其ノ得ラレサルコト明カトナルヤ英米側カ一種ノ威嚇ニ過キサルヘシト見クヒリ居タル國境ニ集結セル大軍ヲ進出セシメタルカ此ノ點ニ關シ英米側ノ誤算アリシト云ヒ得ルモ同時ニ獨逸側トシテモサカ英米カ露西亞ヲ援助スルカ如キコトナカルヘシト考ヘタル點ニ於テ誤算アリシナラスヤト政府部内有力者ハ語リ居レリ

九、因ニ日米國交調整交渉ニ頓挫ヲ來セル原因カ右交渉ト獨逸ノ對英工作トノ間ニ一脈ノ聯絡アリシモノトノ誤解ヲ

米國側カ抱キタル爲ナルコトモ其ノ一因ナリシコト昨今ニ至リ初メテ判明セリ

~~~~~